

春日市中央部市民活動交流拠点複合施設基本構想
及び土地利用基本構想

令和6年3月

春日市



目次

第1章 背景・目的……………1

- 1 構想の背景と目的
- 2 構想の位置づけ

第2章 基本条件……………3

- 1 上位関連計画等
- 2 本件エリア及び本件エリア周辺の概要整理
- 3 本件エリア及び新たな複合施設に関する課題
- 4 本件エリア及び新たな複合施設に求められる役割

第3章 エリア全体の基本構想……………58

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 運営方針
- 4 整備方針
- 5 機能配置方針
- 6 機能配置の考え方
- 7 本件エリアへの交通利便性の確保

第4章 複合施設等の基本構想……………69

- 1 地域共生社会の拠点施設としての機能
- 2 新たな複合施設に配置する機能
- 3 災害時の機能
- 4 施設配置・機能連携の考え方
- 5 建物配置及びイメージパース等



第5章 事業手法等の検討……………83

- 1 事業スケジュール
- 2 事業費試算等
- 3 事業手法
- 4 跡地活用方策

第6章 市民や関係者等の意見を聴く取組…86

- 1 基本構想第1版策定まで
- 2 基本構想第1版策定後
- 3 基本構想第2版策定後

第1章 背景・目的

1 構想の背景と目的

全国的な人口減少時代の本格的到来の中で、戦略的な人口増加と人口流出抑制を図るとともに、市の個性と魅力を活かした持続可能なまちづくりを実現していくため、本市では、まちづくりの理念を「～福岡で最も「住みよい」都市づくり～ 人と地域をつなぐ 機能的でこころやすらぐ まち かすが」と定め、令和3年9月に、第2次春日市都市計画マスタープランを策定しました。

第2次都市計画マスタープランでは、コミュニティバスセンターがあることで市内各所からのアクセス性が高く、文化やスポーツ等市民活動の中心となる市の中央部を「中央居住ゾーン」として位置づけており、その中でも、ふれあい文化センターや市民図書館、総合スポーツセンター、さらには大谷ふれあい公園等を含む中心エリア（以下「本件エリア」という。）は、「市民活動交流拠点」として、必要に応じて多機能の公共施設等の集約化を検討することが示されています。

本構想は、本件エリアに既存施設等を移転・集約し、新たな機能を付加した複合施設を整備するとともに、市民活動・交流の更なる活性化に資する、誰もが行きやすく、行きたくなる拠点とするため、複合施設の基本構想及び本件エリア全体の土地利用基本構想の策定等を実施することを目的としています。

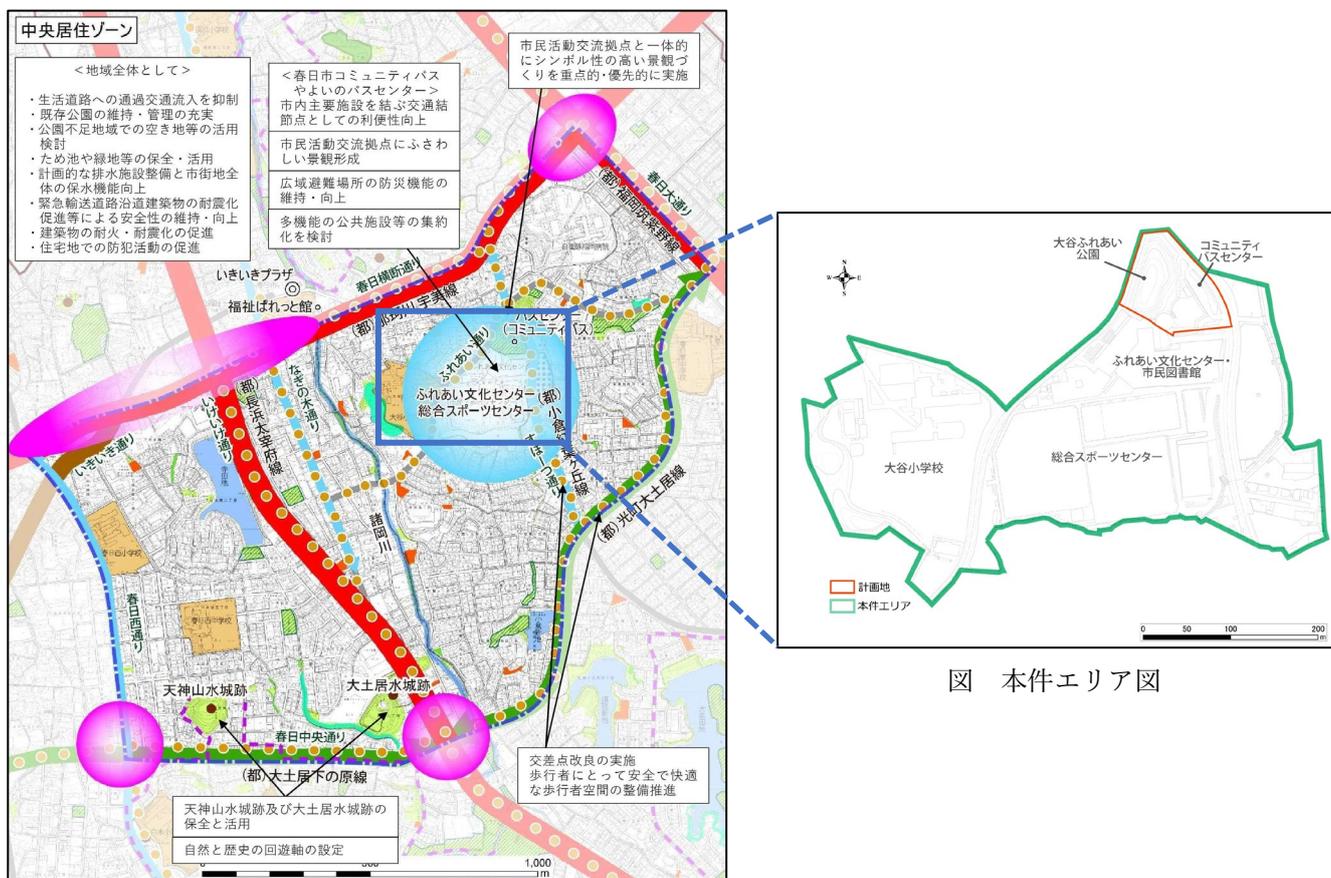


図 本件エリア図

図 都市計画マスタープラン

「都市施設整備、その他方針図（中央居住ゾーン）」

2 構想の位置づけ

本構想の位置づけは、上位計画である「第6次春日市総合計画」「第2次春日市都市計画マスタープラン」に即した構想であるとともに、「春日新50年プラン」「春日市立地適正化計画」の各計画とも整合を図りつつ、策定するものです。



図 構想の位置付け

第2章 基本条件

1 上位関連計画等

(1) 社会的潮流

本構想では、整備にあたり、持続可能なまちづくり及び公共施設サービスの提供をめざし、省エネ・省CO₂化等の脱炭素対策、気候変動リスクへの対応、デジタル・トランスフォーメーション、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活様式の変容等、社会的潮流を踏まえます。

【社会的潮流の概要】

【脱炭素化、気象災害リスク、ニューノーマル等への対応】

- ・「2050年カーボンニュートラル」の実現及び、2030年度温室効果ガス46%削減、さらに50%の高みに向けた調整を目標として掲げ、GX（グリーントランスフォーメーション）に係る取組みを加速化（国土交通白書令和5年）
- ・地域資本を活用した課題解決型・価値創造型のまちづくり、市民目線での圏域設定、都市の特性に応じたまちづくり、デジタル技術／データを活用したまちづくり（デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会 中間とりまとめ報告書令和3年_国土交通省）
- ・インフラ・建設分野における脱炭素化の推進、公共交通、自転車の利用促進（国土交通省環境行動計画令和3年）
- ・居住の場、働く場、憩いの場といった様々な機能を備えた「地元生活圏」の形成、柔軟かつ多様なオープンスペースの活用の試行（新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性令和2年）

【施設集約】

- ・リアルの地域空間において、デジタル活用を図りつつ、地域空間の機能集約によるコンパクト化と地域公共交通の再構築の有機的連携を一層推し進めることが必要（国土交通白書令和5年）

【地域共生社会の実現】

- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築（厚生労働省白書令和5年）

① 脱炭素化、気象災害リスク、ニューノーマル等への対応

ア 国土交通白書(国土交通省)【抜粋】

【策定年次】 令和5年8月

脱炭素社会の実現に向けた動向	<p>第Ⅱ部 国土交通行政の動向 第7章 美しく良好な環境の保全と創造</p> <p>第1節 地球温暖化対策の推進 1 地球温暖化対策の実施等</p> <p>気候変動の影響により、自然災害が激甚化・頻発化するなど、地球温暖化対策は世界的に喫緊の課題となっている。我が国においては、<u>「2050年カーボンニュートラル」の実現及び、2030年度温室効果ガス46%削減、さらに50%の高みに向けた挑戦を目標として掲げ、GX(グリーントランスフォーメーション)に係る取組みを加速化</u>させている。</p>
----------------	--

イ デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

中間とりまとめ報告書(国土交通省)【抜粋】

【策定年次】 令和3年4月

今後の都市政策のあり方	<p>1. 目指すべきまちづくりの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間中心・市民目線のまちづくりの深化／機動的なまちづくりの実現 ・都市アセットの利活用 <p>2. 目指すべきまちづくり（人間中心・市民目線のまちづくりの深化／機動的なまちづくり）の方向性を実現するための視点</p> <p>(A) <u>地域資本を活用した課題解決型・価値創造型のまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市が提供する機能に着目した機能価値の向上のみならず、市民の感性に働きかける感性価値の向上も同等に重要。 <p>(B) <u>市民目線での圏域設定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズにきめ細かく応えるため、市民の暮らしの中心となる生活圏などを意識して、市民目線で取組の対象区域（圏域）を明確にして設定することが重要。 <p>(C) <u>都市の特性に応じたまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市と郊外の「中間エリア」といえるエリアにおいては、駅や駅前空間を周辺市街地と一体的に捉え、職住遊学の機能がバランス良く融合した「駅まち空間」を形成し、内外の回遊性を高めるなど、多機能化・複合拠点化（マルチタスク化）を進めることが求められる。 <p>(D) <u>デジタル技術／データを活用したまちづくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・A I、I o Tといった新技術や都市活動に関するデータをまちづくりに取り込み、市民一人ひとりのニーズに応える都市アセットの利活用や都市サービスの創出を進めることが重要。
-------------	---

ウ 環境行動計画(国土交通省)【抜粋】

【策定年次】 令和3年12月

分野別・課題別 環境関連施策	<p>第3章 国土交通省における分野別・課題別環境関連施策一覧</p> <p>I-1 省エネの加速、再エネ・水素等次世代エネルギーの導入・利活用拡大</p> <p>1. 住宅・建築物の省エネ対策の強化</p> <p>○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進</p> <p>・新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進</p> <p>①建築物省エネ法の適切な運用</p> <p>②省エネ基準適合義務づけ等の規制強化</p> <p>・ZEH・ZEB、LCCM住宅・建築物等の普及促進</p> <p>①ZEH・ZEBの普及促進</p> <p>②LCCM住宅・建築物の普及促進</p> <p>④低炭素建築物等の普及促進</p> <p>⑤サステナブル建築物等先導事業</p> <p>3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進</p> <p>3-2 <u>インフラ整備における脱炭素化の推進</u></p> <p>○計画・設計段階における脱炭素化の推進</p> <p>・省CO₂に資する材料等の活用促進及び技術開発等</p> <p>5. スマート交通の推進</p> <p>○<u>公共交通、自転車の利用促進</u></p> <p>・公共交通の利便性向上</p> <p>・自転車の利用促進</p>
-------------------	---

エ 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(国土交通省)【抜粋】

【策定年次】 令和2年8月

<p>新型コロナ危機を契機とした変化を踏まえた今後の都市政策の方向性</p>	<p>2. 【論点1】 都市（オフィス等の機能や生活圏）について</p> <p>② ①（新型コロナ危機を契機とした変化）を踏まえた今後の都市政策の方向性</p> <p>iii 職住近接に対応し、「リアルな場」としての価値を高める複合的な都市機能の提供</p> <p>郊外や地方都市の住宅地においては、<u>居住の場、働く場、憩いの場として様々な機能を備えた、居心地が良いウォークアブルな空間形成を進めることが重要となる（「地元生活圏」の形成）。</u></p> <p>4. 【論点3】 オープンスペースについて</p> <p>② ①（新型コロナ危機を契機とした変化）を踏まえた今後の都市政策の方向性</p> <p>iii 地域の関係者の連携による緑とオープンスペースの柔軟かつ多様な活用</p> <p>緑とオープンスペースは、自然資本財としてのグリーンインフラであり、その整備・管理・利活用には、地域コミュニティなどが、多様な主体が参画できるプラットフォームとして中心的な役割を担うことが重要である。</p> <p>…（省略）…</p> <p>なお、短期間に効果を発揮するために、まずは、まちなかの様々なオープンスペースにおいて、局所的にモデルとなるような取組を行い、そこに滞在する人々に居心地の良さを体感してもらう社会実験を行った上で、その成果やノウハウを各地域に展開・定着させることも有効である。この際、単に賑わいの創出のみを目的とした単発のイベントのような取組だけでなく、例えば、公共空間を活用し、比較的長期にわたりオープンテラスを設置するなど、日常的な活用方策を広げていくための取組も必要である。また、非常時を想定した炊き出し訓練の実施などを通じ、地域住民や事業者などの身近な人々を対象とした日常的な利用のみならず防災などの目的を含め、<u>柔軟かつ多様なオープンスペースの利活用を進めることも一つの方策</u>である。</p>
--	--

② 施設集約

国土交通白書（国土交通省）【抜粋】

【策定年次】 令和 5 年 8 月

<p>脱炭素社会の実現に向けた国土交通分野における取組</p>	<p>第 I 部 デジタル化で変わる暮らしと社会 第 2 章 豊かな暮らしと社会の実現に向けて 第 2 節 新しい暮らしと社会の姿 1 デジタル化による暮らしと社会の変化 (1) 将来の暮らしと社会に対する意識の動向 ②リアル空間の質的向上に向けて進められている取組み (集約型で暮らしやすいまちづくり)</p> <p>日常生活の利便性や生活コストに対する人々のニーズや、県庁所在地・中核市等への潜在的な居住ニーズがうかがえる中、例えば、地方圏の県庁所在地や中核市において、住民の生活に身近な課題をデジタル化により解消する取組みから先端技術サービスの実装まで、生活の利便性を向上する取組みを加速化することが重要である。その際、<u>リアルの地域空間において、デジタル活用を図りつつ、地域空間の機能集約によるコンパクト化と地域公共交通の再構築の有機的連携</u>を一層推し進める必要がある。</p>
---------------------------------	--

③ 地域共生社会の実現

厚生労働白書（国土交通省）【抜粋】

【策定年次】 令和 5 年 8 月

地域共生社会の 実現の推進	<p>第 4 章 自立した生活の実現と暮らしの安全確保</p> <p>第 1 節 地域共生社会の実現の推進</p> <p>1. 地域共生社会の実現について</p> <p>少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。</p> <p>2020（令和 2）年 6 月 5 日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 52 号）が成立し、2021（令和 3）年 4 月 1 日から施行された改正社会福祉法において、新たに重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）が創設された。重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業であり、2021 年度には 42 市町村が実施した。また、2022（令和 4）年度には 134 市町村が実施しており、今後も重層事業の効果的な実施を推進していくこととしている。</p> <p>重層事業の創設とともに、2021 年度は、2023（令和 5）年度以降に重層事業へ移行するために必要な経費を市町村に補助する重層事業への移行準備事業、市町村の包括的な支援体制整備の後方支援を行うために必要な経費を都道府県に補助する都道府県後方支援事業、重層事業に従事する支援員等を対象に国が研修等を行う人材養成事業を創設した。さらに、地域共生社会の実現に向けた気運を醸成するため 2021 年 4 月に地域共生社会のポータルサイトを開設した。</p> <p>こうした取組みを着実に進め、<u>地域共生社会の実現に向けて、重層事業をはじめとした市町村における包括的な支援体制の構築に取り組んでいく。</u></p>
------------------	--

(2)上位関連計画の整理

本構想に関連する上位関連計画について、以下のとおり整理します。

①本件エリアに関する上位関連計画の概要

■第6次春日市総合計画

将来都市像

住みよさ実感都市かすが ～つながる はぐくむ 支え合う～

基本構想第2章:まちづくりの基本理念

「誰もが住み続けたいと思えるまちづくり」

「みんなが活躍する協働のまちづくり」

「未来へつなげるまちづくり」

■第2次春日市都市計画マスタープラン

中央居住ゾーン(地域別重点プロジェクト)

「春日市コミュニティバス「やよい」の利用促進や路線の継続・充実に加え、自転車や徒歩でも安全に市民活動交流の場にアクセスすることができる周辺環境の維持・形成」

「自家用車利用の減少や交通渋滞の緩和や環境負荷の低減とともに、日常の余暇活動空間としての利用増加による市民健康の増進」

■春日市立地適正化計画

市民活動交流拠点周辺都市機能誘導区域

都市機能誘導方針

「福祉・文化・スポーツ・子育て等の全市民が利用する公共施設の誘導と複合化」

「交通結節機能の強化（バスセンターの改善）」

市民活動交流拠点周辺都市機能誘導区域のイメージ

「文化活動や音楽活動、生涯教育、スポーツ・健康づくりなど、徒歩や自転車、コミュニティバスなど多様な移動手段で行くことができる」



**中央部エリアを誰もが行きやすく行きたくなる
市民活動交流拠点として強化することを目指す。**

②複合施設に関する上位関連計画の概要

■第2次春日市都市計画マスタープラン

中央居住ゾーン(地域別重点プロジェクト)

「文化・スポーツの拠点(ふれあい文化センター、総合スポーツセンター)の日常的な利活用促進による市民の文化的で健康的な創造の場の形成」

「既存の公共施設の利活用促進に加え、必要に応じて、多機能の公共施設等の集約化の検討により、さらなる市民活動交流の場を形成」

■春日新50年プラン

「協働のまちづくり」の基盤整備

プランA 市民活動拠点の整備

①市中央部の「市民活動交流拠点」の強化推進(地域共生社会の拠点施設の整備)

■春日市公共施設等総合管理計画

基本方針:(1)公共建築物(ハコモノ施設)

①施設の長寿命化、②施設の適正配置、③運営・維持管理の効率化

■第4次春日市地域しあわせプラン2021

基本目標1:(2)地域における交流・ふれあいの促進

・福祉活動の場の確保だけでなく地域の誰もが気軽に立ち寄り交流し情報共有できる場としての地域における拠点づくり



中央部エリアに地域共生社会の拠点となる多機能を
集約した新たな複合施設を整備することを目指す。

表 上位関連計画の一覧

計画名		策定（改訂）年月
ア	第6次春日市総合計画	令和3年3月
イ	第2次春日市都市計画マスタープラン	令和3年9月
ウ	春日市立地適正化計画	令和6年3月
エ	春日新50年プラン	令和4年11月
オ	第2期春日市人口ビジョン・春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年3月
カ	春日市国民保護計画	令和2年3月
キ	春日市地域防災計画 【地震災害対策編・風水害等対策編・原子力災害対策編】	令和5年9月/ 平成27年9月
ク	第2次春日市緑の基本計画	令和3年9月
ケ	第3次春日市環境基本計画	令和3年3月
コ	第3期地球温暖化対策実行計画（区域施策編） （令和3年度～令和12年度）	令和3年3月
サ	春日市公共施設等総合管理計画	令和5年3月
シ	春日市公共施設等マネジメント計画	令和2年3月
ス	第4次春日市地域しあわせプラン2021	令和3年3月
セ	春日市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画	令和3年3月
ソ	第5次春日市障がい福祉長期行動計画	令和2年3月
タ	第6期春日市障がい福祉計画 及び 第2期春日市障がい児福祉計画	令和3年3月
チ	第2期春日市子ども・子育て支援事業計画	令和2年3月
ツ	第2期春日市スポーツ推進基本計画	令和5年3月
テ	第2期いきいき春日21健康づくり支援計画 春日市食育推進基本計画	平成30年3月
ト	第4次春日市男女共同参画推進プラン	令和3年3月
ナ	人権教育及び人権啓発推進第4次春日市実施計画 （平成31年度～令和5年度）	平成31年3月

ア 第6次春日市総合計画【抜粋】

【策定年次】令和3年3月 【計画期間】令和3年度～令和12年度

将来都市像	住みよさ実感都市 かすが ～つながる はぐくむ 支えあう～
まちづくりの 基本理念	○誰もが住み続けたいと思えるまちづくり ○みんなが活躍する協働のまちづくり ○未来へつなげるまちづくり
まちづくりの 基本目標	基本目標1 人と地域がつながり、豊かさにぎわいを生み出すまち ～人づくり・地域づくり～ 基本目標2 安心して子育てができ、子どもがすくすくと成長できるまち ～子育て・教育～ 基本目標3 みんなで支え合い、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち ～健康・福祉～ 基本目標4 良好な住環境の中で、安心して快適に暮らせるまち ～都市整備・安全安心～ 基本目標5 持続可能で、市民から信頼される行政経営 ～行政経営～
政策推進のための 主な施策	基本目標1 政策1-1 協働のまちづくりの推進 3 地域や団体の交流の場づくり ①団体の交流・対話の場づくり 地域活動や市民公益活動を行う市民や団体が交流・対話できる場づくりを推進することにより、市民や団体間のネットワークづくりを支援し、新たな協働による活動、取組につなげます。 基本目標3 政策3-4 地域共生社会の推進 3 複合的な生活課題への総合的な支援 ①総合的な支援のための体制の整備 自殺対策、引きこもり対策、虐待対策、多文化共生の推進など、既存の福祉分野を超えて総合的な支援を要する課題について、関係団体や関係機関と緊密な連携を図り、解決を図ることができる体制を整備します。 基本目標4 政策4-2 交通体系の整備・維持 4 公共交通体系の整備 ①コミュニティバス「やよい」の利用促進 市民の身近な移動手段であるコミュニティバスを、より便利で快適なものとし、利用促進を図ります。 政策4-5 環境保全と循環型社会の推進 1 地球環境の保全

	<p>①地球温暖化対策の推進</p> <p>地球温暖化を防止するため、市民の省エネルギー行動や再生可能エネルギーの使用を促進し、二酸化炭素の排出が少ない低炭素型社会の実現を目指します。そのために、市民や事業者への啓発を行うとともに、市が率先して環境に配慮した行動を行います。</p> <p>基本目標 5</p> <p>政策 5-2 持続可能な財政運営</p> <p>5 公共施設等の適正な管理と有効活用</p> <p>①公共建築物の再配置</p> <p>公共施設等マネジメント計画に基づき、市民へのサービス水準を維持・充実させながら、施設の統廃合等を検討することで、公共建築物の適正配置を図ります。</p>
--	---

イ 第2次春日市都市計画マスタープラン【抜粋】

【策定年次】令和3年9月 【計画期間】令和3年度～令和22年度（20年間）

まちづくりの 理念	～福岡で最も「住みよい」都市づくり～ 人と地域をつなぐ 機能的でこころやすらぐまち かすが
まちづくりの 目標	(1) 住みたい・住み続けたいと思うまちづくり (2) 多様な世代の需要に対応した定住環境づくり
将来都市構造	(1) 市民生活サービスの中心になる拠点形成 【市民活動交流拠点】 春日市ふれあい文化センター、総合スポーツセンター周辺は、各種公共施設が集積していることから、市民生活の活動の拠点として利便性の維持・向上を図ります。
地域別 まちづくり方針	3 中央居住ゾーン 3-2 まちづくりの目標 ②春日らしさを持ち、潤いと豊かさを実感できるまちづくり ③魅力的なまちの「顔」を持つ、賑わいがあり便利なまちづくり ④誰もが快適に移動できるまちづくり ⑤安全に安心して住み続けることができるまちづくり 3-3 まちづくり方針 3-3-1 土地利用、市街地整備の方針 本地域の中央に位置するふれあい文化センター及び総合スポーツセンター周辺は、必要に応じて多機能の公共施設等の集約化を検討するなど、今後も機能の維持・充実を図るとともに、近接するいきいきプラザ及び福祉ばれっと館との有機的な連携を図り、市民活動交流拠点としての機能強化を図ります。 3-3-2 都市施設整備、その他の方針 ふれあい文化センター、総合スポーツセンター周辺は、市民活動交流拠点にふさわしい景観形成を図ります。（サインの統一、敷地内緑化、歩行者空間の魅力化）
地域別重点 プロジェクト	2-3 中央居住ゾーン ■「市民がまんなか」のコンセプトをもとにした市民活動交流拠点の更なる強化促進 文化・スポーツ施設等の市民活動空間のさらなる集積を図るとともに、利便性の高いコミュニティバスの活用により、誰もが行きやすく行きたくなる市民活動交流拠点の形成を継続的に進めます。 ・文化・スポーツの拠点（ふれあい文化センター、総合スポーツセンター）の日常的な利活用促進による市民の文化的で健康的な創造の場の形成 ・既存の公共施設の利活用促進に加え、必要に応じて、多機能の公共施設等の集約化の検討により、さらなる市民活動交流の場を形成 ・春日市コミュニティバス「やよい」の利用促進や路線の継続・充実に加え、自転車や徒歩でも安全に市民活動交流の場にアクセスすることができる周辺環境の維持・形成

ウ 春日市立地適正化計画【抜粋】

【策定年次】 令和 6 年 3 月 【計画期間】 令和 6 年度～令和 22 年度（16 年間）

<p>策定の背景と目的</p>	<p>○今後予想される人口減少や少子高齢化、公共施設等の社会インフラの老朽化の更なる進行に備え、将来にわたって快適で質の高い生活を送ることができるよう、持続可能で効率的な都市構造の実現を予防保全的に進める。</p> <p>○拠点及びその周辺への全市的な都市機能の移転・集約や機能強化、医療・福祉・商業等の生活利便施設の立地誘導を図るとともに、拠点間や住宅地を利便性の高い公共交通ネットワークで結び、質が高く多様な住宅の供給促進と住環境の維持・向上を図ることにより、将来にわたり誰もが安心して快適かつ健康に暮らせる利便性の高い都市環境を形成する。</p> <p>○将来都市構造の実現に向けた都市づくりの方針と誘導方針を具体的に示し、方針に即して国の支援制度を効果的に活用するとともに民間投資を喚起することにより、多様な都市機能を備えた魅力の高い拠点の実現を加速させる。</p>
<p>都市づくりの方針</p>	<p>方針 1 多様な世代が安全かつ快適に暮らすことのできる住環境の形成</p> <p>方針 2 暮らしの質と魅力を高める拠点周辺の形成</p> <p>方針 3 公共交通ネットワークの維持・向上による歩いて暮らしやすい環境の形成</p>
<p>誘導施策</p>	<p>6-2 都市機能誘導に係る施策</p> <p>(2) 3 拠点周辺への高次都市機能の誘導</p> <p>2) 市民活動交流拠点周辺都市機能誘導区域</p> <p>【施策展開の方向性】</p> <p>①市民活動交流拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが使いやすい活動拠点の整備 ・介護・福祉・保健等の施設や子育て支援施設(いきいきプラザ)の機能集約・複合化、継続立地、機能強化 <p>②多様な人々が交流し賑わう多機能で魅力的な拠点施設や活動の維持・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のスポーツ拠点施設の立地継続・機能強化 ・既存の文化交流施設の立地継続・機能強化 ・交通結節点(バスセンター等)の利便性と一体となった質の高い都市環境の形成 ・市民のレクリエーション空間の形成を目的とした公園・緑地等の再整備の推進

エ 春日新 50 年プラン【抜粋】

【策定年次】 令和 4 年 4 月

<p>プラン目的</p>	<p>「春日新 50 年プラン」は、第 6 次春日市総合計画と第 2 次春日市都市計画マスタープランに基づき、3 つの視点から「協働のまちづくり」のハード面の基盤整備を推進するものです。</p> <p>少子化に対応する教育・子育て支援策、地域共生社会に向けた高齢者・障がい者等への重層的支援体制の確立、災害対策など目の前の課題にしっかりと向き合いながら、長期的な視点に立った都市づくりも着実に進めてまいります。</p>
<p>プラン内容</p>	<p>プラン A 市民活動拠点の整備</p> <p>① 市中央部の「市民活動交流拠点」の強化推進</p>

オ 第 2 期春日市人口ビジョン・春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略【抜粋】

【策定年次】 令和 2 年 3 月

【計画期間】 令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）

<p>《総合戦略》 基本目標</p>	<p>基本目標 1 若い世代の結婚から子育てまでの希望がかなうまちづくり</p> <p>基本目標 2 九州で最も住みやすい魅力あるまちづくり</p> <p>基本目標 3 超高齢・人口減少社会に対応した持続可能なまちづくり</p>
<p>《総合戦略》 基本目標に向けた施策</p>	<p>基本目標 2</p> <p>指針 2 交通機能など都市機能の充実</p> <p>○交通ネットワークの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスやよいの利用促進や公共交通ネットワークの維持・向上を図ります。 <p>基本目標 3</p> <p>指針 3 都市の再構築</p> <p>高度経済成長期に整備された公共施設とインフラが老朽化していることから、適切な維持管理・更新等を図るとともに、人口減少・少子高齢社会に対応した持続的な都市機能の在り方を検討します。</p> <p>○ファシリティマネジメントの推進（公共施設等総合管理計画の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政負担の軽減・平準化、公共施設等の適切な配置を図るため、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行います。

カ 春日市国民保護計画【抜粋】

【策定年次】 令和2年3月

国民保護措置に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none">(1) 基本的人権の尊重(2) 国民の権利利益の迅速な救済(3) 国民に対する情報提供(4) 関係機関相互の連携協力の確保(5) 国民の協力(6) 高齢者、障がいのある人等への配慮及び国際人道法の的確な実施(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保(9) 外国人への国民保護措置の適用
平素からの備えや予防	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>2 市が管理する市が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>(1) 施設及び設備の整備及び点検</p> <p>市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。</p> <p>(3) 復旧のための各種資料等の整備等</p> <p>市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地積調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。</p>

キ 春日市地域防災計画【地震災害対策編・風水害等対策編・原子力災害対策編】【抜粋】

【策定年次】原子力災害対策編：平成 27 年 9 月、風水害等対策編：令和 5 年 9 月

地震災害対策編：令和 5 年 9 月

<p>災害予防計画 【原子力災害 対策編】</p>	<p>9 避難収容活動体制の整備 (2) 避難所等の整備 市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、避難所としてあらかじめ指定し、県と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、避難所において必要とされる設備の整備及び避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</p>
<p>避難所 指定状況</p>	<p>○大谷ふれあい公園は春日東ブロックの一時避難場所に指定 ○指定緊急避難場所：大谷ふれあい公園 指定避難所：ナギの木苑、男女共同参画・消費生活センター</p>
<p>災害予防計画 【地震災害対策 編・風水害等対 策編】</p>	<p>3 章 被災者支援対策の整備 2 節 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定 [関係各部、教育委員会] 避難対策として、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、自主防災組織による防災訓練、防災に対する啓発講演及び広報誌等、市の出版物を通じ市民への周知を図る。 3 節 避難行動要支援者対策 [関係各部、消防機関、自主防災組織] 4 社会福祉施設、病院等の対策 (3) 防災設備等の整備 ア 防災設備 社会福祉施設及び病院等の管理者を指導・支援し、避難行動要支援者の安全確保のための施設の整備を促進するよう要請する。 (4) 社会福祉施設、病院等の管理者 社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備の充実を推進する。 (5) 避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備 市、社会福祉施設及び病院等の管理者は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。</p>

ク 第2次春日市緑の基本計画【抜粋】

【策定年次】令和3年9月 【計画期間】令和3年度～令和22年度（20年間）

基本理念	みんなでつなぐ ふるさと かすがの緑
基本方針	<p>【守る】市の文化・歴史が薫る自然環境の保全</p> <p>【育む】豊かな住宅都市を彩る緑の整備・管理</p> <p>・道路や公共施設は、樹種に配慮した緑化とその適切な維持管理を行います。</p> <p>【活用する】守り育まれた緑が持つ多様な機能の活用</p> <p>・各地域の都市公園を核とした地域活動の振興や周辺のにぎわい形成など、積極的な公園の活用を行うためのマネジメント体制の構築や、活用しやすい環境整備を図ります。</p>
施策と事業方針	<p>2-3 公共施設緑化の推進</p> <p>○公共施設等の緑化</p> <p>市街地内の緑化の先導役、モデルとなるよう、市が管理する施設の緑の適切な配置・管理を行い、緑の景観形成や環境問題への対応を進めます。</p>

ケ 第3次春日市環境基本計画【抜粋】

【策定年次】令和3年3月 【計画期間】令和3年度～令和12年度（10年間）

環境都市像	<p>ずっと住み続けたい共生のまち かすが</p> <p>～人と生きものがともに暮らす魅力あるまち～</p>
まちづくりの基本目標	<p>基本方針1 貴重な自然・歴史を次世代へつなぐまち</p> <p>基本方針2 良好な生活環境を守るまちづくり</p> <p>基本方針3 地球環境にやさしいまちづくり</p>
環境都市像の実現に向けた取組【市が取り組むこと】	<p>基本方針1</p> <p>基本施策 1-1 水と緑あふれるまち</p> <p>○緑化の推進</p> <p>多くの市民が利用する公民館や公園に花や緑を配置し、潤いのあるまちづくりを行います。</p> <p>基本方針2</p> <p>基本施策 2-1 さわやかな空気の保全</p> <p>○公共交通ネットワークの活性化</p> <p>市民の身近な移動手段であるコミュニティバスのさらなる利用促進を図ります。</p> <p>基本方針3</p> <p>基本施策 3-1 地球温暖化対策の推進 ★重点的基本施策</p> <p>○脱炭素型ライフスタイルの実践</p> <p>地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、COOL CHOICE（クールチョイス）や壁面緑化等の温室効果ガス排出削減行動を推進するとともに、公共施設の改修に伴う省エネ設備の導入や施設の長寿命化を進めます。</p>

コ 第3期地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和3年度～令和12年度)【抜粋】

【策定年次】 令和3年3月 【計画期間】 令和3年度～令和12年度(10年間)

<p>計画の目標</p>	<p>二酸化炭素排出量の削減目標 「2030(令和12)年度の二酸化炭素排出量を2017(平成29)年度から10.6%削減します」</p>
<p>削減目標の達成に向けた対策</p>	<p>1 基本方針 (2)低炭素なまちづくり ・交通分野における地球温暖化対策として、自動車から排出される温室効果ガスの削減に努めます。 ・公共施設、自宅周辺での植栽や建築物の壁面緑化などにより緑とのふれあいや周辺の熱環境の改善に努めます。</p> <p>【市の取組】 ・市民の身近な移動手段であるコミュニティバスのさらなる利用促進を図ります。</p>

サ 春日市公共施設等総合管理計画【抜粋】

【策定年次】 令和5年3月改定 【計画期間】 平成29年度～令和38年度(40年間)

<p>基本方針</p>	<p>(1) 公共建築物(ハコモノ施設) 方針①施設の長寿命化 方針②施設の適正配置 方針③運営・維持管理の効率化 (2) インフラ資産 方針①安心安全な都市基盤の確保 方針②資産情報の効率的な管理と適切な活用 方針③コスト縮減に向けた維持管理の推進</p>
<p>公共施設等の管理に関する基本的な考え方</p>	<p>(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 民間の技術・ノウハウ、資金等を活用するPPP/PFIの導入を検討します。 (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針 公共施設等の改修や更新等を行う際には、誰もが利用しやすいようにユニバーサルデザインへの対応に努めます。 (7) 統合や廃止の推進方針 本市の人口構成や市民サービス等の変化から、既存の規模や機能を維持したまま更新することが、維持管理コストと比較して負担が大きいと判断される施設については、再配置・広域化の検討を行います。</p>

シ 春日市公共施設等マネジメント計画【抜粋】

【策定年次】 令和 2 年 3 月 【計画期間】 令和 2 年度～令和 38 年度（37 年間）

<p>公共建築物の 目指すべき姿 (将来像)</p>	<p>①公共サービスを次世代につなぐ ・長期的な視点に立って、本市が保有する公共建築物の総量を縮減し、持続可能な公共サービスを提供していくことを目指します。</p> <p>②市民のニーズに応える公共サービスの実現 ・現状の公共サービスについて見直しを行い、市民ニーズに対応した公共サービスの提供を目指します。 また、公共サービスの充実を図るため、民間活力の導入等も視野に入れ、地域の特性や市民の視点に立った柔軟性を持った公共建築物の整備を検討していきます。</p> <p>③安全・安心が確保された公共建築物の実現 ・安全性の観点からセキュリティ面の強化を図り、市民が安心して利用できる公共建築物の実現を目指していきます。</p> <p>④多様なユーザーの使いやすさに配慮した公共建築物の整備 ・今後、公共建築物の再配置を行う際、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を目指します。 ・公共建築物の再配置に伴って変化する位置関係に対応し、市民がアクセスしやすいよう、公共交通などの移動手段確保も含めて施設整備を検討していきます。</p> <p>⑤多世代交流などの賑わい拠点となる公共建築物の実現 ・市民の生活をより豊かにするために、子どもから高齢者までが交流できる機能を検討し、まちの活性化につながる公共建築物の整備を行っていきます。</p>
<p>基本方針</p>	<p>方針 1 公共建築物の再配置 ・人口構造の変化や地域特性を踏まえ、市民へのサービス水準を維持・充実させながら、施設の統廃合、複合等を検討することで、公共建築物（ハコモノ施設）を適正に配置し、修繕・運営に必要となるコストの適正化を図ります。</p> <p>方針 3 運営・維持管理の効率化 ・民間施設への代替を検討するとともに、PPP/PFI等の民間活力の導入を検討します。 ・民間事業者の運営・管理のノウハウや資金を積極的に活用することで、提供サービスの質の向上、運営の効率化を図ります。</p>
<p>公共施設の 再配置計画</p>	<p>〈高齢福祉施設〉 【方策】施設の複合（高齢福祉施設を例としたイメージ） ・今後の高齢化社会を見据えた公共建築物の再配置を検討する必要があり、再配置・建替え時には市の中心部へ移転するなど、市民が気軽に訪れやすい施設の整備を検討します。 ・市の中心部に配置されることで、利用者の交通手段を自家用車からコミュニティバスへ転換を促せるなど、公共交通によるアクセスの向上が期待できます。</p> <p>〈集会施設〉 【今後の維持管理上の課題】 ・男女共同参画・消費生活センターは、幅広い世代の市民を対象とする利用者の特性を踏まえ、不特定多数の方が訪れやすい施設を複合先として選定する必要があります。</p>

<p>複合の計画をつくる際に守るべきルール</p>	<p>①施設の各利用者層に合わせた活動エリア（専用）や入口などのすみ分けを考える ②複合により集約される異なる層の利用者が共有できるエリア・交流機会を設ける ③施設の各機能や設備は、高齢者などの利用者層にできる限り配慮する ④ハード面と併せて、地域が一体となって施設運営を考える仕組みなどのソフト対策を考える</p>
---------------------------	---

ス 第4次春日市地域しあわせプラン 2021【抜粋】

【策定年次】令和3年3月 【計画期間】令和3年度～令和7年度（5年間）

<p>基本理念</p>	<p>みんなで支え合う誰にも優しいまち かすが</p>
<p>計画の基本目標</p>	<p>基本目標1 顔の見える支え合いの仕組みづくり 基本目標2 誰もがが必要な相談・支援が受けられる体制づくり 基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり 基本目標4 安全・安心・快適に暮らせる地域づくり</p>
<p>今後の取組</p>	<p>基本目標1 (2) 地域における交流・ふれあいの促進 【市の取組】 ・市社会福祉センターのみならず、福祉活動の場の確保だけではなく地域の誰もが気軽に立ち寄り交流し情報共有できる場としての地域における拠点づくりに努めます。 【市社会福祉協議会の取組】 ・住民福祉活動の拠点として、地域の誰もが気軽に交流、活動できる市社会福祉センターの整備に努めます。</p>

セ 春日市高齢者福祉計画 2021・第8期介護保険事業計画【抜粋】

【策定年次】令和3年3月 【計画期間】令和3年度～令和5年度（3年間）

<p>基本理念</p>	<p>みんなで支え合い 高齢者やその家族が安心して自分らしく暮らせるまち</p>
<p>基本目標</p>	<p>基本目標1 自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり 基本目標2 高齢者、家族が安心して暮らせるよう多様化・複合化するニーズに対応できる体制づくり 基本目標3 介護保険等公的サービスの充実と適切な利用体制づくり</p>
<p>施策の展開</p>	<p>基本目標1 取組方針② 自分に合った介護予防をできる体制づくり 【施策展開の方向性】 ②高齢者の活動の場に対する支援 シニアクラブや老人福祉センター等における高齢者の生きがいがづくりや健康づくり等の活動に対する支援を継続して行い、高齢者が自分に合った活動の場を選択し、社会参加を継続できる環境づくりを推進します。 【事業展開】 ②老人福祉センターナギの木苑の運営</p>

ソ 第 5 次春日市障がい福祉長期行動計画【抜粋】

【策定年次】令和 2 年 3 月 【計画期間】令和 2 度～令和 8 年度（7 年間）

私たちが目指す 春日市の姿	障がいのある、ないにかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、 地域で支え合いながら生き生きとした人生を送ることができる社会
計画の方針	○障がいのことは障がい者自身で決められるようにする ○障がいのあることで差別されないようにする ○障がいのある、ないにかかわらず、地域でともに学び暮らせるようにする ○障がい者の立場に立って支援する
計画の目標	1. 地域での生活 2. 健康に暮らすこと 3. 学校や芸術活動、スポーツ 4. 働くこと 5. 住まいや生活する場所を良くすること 6. 情報を伝えること 7. 安全に暮らすこと 8. 障害のある人の権利を守ること 9. 市役所や選挙などでの配慮
目標ごとの課題 と取組 【行政が取り組 むこと】	5. 住まいや生活する場所を良くすること 障がいがあっても、住みなれた地域で暮らすことができるように、生活する場 所を 使いやすく します。特に、市役所、公園、道路など、たくさんの人が使う場 所を 使いやすく します。

タ 第 6 期春日市障がい福祉計画及び第 2 期春日市障がい児福祉計画【抜粋】

【策定年次】令和 3 年 3 月 【計画期間】令和 3 年度～令和 5 年度（3 年間）

計画の目指す姿	障がいのある、ないにかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、 地域で支え合い ながら生き生きとした人生を送ることができる社会
計画の方向性	(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援 (2) 地域生活への移行、継続支援、就労支援等 (3) 地域共生社会の実現 (4) 障がい児の健やかな育成のための発達支援 (5) 相談支援体制の充実 (6) 障がい福祉人材の確保

チ 第2期春日市子ども・子育て支援事業計画【抜粋】

【策定年次】令和2年3月 【計画期間】令和2年度～令和6年度（5年間）

基本理念	寄り添い 分かち合い 子どもすくすく みんなにここにこ ～子どもの輝き 子育ての喜びがあふれるまち かすが～
計画の基本目標	1. 子どもと親が共に成長し、自立する 2. 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える 3. 地域の人々と家庭が共に寄り添う 4. 多様な生活様式に合わせた育児環境をつくる
基本目標ごとの 取り組み 【行政の取り組み】	3. 地域の人々と家庭が共に寄り添う (1) 安心して子育てできる安全なまちをつくる ・公共施設、道路、公園などの生活環境の整備については、 子どもや子ども連れの保護者への配慮 に努めます。 (3) 孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる ・身近なところで 子育て支援 が受けられるよう環境整備を図ります。 ・相談に至らず、孤立しがちな市民に対し、相談しやすい環境を整備します。

ツ 第2期春日市スポーツ推進基本計画【抜粋】

【策定年次】令和5年3月 【計画期間】令和5年度～令和9年度（5年間）

基本理念	スポーツによる健康・感動・絆づくり
基本方針	基本方針1 やってみようスポーツ！ 基本方針2 育もうスポーツ！ 基本方針3 いって観ようスポーツ！ 基本方針4 みんなでつながろうスポーツ！
具体的な取組	基本方針4 みんなでつながろうスポーツ！ (1) スポーツを通じた地域間交流・地域の活性化の促進 ②スポーツを通じた地域間・世代間交流の促進

テ 第2期いきいき春日 21 健康づくり支援計画 春日市食育推進基本計画【抜粋】

【策定年次】平成30年3月中間見直し

【計画期間】平成30年度～令和4年度（5年間）

基本理念	健康で いきいき と生活できる 明るいまち
基本目標	第2期いきいき春日 21 健康づくり支援計画 市民が生涯にわたって、適切な生活習慣で、毎日をいきいきと楽しく過ごします。
実践【行政の取 り組むこと】	2 身体活動・運動 いきいきルームでの運動指導を実施します。

ト 第4次春日市男女共同参画推進プラン【抜粋】

【策定年次】令和3年3月 【計画期間】令和3年度～令和7年度（5年間）

基本目標	<p>目標1 豊かな未来が広がる男女共同参画への意識改革</p> <p>目標2 女性の活躍推進と男女が共に能力を活かす環境づくり</p> <p>目標3 男女が安心して暮らせる社会づくり</p>
施策の展開	<p>目標1 主要課題(2) 男女共同参画に関する広報活動の充実</p> <p>施策の方向性②男女共同参画のための拠点の機能の強化</p> <p>男女共同参画センター（じよなさん）の利用を促進させるため、講座等の開催を通して、情報を発信するとともに、情報を得ることができやすい環境づくりを行います。</p> <p>○男女共同参画センター（じよなさん）の機能の充実</p> <p>男女共同参画センター（じよなさん）を市民活動の場だけではなく、男女共同参画の情報を送受信する場としての機能の充実を図る。</p> <p>⇒ 【重点項目】男女共同参画センター（じよなさん）の機能の充実</p>

ナ 人権教育及び人権啓発推進第4次春日市実施計画(平成31年度～平成35年度)【抜粋】

【策定年次】平成31年3月 【計画期間】平成31年度～令和5年度（5年間）

分野別施策	<p>(4) 高齢者の人権に関する問題</p> <p>推進項目①高齢者に暮らしやすい環境の整備</p> <p>○施設のバリアフリー化の推進</p> <p>公共施設のバリアフリー化に向けて予算の範囲において実施可能なところから推進します。</p> <p>(5) 障がい者の人権に関する問題</p> <p>推進項目①社会参加の促進</p> <p>○障がい者の生きがいづくり支援</p> <p>障がい者が気軽にスポーツや文化活動等ができるように施設整備や催事の企画及び案内を行います。また、障がい者団体や支援団体の生きがいづくり事業を支援します。</p>
-------	---

2 本件エリア及び本件エリア周辺の概要整理

(1)本件エリア周辺の概要整理

① 本件エリアの位置

本件エリアは市の中央部に位置し、ふれあい文化センターや市民図書館、総合スポーツセンターの他、コミュニティバスやよいのバスセンターが存在し、周辺の幹線道路沿道には商業施設も多く集積している利便性の高いエリアです。

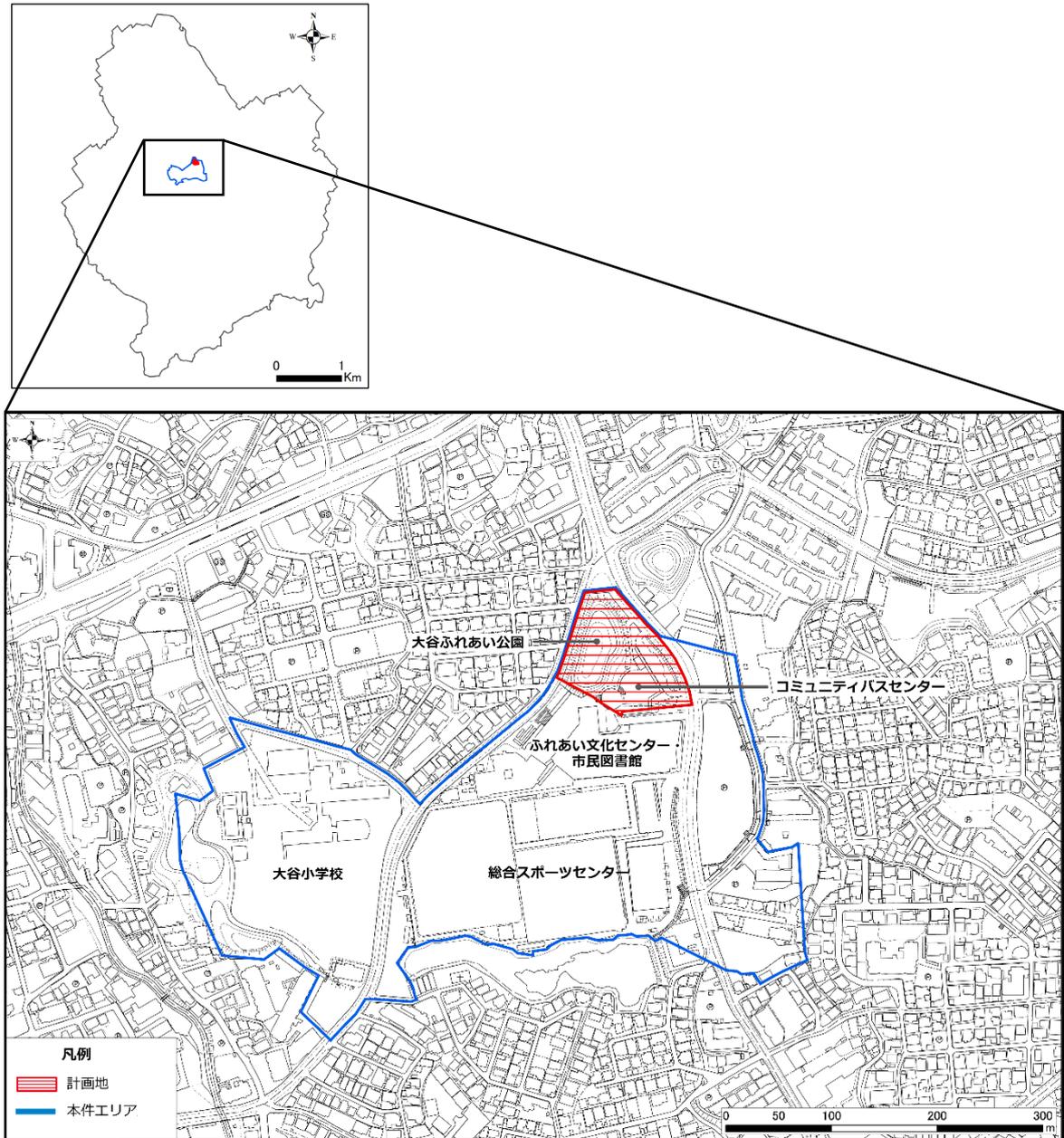


図 本件エリア 位置図

出典：春日市都市計画基本図（令和2年度） 数値地形図（レベル2,500）

② 法規制の整理

本件エリアの法規制は以下のとおりとなっています。

本件エリアの一部は文化・スポーツセンター地区に指定されており、目標として、市民のにぎわいと交流の場となる都市空間の形成が掲げられており、土地利用方針では文化・スポーツ施設の充実を図ることが示されています。

表 本件エリアの法規制

所在地	春日市大谷 6 丁目
敷地面積	複合施設整備予定地面積 約 13.3ha
用途地域	第二種住居地域
容積率	200%
建蔽率	60%
高度地区	第二種 15m 高度地区
防火指定	なし（建築基準法第 22 条の規定による指定はあり）
周辺道路	本件エリア東側道路：すば一つ通り 本件エリア西側道路：ふれあい通り 都市計画道路：那珂川宇美線（W=25m）

出典：春日市地理情報システム（令和 4 年 12 月時点）

表 文化・スポーツセンター地区 地区計画内容（抜粋）

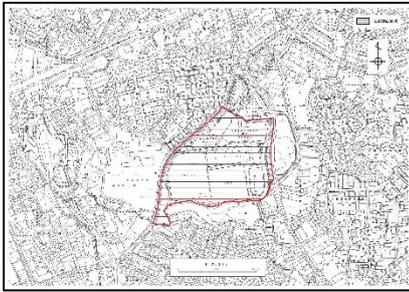
名称	文化・スポーツセンター地区
位置	春日市大谷 6 丁目地内 
面積	約 5.4ha
地区計画の目標	市民の文化・スポーツの向上に寄与するように快適で安全な施設維持を行い、市民のにぎわいと交流の場となる都市空間を形成することを目標とする。
土地利用の方針	本地区は、新しい都市文化並びに健康な余暇文化を育み、併せて市民交流を通じ健全な地域社会と地域文化の創造に寄与するため、文化・スポーツ施設の充実を図る。
建築物等の整備の方針	快適な界限空間を創出するため、建築物の意匠は地区特性に配慮した 親しみやすいものとする。

図 文化・スポーツセンター地区位置図

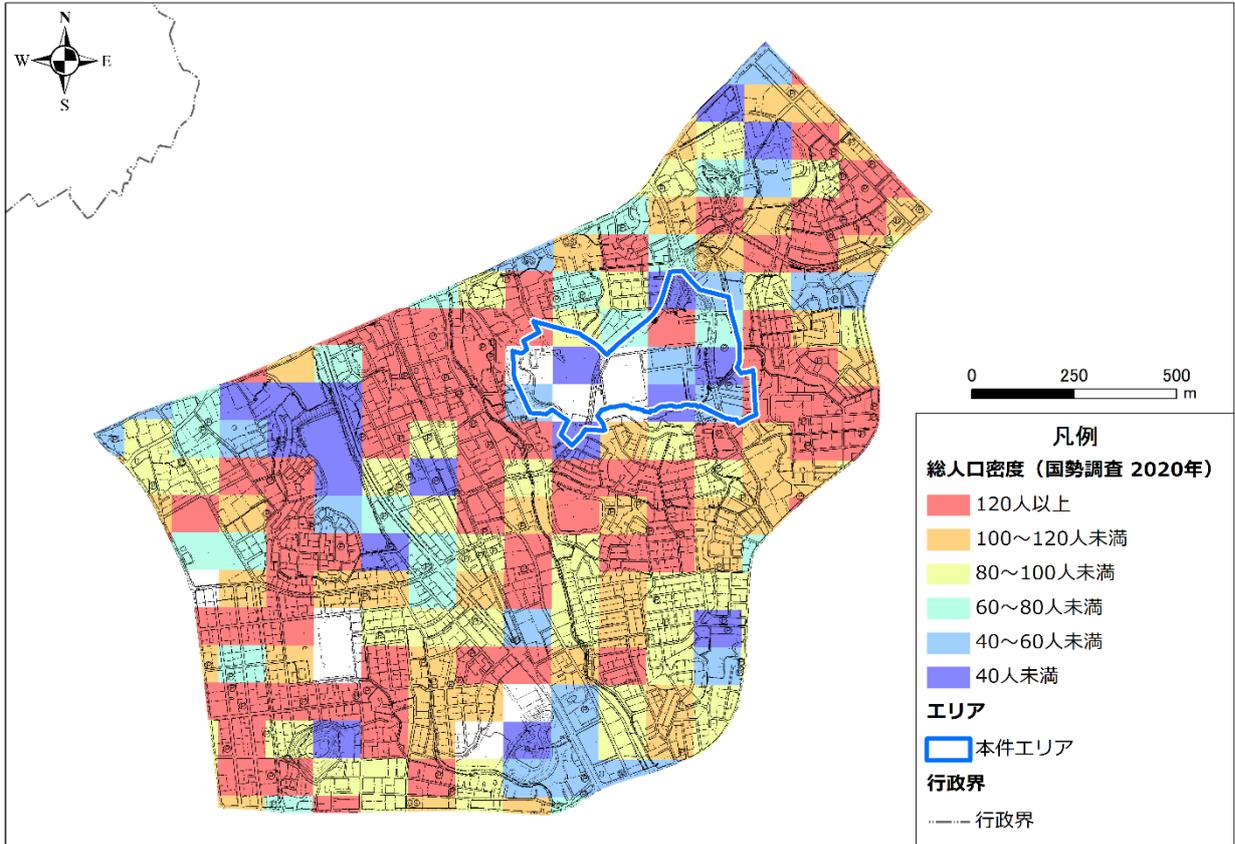
※最終変更令和元年 9 月 17 日告示

出典：春日市 HP（令和 4 年 12 月時点）

(2)本件エリア周辺の地域特性

ア 地域の人口

本件エリアを含む中央居住ゾーンでは人口密度が100mメッシュあたり120人以上のエリアが多くなっています。



出典：東京大学空間情報科学研究センター提供「令和2年簡易100mメッシュ人口データ」
 （国勢調査（令和2年）の250mメッシュ集計の人口を100mメッシュに按分）

本件エリア周辺800m圏域*の、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分別の割合は、市全体の傾向と同様となっています。

※「本件エリア周辺800m圏域」は本件エリアの中心から半径800mを圏域としたエリアです。

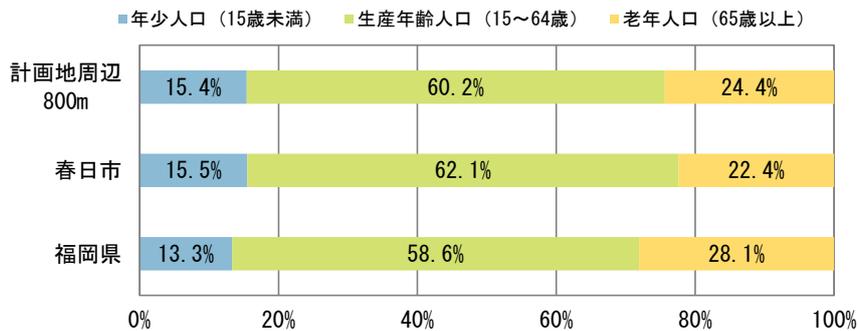


図 年齢3区分別人口割合

出典：国勢調査（令和2年） ※年齢不詳は除外

また、本件エリア周辺 800m 圏域で、500m メッシュの人口増減を確認した調査では、圏域の一部に人口減少傾向がみられますが、北側及び西側の一部は増加傾向にあり、全体では微増傾向がうかがえます。

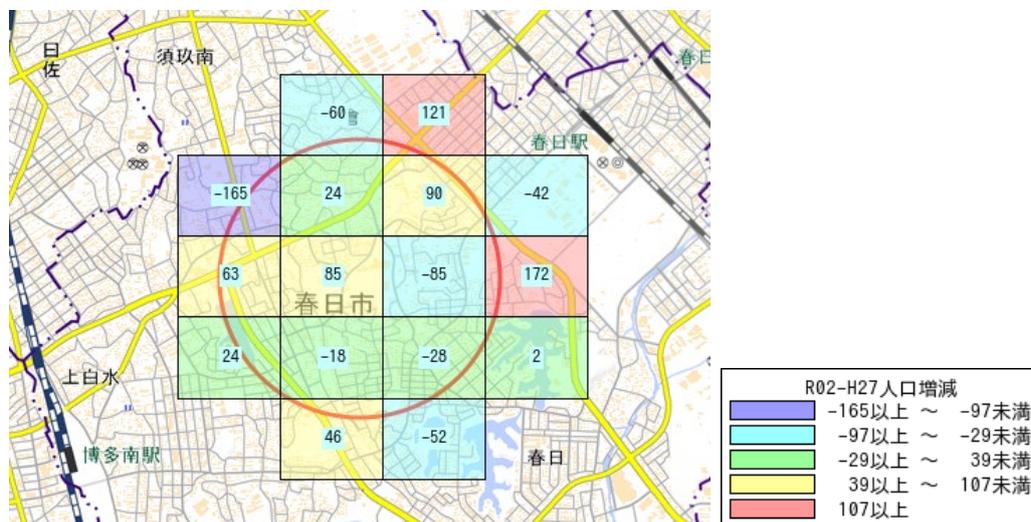


図 500m メッシュ人口増減

出典：国勢調査（令和2年）

イ 世帯

本件エリア周辺 800m 圏域の世帯構成は、市全体に比べて単身世帯が少なく、2 人以上の同居世帯が多くなっています。

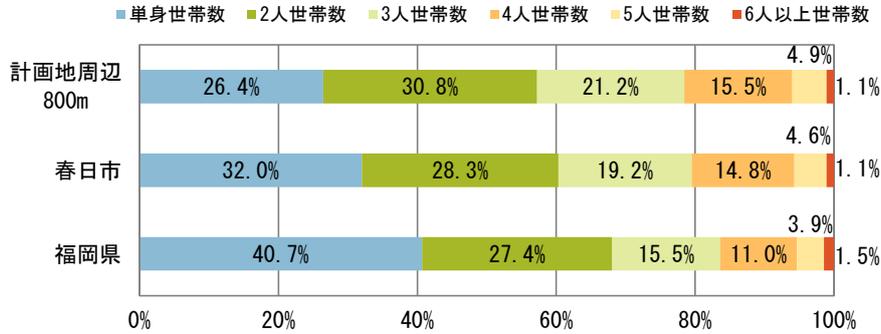


図 世帯人員別世帯割合

出典：国勢調査（令和 2 年）

人口の増減傾向では、本件エリア周辺 800m 圏域内に一部減少しているエリアがありましたが、世帯数の増減傾向では、一部伸びが小さいエリアがあるものの、全体的に増加傾向がうかがえます。

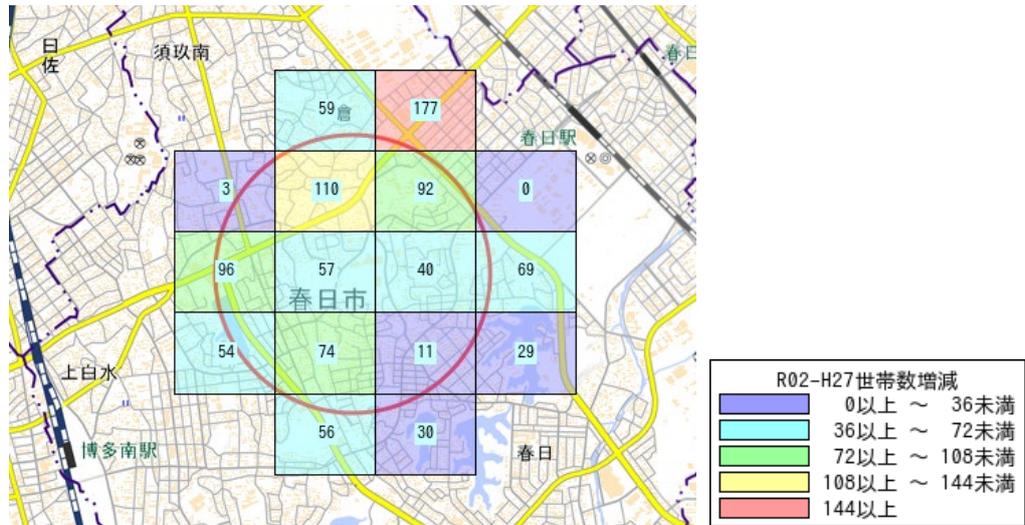


図 500m メッシュ世帯増減

出典：国勢調査（令和 2 年）

ウ 事業所

本件エリア周辺 800m 圏域では、市全体に比べて従業員数 1～4 人の事業所の割合が高く、小規模な事業所が多いことがうかがえます。

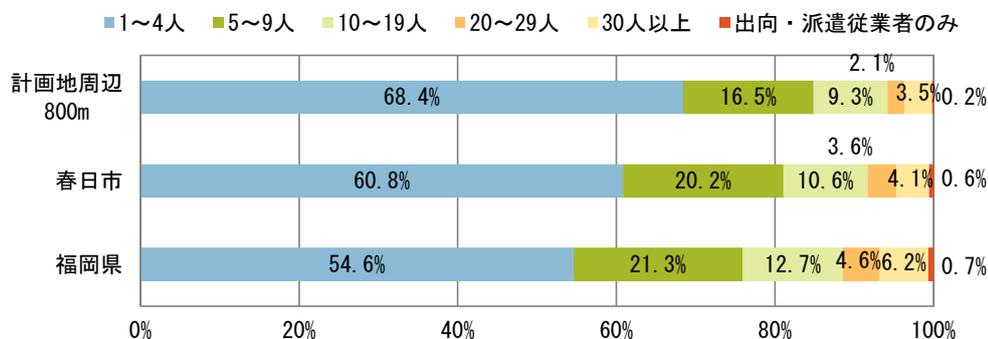


図 従業者規模別事業所割合

出典：経済センサス活動調査（平成 28 年）

エ 土地利用現況

本件エリア周辺は、主に住宅用地に囲まれています。

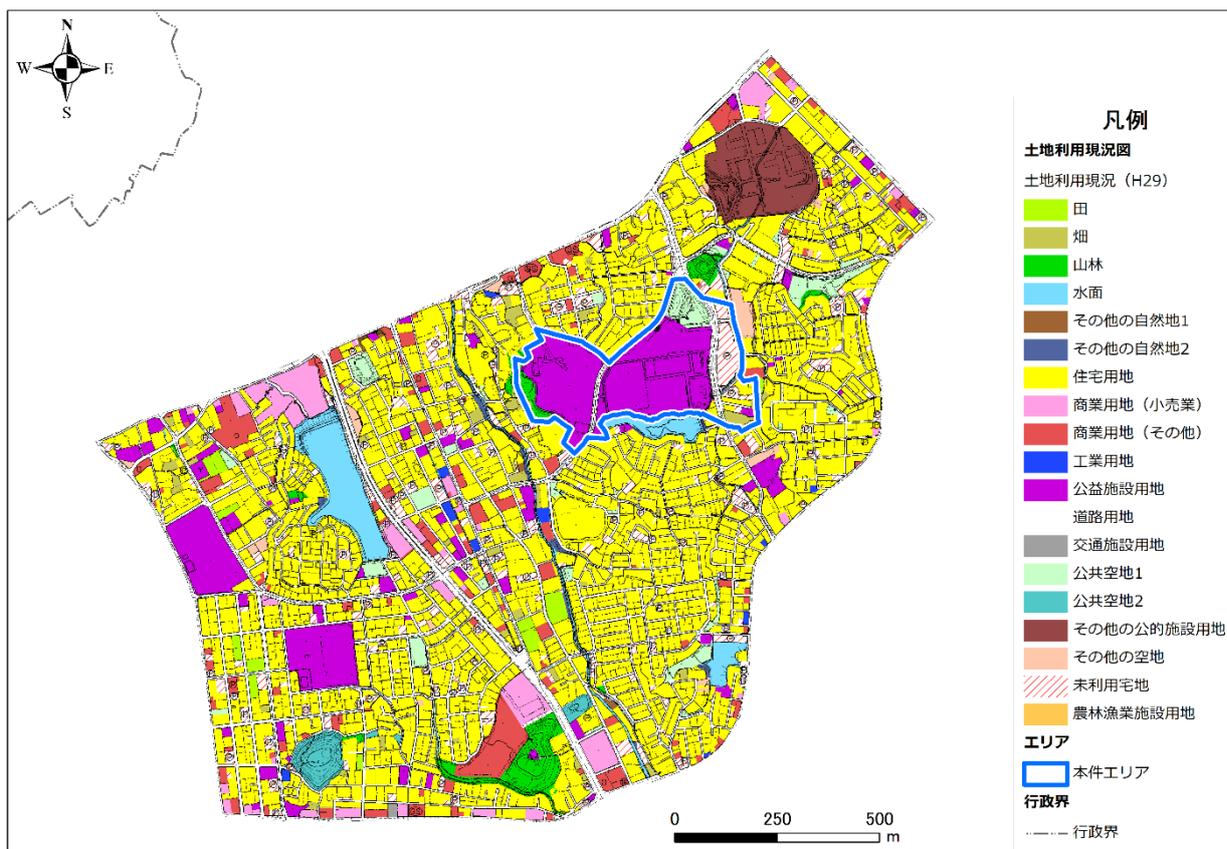


図 中央居住ゾーンの土地利用現況

出典：春日市都市計画基礎調査（平成 29 年度）

オ 建物利用

本件エリア周辺は、住宅の立地がほとんどとなっており、周辺の幹線道路沿道には共同住宅や商業施設も立地しています。

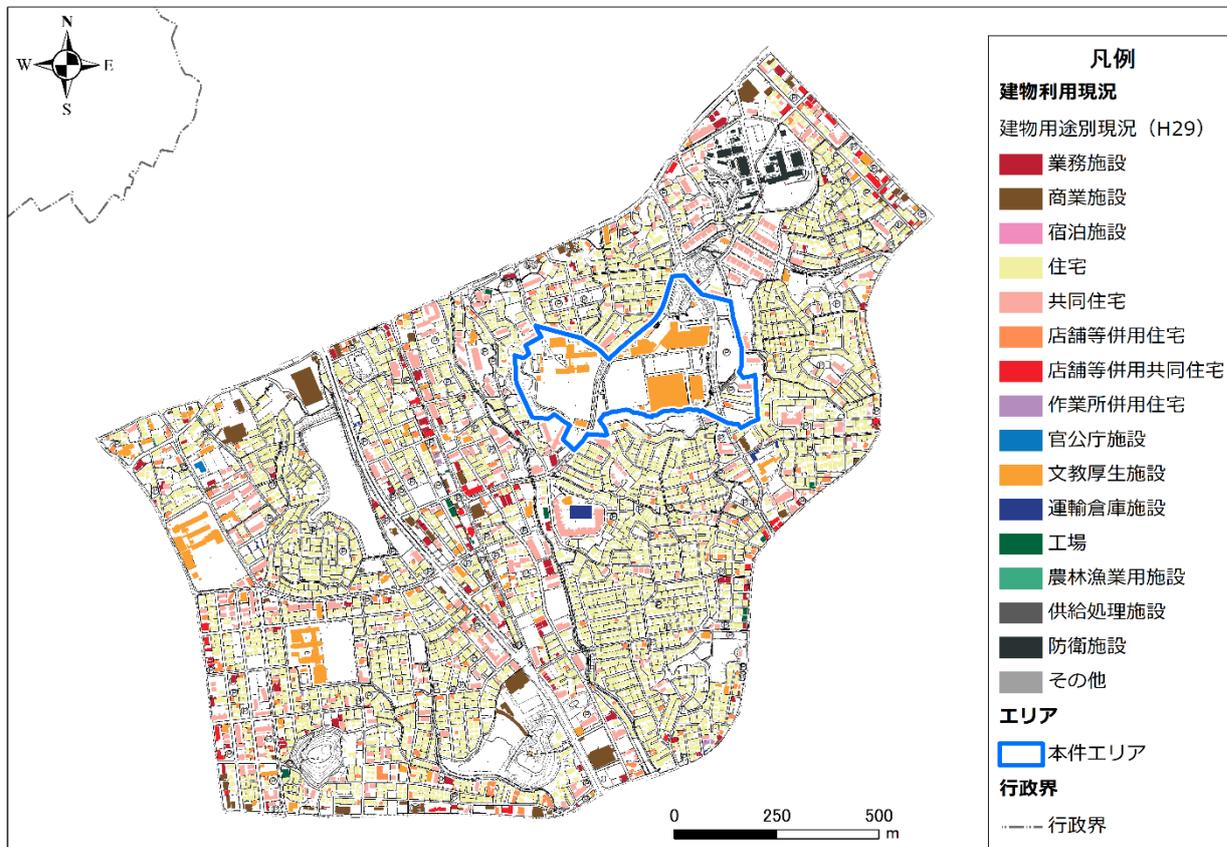


図 中央居住ゾーンの建物利用現況

出典：春日市都市計画基礎調査（平成 29 年度）

カ 交通

本件エリア内にはコミュニティバスセンターがあり、市内全域を走る7路線すべてが乗り入れていることから、良好な交通アクセスが確保されています。

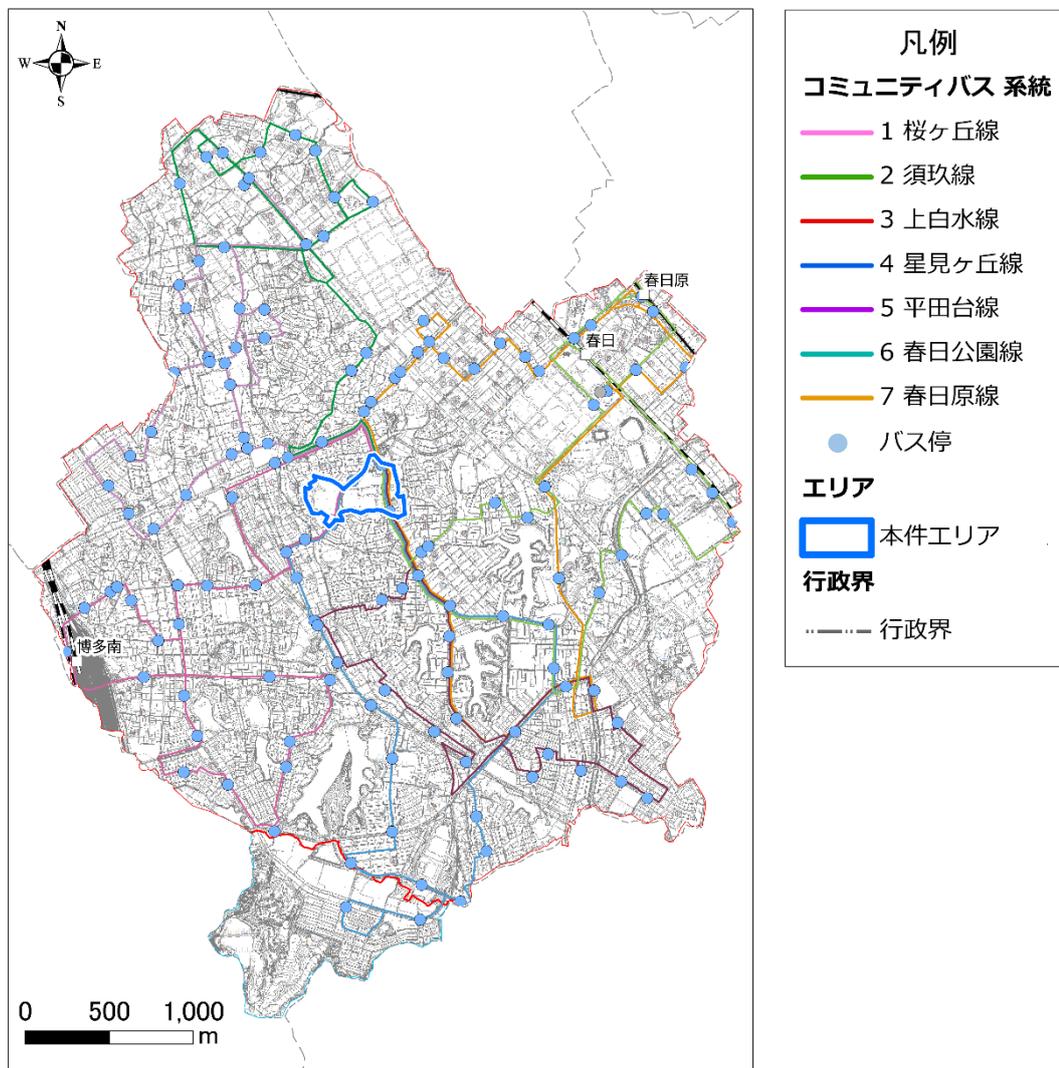


図 市内全域のコミュニティバス路線図

出典：春日市 HP 「コミュニティバスやよい」 「時刻表」

本件エリア周辺への公共交通手段となるバスの運行状況を見ると、西日本鉄道天神大牟田線春日原駅、九州旅客鉄道鹿児島本線春日駅、西日本旅客鉄道博多南線博多南駅等、主要な鉄道を結ぶ路線について、運行本数が多くなっています。

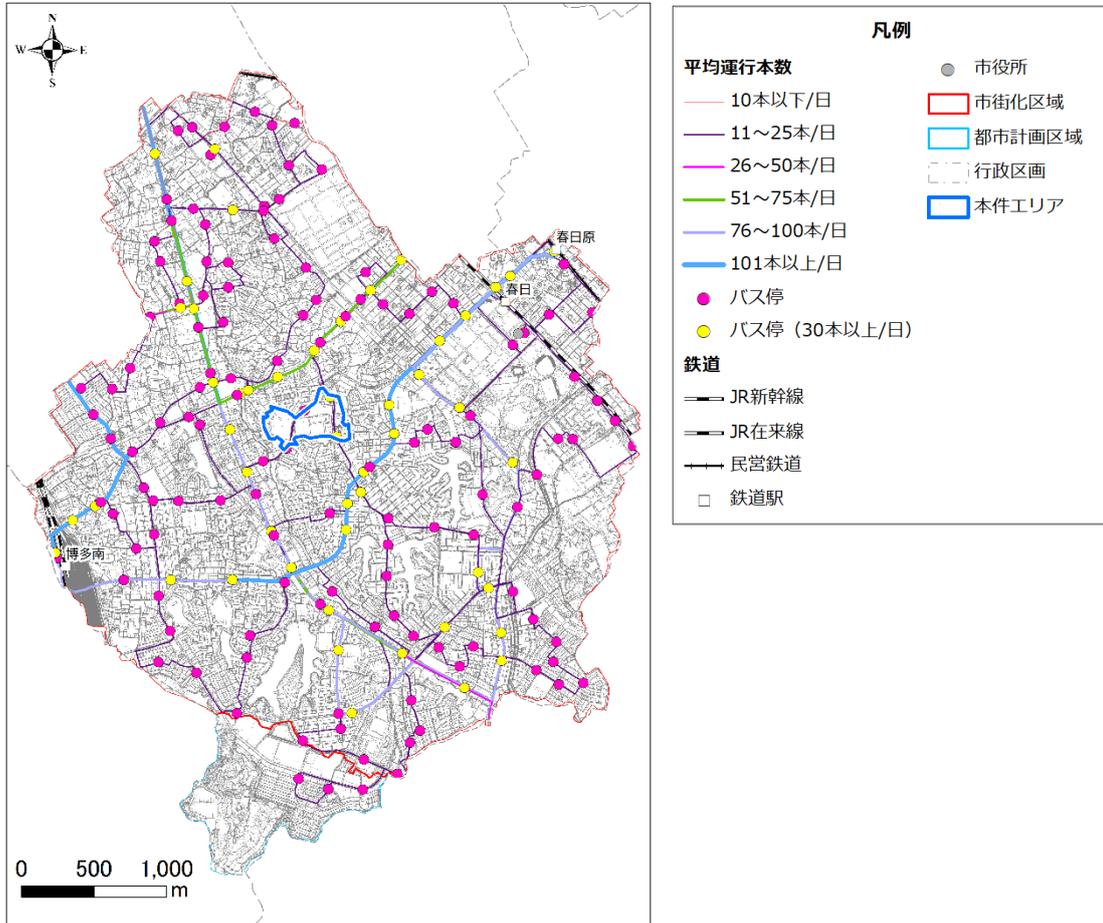


図 平日1日当たりの運行本数の平均値

出典：春日市都市計画基礎調査（平成29年度）

また、コミュニティバスの利用者数は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一時減少していましたが、その後回復傾向がみられます。

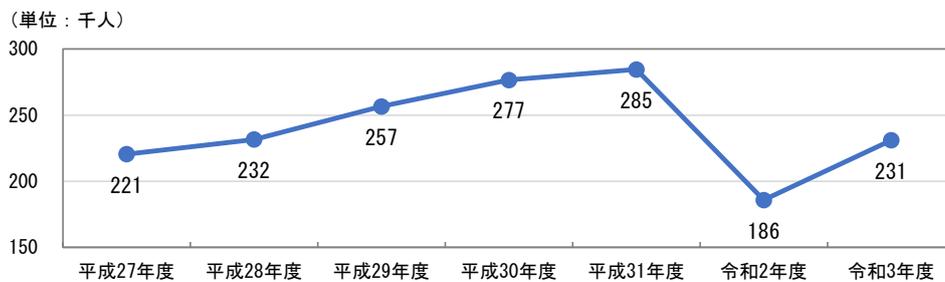


図 コミュニティバスの利用者数の推移

出典：春日市 HP（令和4年12月時点）

キ 周辺公共施設

本件エリア内には、学校教育系施設、市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設等が立地しており、周辺には市民文化系施設が点在しています。

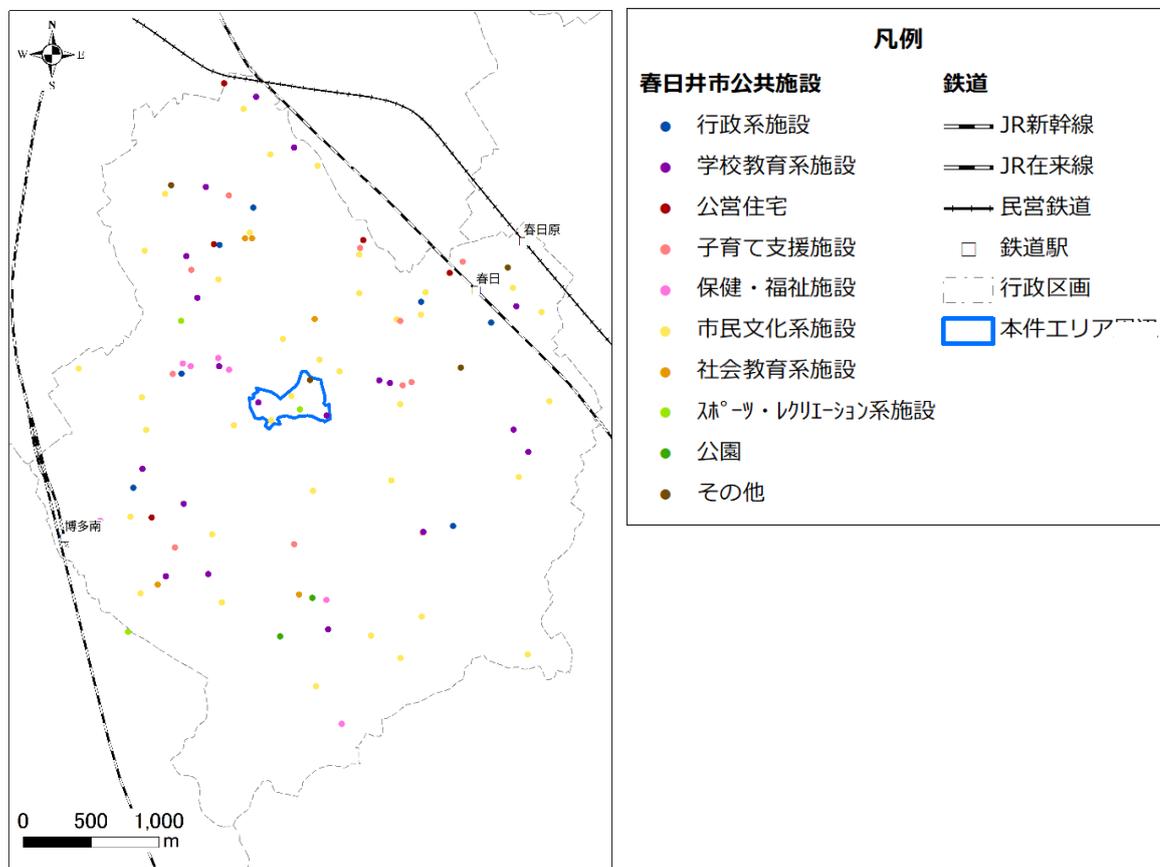


図 周辺公共施設の立地現況（広域）

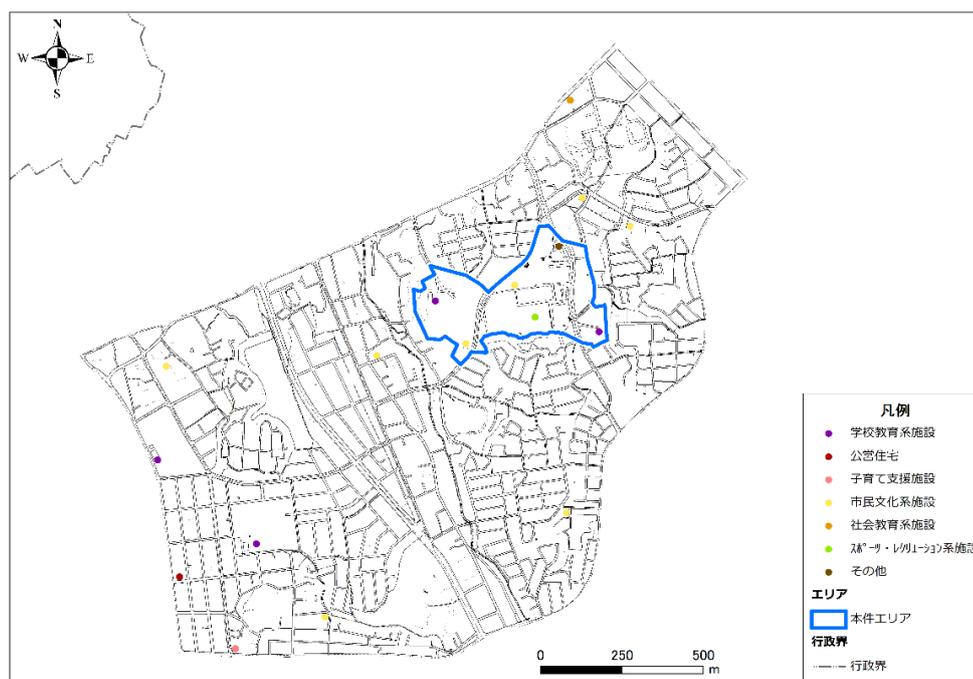


図 周辺公共施設の立地現況

出典：春日市公共施設等総合管理計画（令和元年度）

ク 都市公園

本件エリア周辺には、複数の児童公園及び都市公園（街区公園）が立地しています。

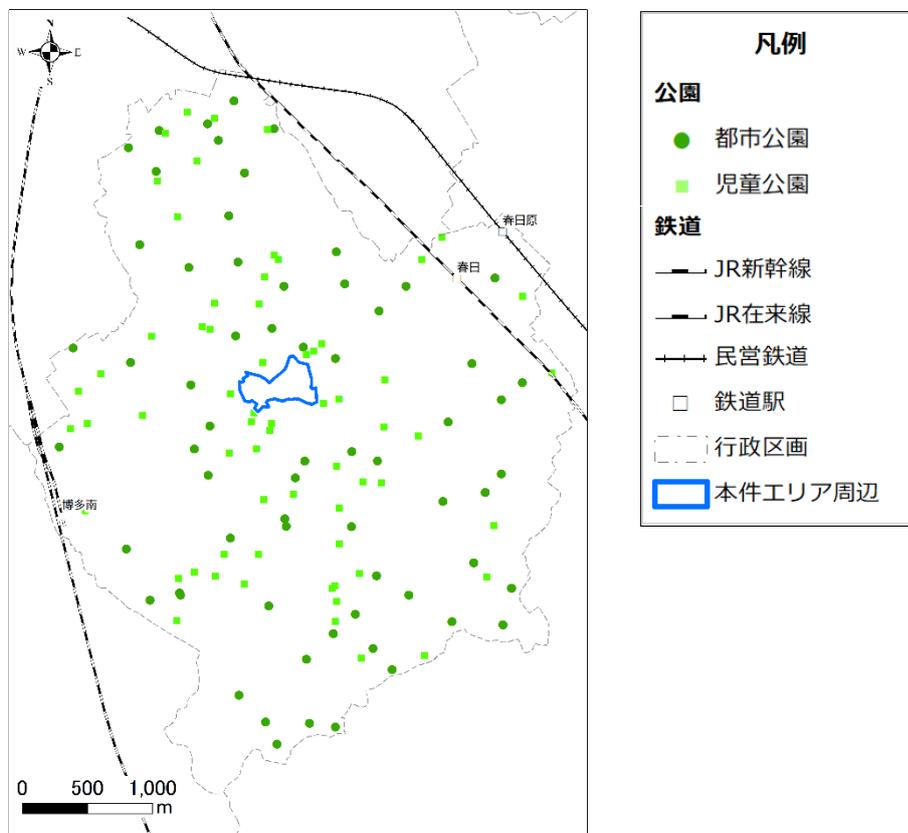


図 都市公園・児童公園の立地状況（広域）

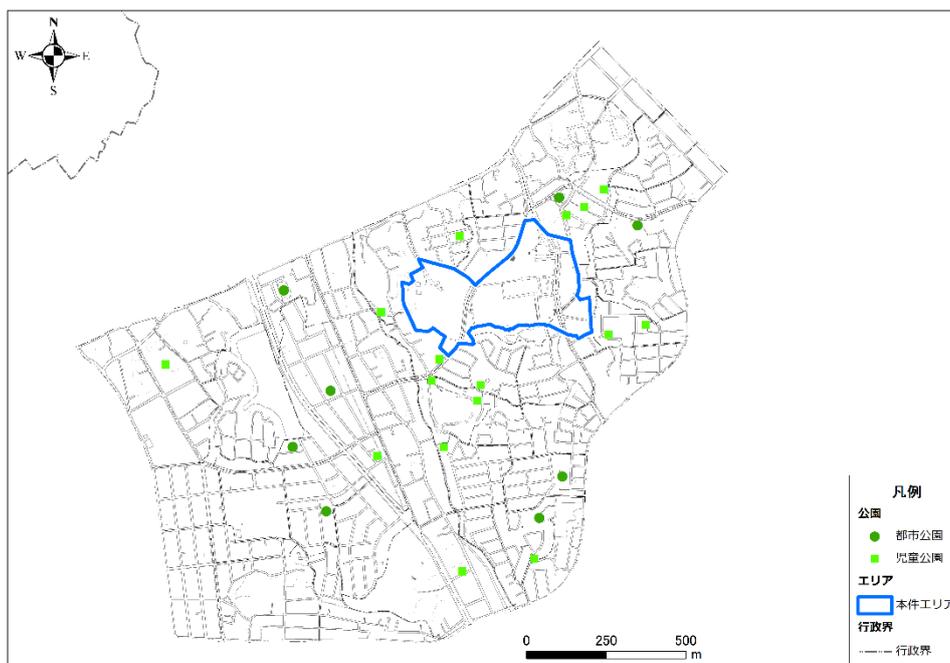


図 都市公園・児童公園の立地状況

出典：春日市都市計画基礎調査（平成29年度）、春日市 HP「市営公園」（令和5年2月3日閲覧）

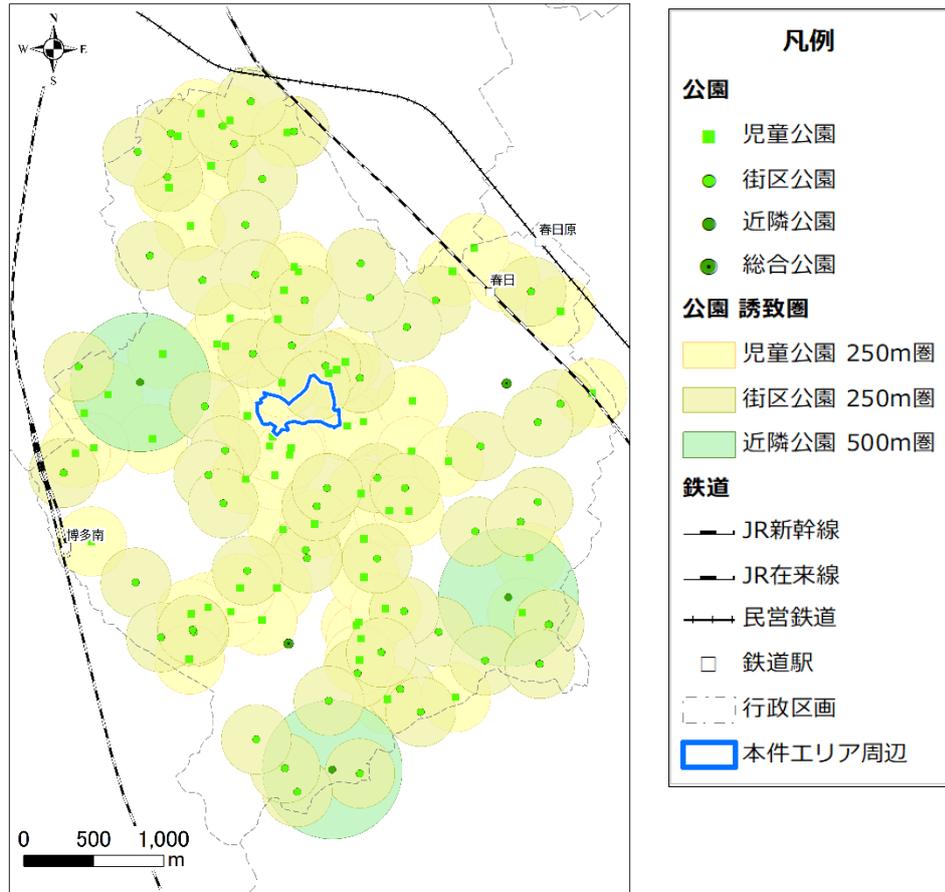


図 都市公園・児童公園の立地状況（広域）

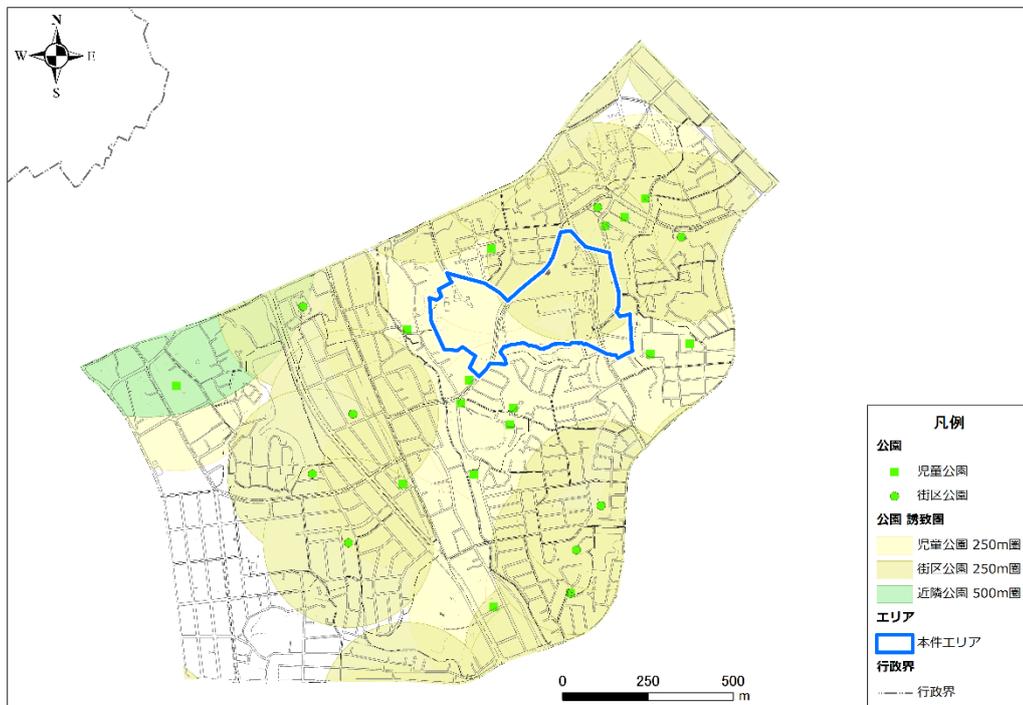


図 都市公園・児童公園の立地状況

出典：春日市都市計画基礎調査（平成29年度）、春日市HP「市営公園」（令和5年2月3日閲覧）

ケ 商業施設

本件エリアは、店舗面積 1,000 m²以下の小売店舗の商圈（近隣コンビニ商圈半径 500m）内にあるものの、一般的な人が歩くのに抵抗を感じないとされる 300m圏、高齢者が歩くのに抵抗を感じないとされる 100m圏内には、一部商圈の空白がみられます。

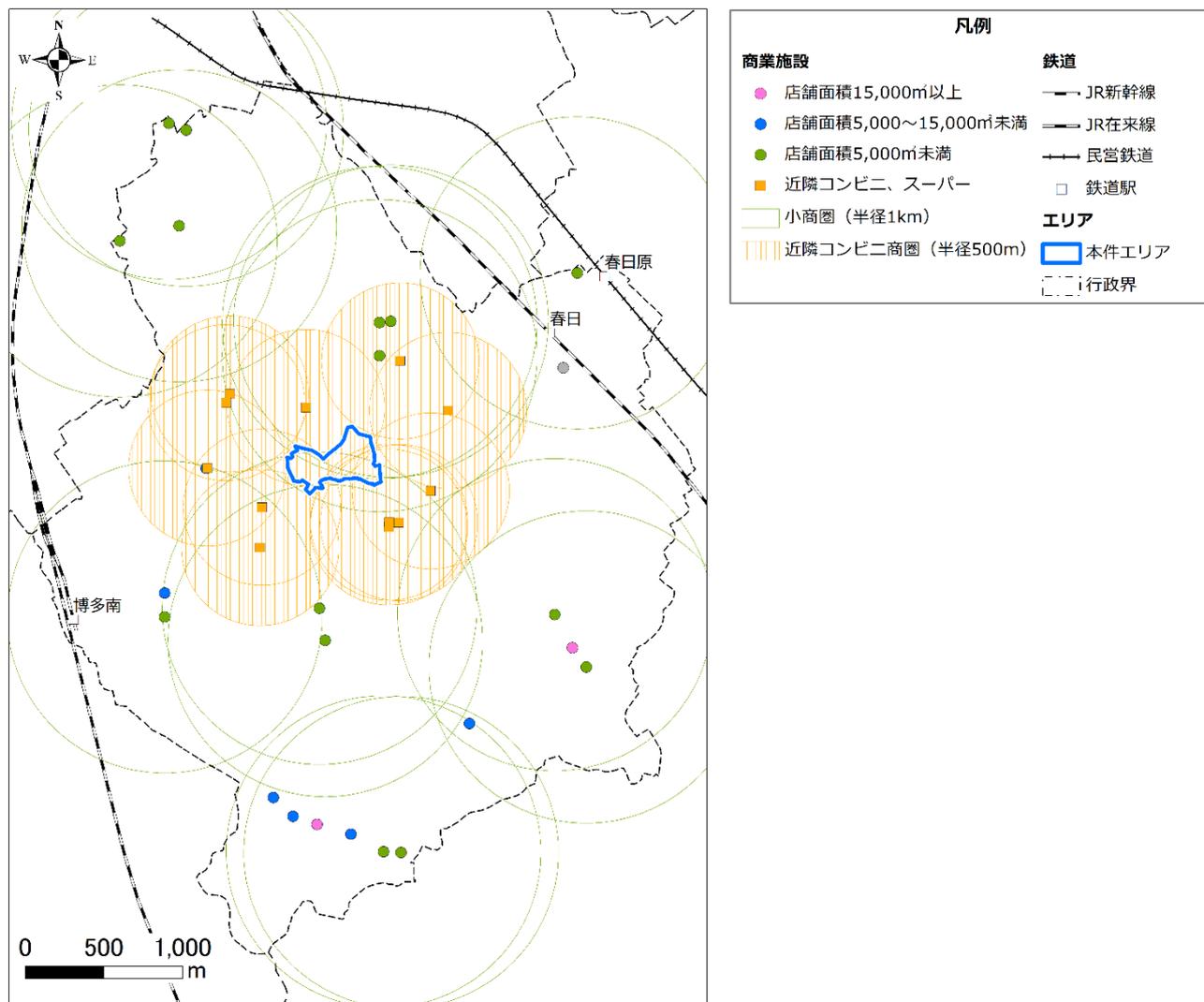


図 商業施設の立地状況 (1/2)

出典：春日市都市計画基礎調査（平成 29 年度）、iタウンページ、GoogleMAP（令和 5 年 1 月時点）

全国大型小売店総覧 2022 度版（東洋経済新報社）※専門店とホームセンターを除く
店舗面積 1,000 m²以上の店舗と本件エリア周辺 800m 圏内のコンビニエンスストア、スーパーマーケットを抽出

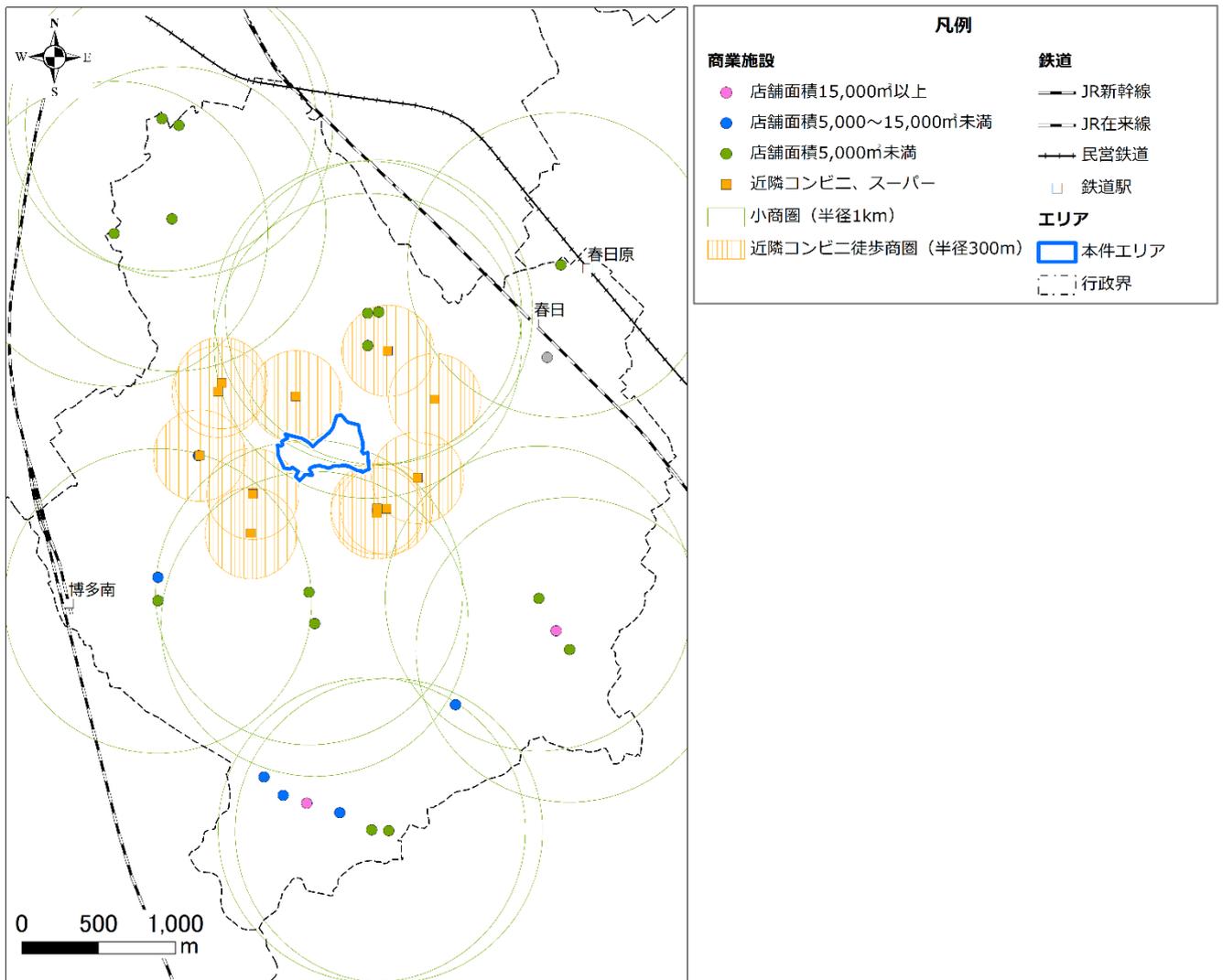


図 商業施設の立地状況 (2/2)

表 商圈エリアの設定について（小売店舗）

	近隣コンビニ徒歩商圈	近隣コンビニ商圈	小商圈
商圈エリア	半径 300m	半径 500m	半径 1～3 km
商圈の考え方	住宅地から至近距離、高齢者等の移動制約者でも利用可能な距離	住宅地から至近距離、徒歩 10 分、自転車で 5 分程度	
販売商品	最寄品（食品・日用品等の日々消費し、購入頻度が高い生活必需品）		最寄品（食品・日用品等の日々消費し、購入頻度が高い生活必需品）
店舗類型	コンビニエンスストア、小規模スーパー		近隣商店街 近隣型ショッピングセンター
利用客の来店頻度	週に数回		
商圈人口	3,000 人程度		3,000 人以上
想定店舗規模	1,000 ㎡未満		1,000～5,000 ㎡程度

コ 本件エリア周辺への来訪者の特性

本件エリア周辺への来訪者の特性を把握するため、携帯電話位置情報による人流データを活用し、来訪者の属性や利用行動を把握しました。

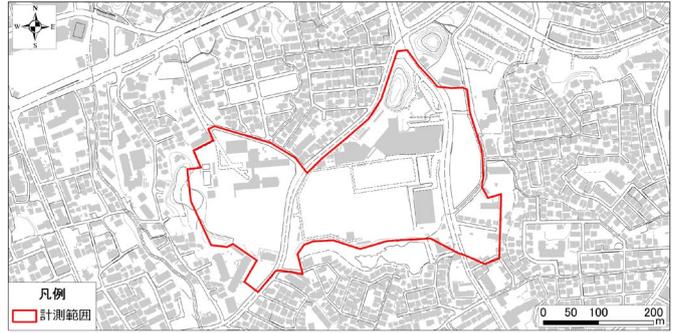


図 人流データ計測エリア

※携帯電話位置情報による人流データ（KDDI Location Analyzer）の集計条件
 期間：2018.4.1-2019.3.31（平成30年度）、2021.4.1-2022.3.31（令和3年度）
 滞在時間の指定：なし（詳細の集計条件はP49参照）

■全体の傾向

令和3年度の本件エリア周辺への1日あたりの来訪者数は、全体で約3,600人となっており、新型コロナウイルス感染症拡大以前に比べて、やや減少しています。来訪者のうち、約6割は複数回訪れているリピーター（期間内に2日以上来訪した人）で、多くは市内からの来訪となっており、特に本件エリア周辺の近隣からの利用が多いことがわかります。

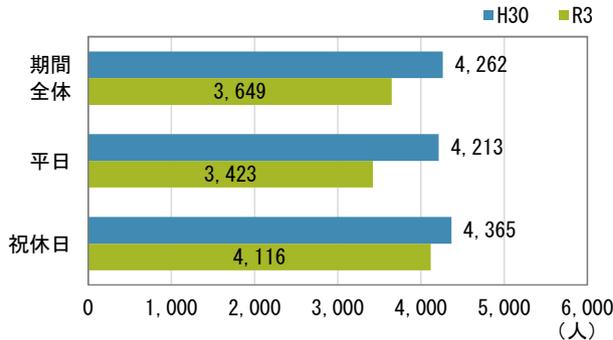


図 本件エリア周辺への1日あたりの来訪者数

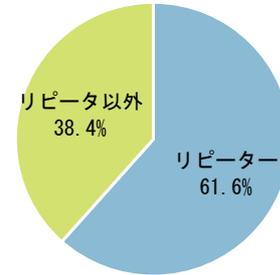


図 リピーターの割合（令和3年）

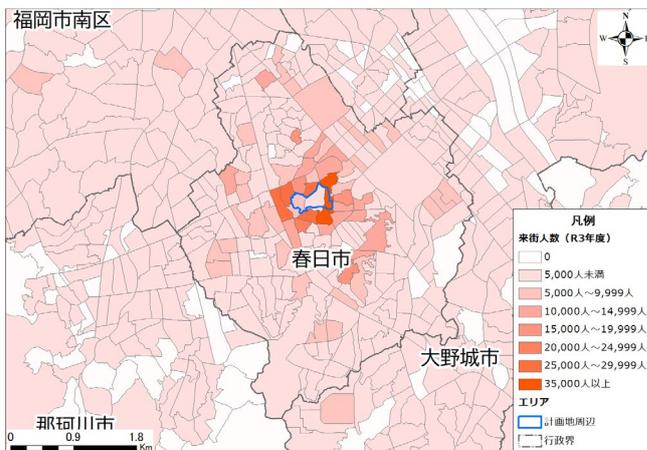


図 来街者の居住地（令和3年）

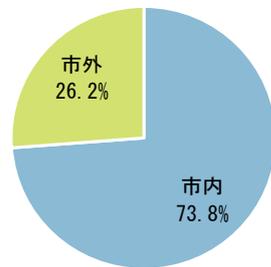


図 来街者の居住地割合（令和3年）

出典：KDDI Location Analyzer

来訪者の属性としては、男性に比べてやや女性の割合が高く、年代は70歳以上、40代、60代、30代、50代の順で利用者の割合が高く、20代が最も低くなっています。

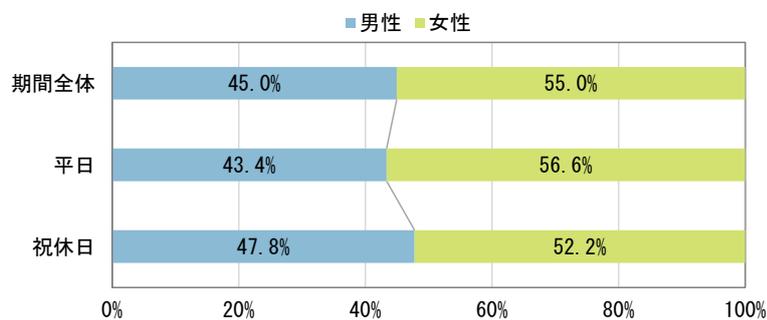


図 1日あたりの来訪者数性別割合（令和3年）

出典：KDDI Location Analyzer

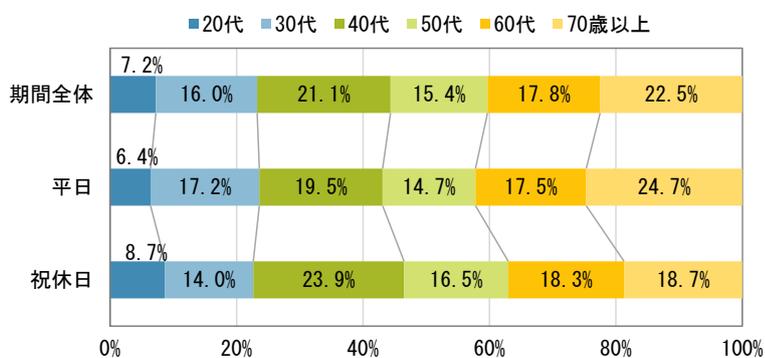


図 1日あたりの年代別における来訪者数割合（令和3年）

出典：KDDI Location Analyzer

■各施設の傾向

本件エリアの中で、来訪者が多い施設は総合スポーツセンターとなっており、定期的な利用も多いことがうかがえます。

他の施設に比べ、ふれあい文化センター・市民図書館は 60 代以上の利用、総合スポーツセンターは 40 代以上の利用が多く、コミュニティバスセンターは 30 代以下の利用が多くなっています。

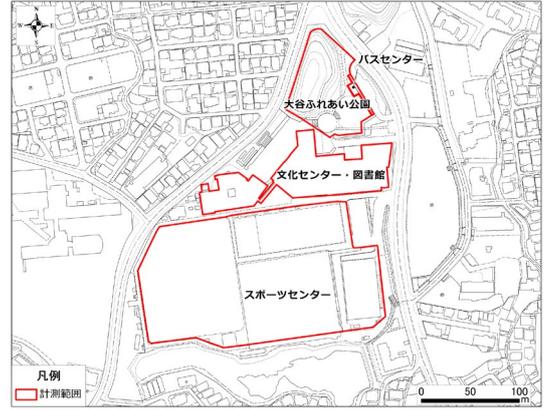


図 施設別人流データ計測エリア

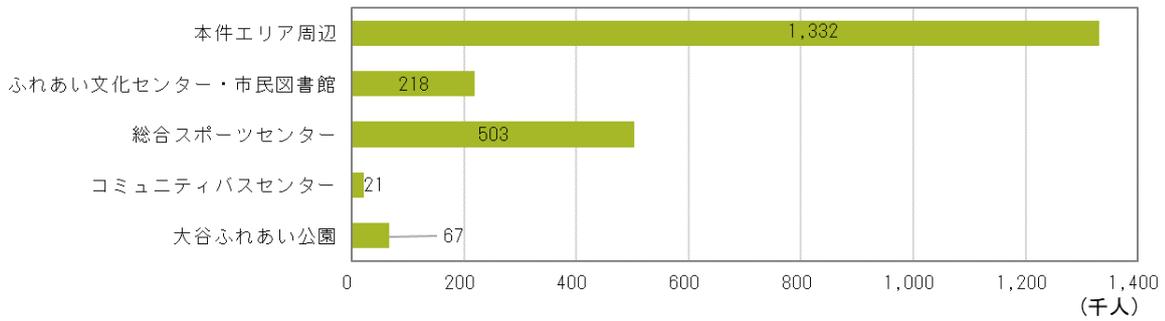


図 施設別来訪者数 (令和 3 年)

出典：KDDI Location Analyzer

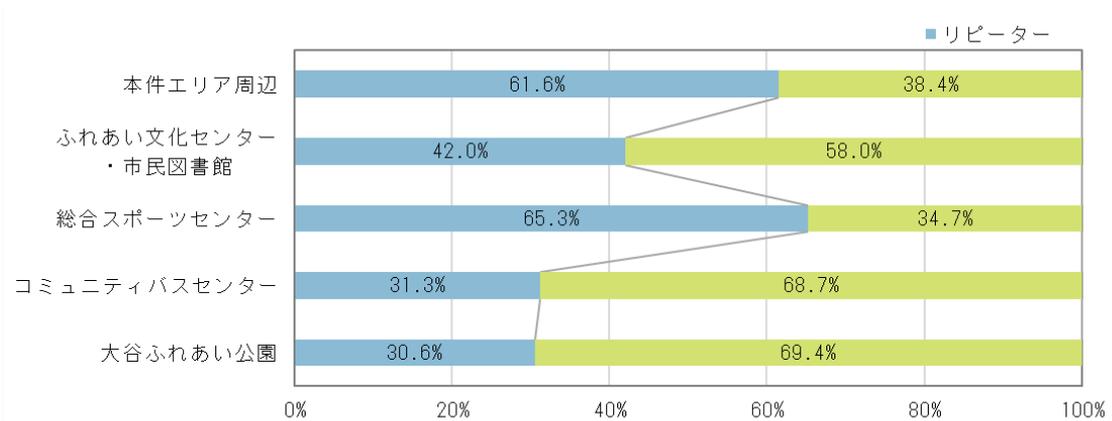


図 施設別リピーターの割合 (令和 3 年)

出典：KDDI Location Analyzer

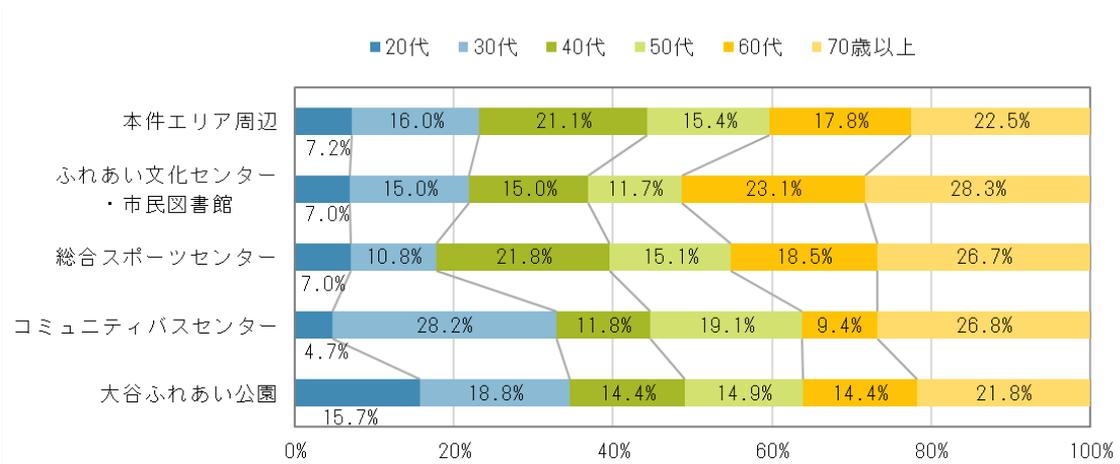


図 施設別年代別 来訪者数割合（令和3年）

出典：KDDI Location Analyzer

複数の施設を併用している利用者は、利用者全体の1割にも満たない状況です。

なお、複数の施設を併用している利用者のうち、総合スポーツセンターとふれあい文化センター・市民図書館を併用する来訪者は比較的多いものの、各施設とコミュニティバスセンターの併用は少ない状況です。

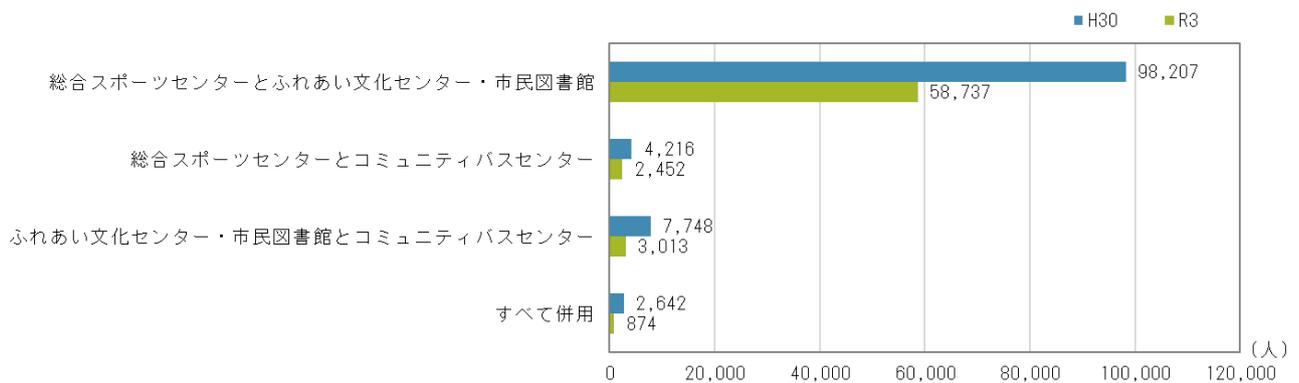


図 各施設併用来訪者数（令和3年）

出典：KDDI Location Analyzer

(参考) <KDDI Location Analyzer 計測、集計方法について>

用語・手法		概要	備考	注意点	
計測方法について	1日	24時間 (5時～29時)	—	—	
	計測対象	au スマートフォン契約者	位置情報の利用許諾を得た20歳以上のユーザー	20歳未満は集計から除外	
	計測方法	GPS 位置情報	契約内容に基づいた性別・年代属性データ付き	位置情報に高さの判別なし(地上・地下の区別なし)	
	位置情報取得頻度	最短2分単位	最短2分/回でGPS情報を取得し、ジオフェンス内を通過した際、その取得タイミングが重なった場合にカウント対象。	GPS情報の取得は仕様上、立地や状況により、カウントの間隔が変動し、必ずしも2分/回ではない場合がある	
	計測範囲粒度	10mメッシュ単位	—	—	
集計方法について	カウント方法	分析内容により「のべユーザー数/日ユニーク数/月ユニーク数」の集計方法がある	今回の分析は日ユニーク数による集計	—	
	日ユニーク数	1日(5時～29時)内に1ユーザーが複数訪問した場合1としてカウント	—	通勤通学等で朝夕往復しても1カウントとなる	
	推計方法	全人口推計	ユーザー数と平成27年国勢調査の市区町村ごとの人口数により拡大推計倍率を求め算出	市区町村は性・年代を加味、町丁目は人口のみの拡大推計倍率を使用	
	拡大推計倍率	速報値	直近約2か月データ	契約者数の増減による変動あり	—
		確報値	3か月以上前データ	契約者数が確定しているため変動なし	集計期間が3か月以上の場合は期間内最新月の拡大推計倍率を使用
	用語の定義	居住地	ユーザーの直近1か月の夜間(22～29時)の最頻滞在地	—	—
		勤務地	ユーザーの直近1か月の平日昼間(8～19時)の最頻滞在地	—	—
		居住者	計測エリア内に居住地がある 居住地：直近1か月の夜間(22～29時)の最頻滞在地	—	—
		勤務者	計測エリア内に勤務地がある 勤務地：直近1か月の平日夜間(8～19時)の最頻滞在地	居住地と勤務地が同一地点の場合は居住者としてカウント	—
		来訪者	計測エリア外に居住地・勤務地がある	—	—
併用者		集計期間内に複数施設に訪れた人	同日併用は、同じ日に複数施設を訪れた人数を集計	—	

(3)本件エリア内の既存施設の現状

① 本件エリア内施設の概要

<p>大谷小学校</p> 	<p>【施設概要】大谷小学校は春日小学校、春日東小学校から分離して誕生した学校である。児童数は 398 人（令和 5 年時点）。</p> <p>所在地 春日市大谷 4 丁目 1 番地 延床面積 5,886 ㎡ 階数 地上 3 階 開校年 昭和 54（1979）年</p>
<p>大谷ふれあい公園</p> 	<p>【施設概要】普段は立入禁止の山林部だが、かすがに冒険遊び場をつくろう会によって月に 1 度（第 3 土・日）“遊び場”を開催している。山林部では、ハンモック・タイヤブランコ・ロープ遊びをしたり宝探し等をしている。</p> <p>所在地 春日市大谷 6 丁目 24 番地 延床面積 8,246 ㎡</p>
<p>コミュニティバスセンター（※大谷ふれあい公園内）</p> 	<p>【施設概要】春日市コミュニティバス「やよい」の市内全域を走る 7 路線すべてが乗り入れる発着所。</p> <p>所在地 春日市大谷 6 丁目 1 番地 延床面積 61 ㎡ 階数 地上 1 階 営業時間 8:00-20:00（始発 8:50、終発 19:35）</p>
<p>ふれあい文化センター・市民図書館</p> 	<p>【施設概要】市民の文化活動及び生涯学習の振興を図ることを目的に設置。新館と旧館がある。</p> <p>所在地 春日市大谷 6 丁目 2 4 番地 延床面積 18,355 ㎡ 階数 地上 3 階、地下 1 階 開館年 昭和 57（1982）年 開館時間 （文化センター）9:00-22:00 （図書館）月火水木日 9:00-19:00 金土 9:00-20:00 休館日 毎週月曜日、年末年始</p>
<p>総合スポーツセンター</p> 	<p>【施設概要】スポーツの推進、健康で文化的な市民生活の向上に寄与することを目的に設置。</p> <p>所在地 春日市大谷 6 丁目 2 8 番地 延床面積 21,232 ㎡ 階数 地上 3 階、地下 1 階 開館年 平成 27（2015）年 開館時間 9:00-22:00 休館日 （スポーツセンター）年末年始 （プール）毎週月曜日、年末年始</p>

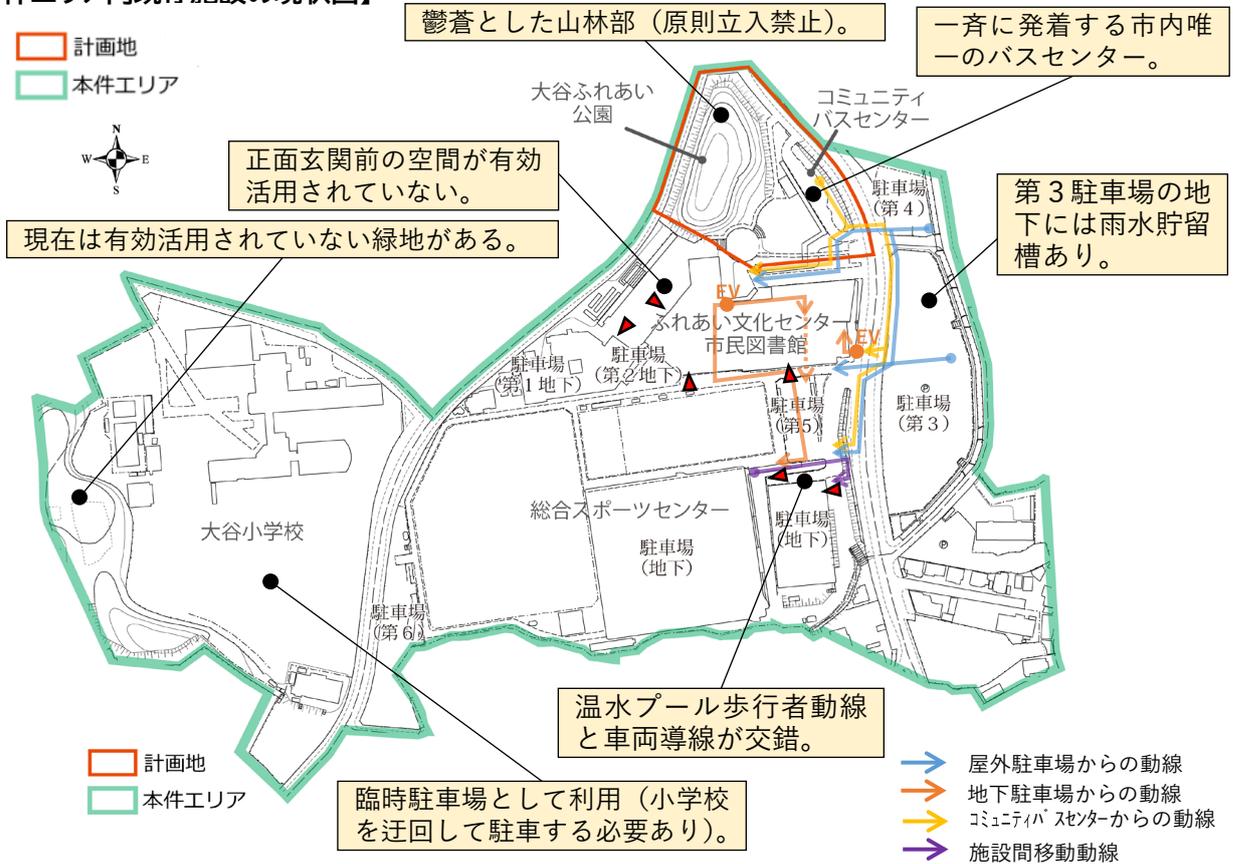
② 本件エリアが抱える課題(※既存施設管理者ヒアリング結果)

- ・まちの顔となる本件エリア内既存施設の“正面性”がわかりづらい。
- ・既存施設間の移動動線がわかりづらく、市民図書館内の通り抜け等、意図しない動線利用がある。
- ・エリア内の高低差が大きくコミュニティバスセンターから各施設にアクセスしづらい。
- ・日常利用としては問題ないが、各施設のイベント重複時には駐車場利用に不便が生じる。
- ・駐車場から各施設までの動線上に、市民の憩う滞在場所（居場所）がない。

※市民図書館は読書スペースが不足しており、中庭も利用できていない。

※ふれあい文化センターのふれあいプラザは隣接する市民図書館との距離が近く自由にくつろげない。

【本件エリア内既存施設の現状図】



【市民アンケート】

[最も訪れる施設]

- ・ 市民図書館 (35.4%)
- ・ 総合スポーツセンター (30.4%)、
- ・ ふれあい文化センター (18.0%)

[アクセス方法]

- ・ 自家用車 (62.9%)
- ・ 徒歩 (17.4%)
- ・ 自転車 (9.6%)

[施設への満足度]

- ・ 施設充実 (85.3%)
- ・ 駐車場充実 (84.5%) ⇨ 飲食店充実 (4.9%)
- ・ 売店充実 (3.4%)

[求める将来像]

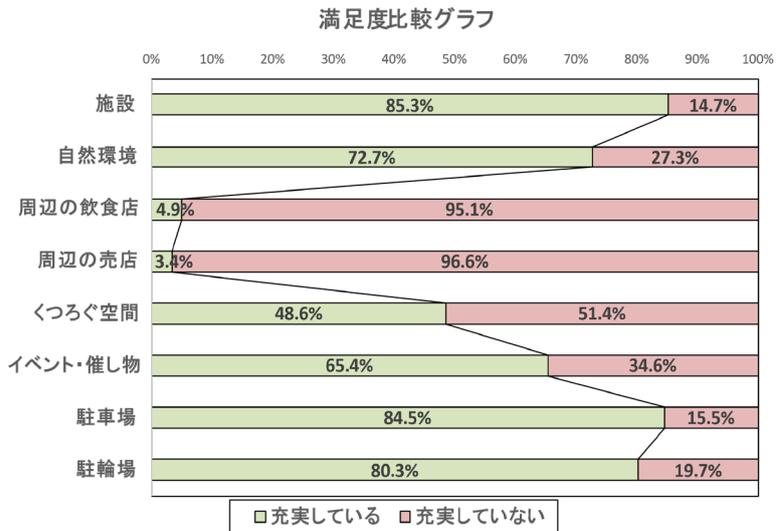
- ・ 複数施設が充実しアクセスしやすい (74.0%)
- ・ 豊かな緑に囲まれて落ち着いた (50.2%)

[求められる空間]

- ・ ゆっくり飲食ができる (69.9%)
- ・ 自然に親しみ楽しめる(くつろげる) (63.2%)

⇒ 本件エリアは近隣住民の利用も多く、施設(機能)の充実と合わせてくつろげる空間の整備を期待されている。

※回答対象者は春日市に居住または通勤(通学)している人で95%が市内居住者(総回答数:438人)



(4)集約移転検討施設の現状

① 集約移転検討施設の概要

ア 集約移転検討施設の配置図



イ 集約移転検討施設の概要

<p>社会福祉センター</p> 	<p>【施設概要】 春日市社会福祉協議会の施設であり、市が委託する様々な福祉関係業務を含む地域福祉推進のための拠点。また、各種福祉団体の活動・交流の拠点にもなっている。</p> <table border="1" data-bbox="799 409 1444 651"> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>春日市昇町 3 丁目 101 番地</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>2,500 m²</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上 4 階</td> </tr> <tr> <td>開館年</td> <td>昭和 54 (1979) 年度</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td>8:30-17:00</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>年中無休</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	春日市昇町 3 丁目 101 番地	延床面積	2,500 m ²	階数	地上 4 階	開館年	昭和 54 (1979) 年度	開館時間	8:30-17:00	休館日	年中無休		
所在地	春日市昇町 3 丁目 101 番地														
延床面積	2,500 m ²														
階数	地上 4 階														
開館年	昭和 54 (1979) 年度														
開館時間	8:30-17:00														
休館日	年中無休														
<p>春日市老人福祉センターナギの木苑</p> 	<p>【施設概要】 高齢者に対し各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上等のためのサービスを提供する施設。高齢者の総合的な集いの場として、入浴や健康相談の他、囲碁、将棋、バンパーゲーム、カラオケ等を提供し、利用者のために春日市内各地区を回る無料の送迎バスも運行。</p> <table border="1" data-bbox="799 898 1444 1211"> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>春日市星見ヶ丘 1 丁目 7 番地 1</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>1,224 m²</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上 1 階</td> </tr> <tr> <td>開館年</td> <td>昭和 56 (1981) 年度</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td>火水木金 9:00-17:00 土日 9:00-19:00</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>毎週月曜日・祝日、 毎月第 3 火曜日、年末年始</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	春日市星見ヶ丘 1 丁目 7 番地 1	延床面積	1,224 m ²	階数	地上 1 階	開館年	昭和 56 (1981) 年度	開館時間	火水木金 9:00-17:00 土日 9:00-19:00	休館日	毎週月曜日・祝日、 毎月第 3 火曜日、年末年始		
所在地	春日市星見ヶ丘 1 丁目 7 番地 1														
延床面積	1,224 m ²														
階数	地上 1 階														
開館年	昭和 56 (1981) 年度														
開館時間	火水木金 9:00-17:00 土日 9:00-19:00														
休館日	毎週月曜日・祝日、 毎月第 3 火曜日、年末年始														
<p>春日市男女共同参画・消費生活センター「じよなさん」</p> 	<p>【施設概要】 男女共同参画推進に向け、各種講演、相談事業を行うとともに、関係市民活動団体の支援や市民相互の交流を図る。また、消費生活の改善等を図るため、相談事業や消費者団体の育成等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="799 1375 1444 1653"> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>春日市光町 1 丁目 73 番地</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>396 m²</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上 2 階</td> </tr> <tr> <td>開館年</td> <td>平成 23 (2011) 年度</td> </tr> <tr> <td>施設建設年</td> <td>昭和 49 (1974) 年度建設</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td>8:30-17:00</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>土日祝日、年末年始</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	春日市光町 1 丁目 73 番地	延床面積	396 m ²	階数	地上 2 階	開館年	平成 23 (2011) 年度	施設建設年	昭和 49 (1974) 年度建設	開館時間	8:30-17:00	休館日	土日祝日、年末年始
所在地	春日市光町 1 丁目 73 番地														
延床面積	396 m ²														
階数	地上 2 階														
開館年	平成 23 (2011) 年度														
施設建設年	昭和 49 (1974) 年度建設														
開館時間	8:30-17:00														
休館日	土日祝日、年末年始														
<p>春日市西出張所</p> 	<p>【施設概要】 春日市いきいきプラザ内にある西出張所は、住民票、印鑑登録、戸籍関係、税務関係の証明書の発行等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="799 1783 1444 2063"> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>春日市昇町 1 丁目 120 番地 いきいきプラザ内 1F</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>26 m²</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上 3 階</td> </tr> <tr> <td>開館年</td> <td>平成 6 (1994) 年度</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td>8:30-17:00</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>年末年始</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	春日市昇町 1 丁目 120 番地 いきいきプラザ内 1F	延床面積	26 m ²	階数	地上 3 階	開館年	平成 6 (1994) 年度	開館時間	8:30-17:00	休館日	年末年始		
所在地	春日市昇町 1 丁目 120 番地 いきいきプラザ内 1F														
延床面積	26 m ²														
階数	地上 3 階														
開館年	平成 6 (1994) 年度														
開館時間	8:30-17:00														
休館日	年末年始														

いきいきルーム



【施設概要】春日市いきいきプラザ内にあるいきいきルームは、40歳以上の市民が健康づくりと介護予防のために効果的な運動トレーニングを行うことができる施設。また、いきいきプラザ内施設を活用し各種介護予防教室を実施。

所在地 春日市昇町1丁目120番地
いきいきプラザ内3F

延床面積 620 m²

階数 地上3階

開館年 平成5（1993）年度

開館時間 月火水木金 8:30-17:00

土 8:30-12:00

休館日 日祝日、年末年始

② 集約移転検討施設の現状と今後の展望(※集約移転検討施設管理者ヒアリング結果等)

集約移転検討施設の現状
今後の展望(管理者意向)

・近くにコンビニがあることで、納税や証明書発行などコンビニでできるサービスについても案内が可能となる。

西出張所

いきいきルーム等

・L字型鏡面のあるフリースペースは利用者に好評であり、職員も見守りやすい。

・コロナ禍以降、スペース不足で設置マシンの設置状況による利用制限が生じている。

・スポーツセンター等他施設での教室・コースの展開もある。

・複合施設に統合することにより、高強度・高難度な運動はスポーツセンター、芸術系の趣味(ひきこもり防止)はふれあい文化センターを紹介するなど、エリア全体における市民ニーズに応じた対応が可能。

・調理室・食堂などがあれば事業の展開が可能。

・施設の著しい老朽化や活動内容と間取りの不一致、駐車場不足等により活動に支障を生じている。

・当初目的と異なる諸室利用がある。

・活動団体の事務所機能や備品保管スペースの不足により一部団体の活動を制限している。

・活動、交流の場所としてオープンスペースの拡充や、ひきこもり支援・福祉活動団体支援等のための支援機能拡充が必要。

・相談機能の拡充や、市民団体支援・講座開催等のための活動室の確保が必要。

社会福祉センター

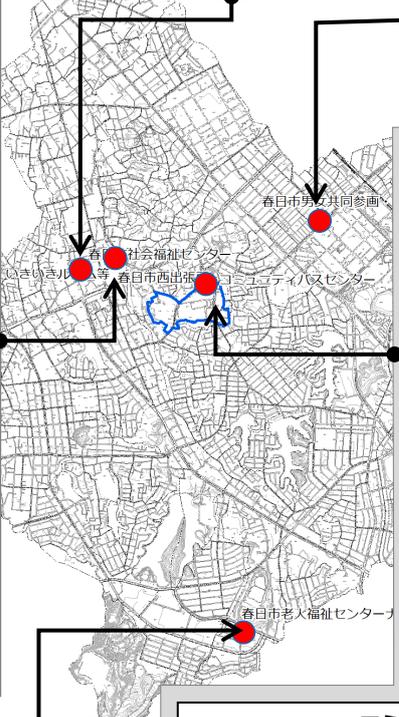
・プライバシー確保及び情報セキュリティ保全の強化のためスペース拡大が望ましい。

・駐車場不足、活動スペース不足等により市民団体支援や講座開催等に支障を生じている。

・プライバシーの確保、セキュリティの強化、バリアフリーへの対応等に配慮した相談室、受付が必要。

・相談機能の拡充や、市民団体支援・講座開催等のための活動室の確保が必要。

男女共同参画・消費生活センター じよなさん



・コミュニティバスセンター以外の利用が乏しい。

・緑地はあるが、ふれあいスペースや、滞在・くつろぎでは利用しづらい雰囲気である。

・くつろぎ核(緑の基本計画参照)の機能拡充が必要。

・市民アンケートから自然に親しみ楽しめる空間の整備が必要。

大谷ふれあい公園

老人福祉センター ナギの木苑

・設備の老朽化やバリアフリー未対応、浴室の設備不足により使いづらい状況がある。

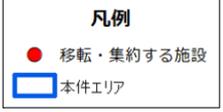
・備品倉庫不足により、本来の諸室目的と異なる利用をしている。

コミュニティバスセンター

・計画当初から運行路線を5路線から7路線に増やしたことにより、乗車時や降車時に、雨に濡れることがある等利便性に支障を生じている。

・今後のコミュニティバスのEV化への対応を見込んだ整備の検討(充電設備、防犯体制など)が必要。

・引き続き誘導員なしで発着できるようにするとともに、最低限現在の路線を確保できるコミュニティバスの駐車スペースが必要。



(5)複合施設整備敷地における法的条件

① 土地に関する法的条件

建築基準法、都市計画法に基づく主な規制条件は以下のとおりです。

表 本件エリア周辺の法規制

所在地	春日市大谷 6 丁目
敷地面積	複合施設整備予定地面積 8,246 m ²
用途地域	第二種住居地域
容積率	200%
建蔽率	60%
高度地区	第二種 15m 高度地区 制限内容：北側隣地境界（前面道路がある場合は反対側の境界線）からの水平距離が ・ 8メートル以下の範囲では、当該水平距離の 1.25 倍に 5メートルを加えたもの以下 ・ 8メートルを超える範囲では、当該水平距離から 8メートルを減じたものの 0.5 倍に 15メートルを加えたもの以下
防火指定	なし（建築基準法第 22 条の規定による指定はあり）
周辺道路	本件エリア東側道路：すば一つ通り 本件エリア西側道路：ふれあい通り 都市計画道路：那珂川宇美線（W=25m）

出典：春日市地理情報システム（令和 4 年 12 月時点）

② 建物に関する法規制等

ア 社会福祉センター

福祉センターの目的は各都道府県知事あて厚生事務次官通知「福祉センターの設置管理について（昭和 41 年厚生省社第 113 号）」に定められており、その設置目的は以下のとおりです。

表 福祉センターの設置に関する厚生事務次官通知と目的

通知	・福祉センターの設置管理について [昭和 41 年厚生省社第 113 号]
目的 (第 1 条)	福祉センターは、市町村(特別区を含む。以下同じ)の地域において、地域住民に対し、社会福祉、その他住民の生活の維持向上のための場を与え、もって、その福祉の増進を図ることを目的とする。

イ 老人福祉センターナギの木苑

老人福祉センターは老人福祉法第 15 条第 5 項の「国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。」という規定に基づき設置されており、老人福祉法第 20 条の 7 の「無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設」と定義されています。また、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について（昭和 52 年社老 48 号）」によると、老人福祉センターは特 A 型、A 型、B 型の 3 種類に分類されています。本市の老人福祉センターナギの木苑は、市町村が設置できる特 A 型の施設となっています。

表 老人福祉センターの分類

区分	特 A 型	A 型	B 型
設営運営 主体	区市町村	地方公共団体又は 福会福祉法人	地方公共団体又は 福会福祉法人
利用資格	60 歳以上のもの		
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談 ・健康増進に関する指導 ・生業及び就労の指導 ・機能回復訓練の実施 ・教養講座等の実施 ・老人クラブに対する援助等 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談 ・— ・生業及び就労の指導 ・機能回復訓練の実施 ・教養講座等の実施 ・老人クラブに対する援助等 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談 ・— ・— ・— ・教養講座等の実施 ・老人クラブに対する援助 ※A 型の機能を補完する次に掲げる事業

また、老人福祉センターは本市において条例及び施行規則が定められており、その設置目的は以下のとおりです。

表 老人福祉センターの設置条例と目的

条例及び規則	<ul style="list-style-type: none"> ・春日市老人福祉センター設置条例 [平成 17 年 9 月 22 日条例第 20 号] ・春日市老人福祉センター設置条例施行規則 [平成 17 年 10 月 7 日規則第 36 号]
設置 (条例第 1 条)	老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活に資することを目的として、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、老人福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

ウ 男女共同参画・消費生活センターじよなさん

男女共同参画・消費生活センターは本市において施行規則等が定められており、その設置目的は以下のとおりです。

表 男女共同参画・消費生活センターの設置条例と目的

条例及び規則等	<ul style="list-style-type: none"> ・春日市公の施設の設置及び管理に関する条例 [昭和 39 年 7 月 23 日条例第 21 号] ・春日市男女共同参画・消費生活センター管理運営規則 [平成 24 年 2 月 24 日規則第 6 号]
目的 (条例第 10 条)	男女共同参画社会の形成の促進及び市民の消費生活の安定向上を図るため、男女共同参画・消費生活センターを設置する。

エ コミュニティバスセンター

コミュニティバスセンターは本市において設置に関して特段規則等ありません。

オ 春日市西出張所

出張所は本市において設置条例が定められており、その設置目的は以下のとおりです。

表 出張所の設置条例と目的

条例	<ul style="list-style-type: none"> ・春日市出張所設置条例 [平成 4 年 6 月 23 日条例第 12 号]
設置 (条例第 1 条)	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、出張所を設置する。

カ いきいきルーム等

いきいきルームは本市において実施要綱が定められており、その設置目的は以下のとおりです。

表 いきいきルームの実施要綱と目的

実施要綱	・春日市健康運動トレーニング事業実施要綱 [平成 15 年 4 月 30 日告示第 81 号]
目的 (実施要綱第 1 条)	健康運動トレーニング事業を実施し、市民の健康の保持及び増進並びに介護予防資することを目的とする。
事業内容 (実施要綱第 7 条)	(1) 運動機器を使用した個別又は集団で行う運動トレーニング (2) 別に定める年齢以上の高齢者を対象とした運動教室 (3) その他市長が必要と認める事業

3 本件エリア及び新たな複合施設に関する課題

上位関連計画に基づき、本件エリアを市民活動交流拠点として機能強化すること、本件エリア内に地域共生社会の拠点となる多機能を集約した新たな複合施設を整備することを目指すにあたり、本件エリア及び本件エリア周辺の概要整理結果をもとに、以下のとおり課題を整理しました。

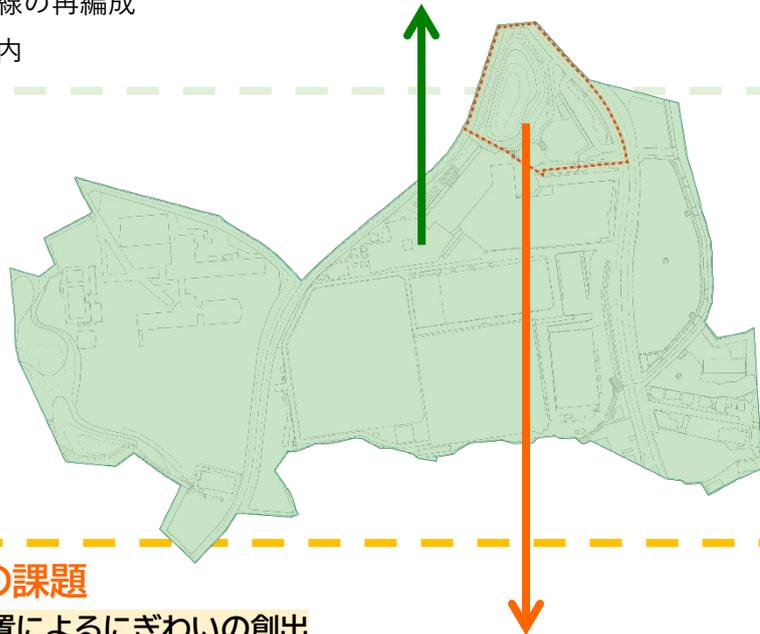
本件エリアの課題

課題1 拠点としての魅力向上

- ・市内全域からの利用を誘導できる市民活動と交流拠点としての機能強化（交流広場、市民活動場所、日常的な居場所の創出）
- ・まちの顔となる既存施設の“正面性”の明確化
- ・交流や滞留できる日常的な居場所づくり
- ・日常的な利用者の拡充に向けた、利便性を高める機能の導入（コンビニ、ATM、食堂・カフェなど）
- ・近隣公共施設との効果的な機能分担と連携の推進
- ・コミュニティバスの継続運行と利用促進による日常的なエリア来訪者の確保

課題2 動線の再編成

- ・既存施設間の移動動線の再編成
- ・駐車場からの動線案内



新たな複合施設の課題

課題1 機能の適正配置によるにぎわいの創出

- ・現状を踏まえつつ、将来を見据えた機能配置の実現
- ・利用者のプライバシー等に配慮した機能の配置
- ・アンテナショップや地域カフェの開催等により誰もが行きたくなるオープンスペース機能の確保

課題2 本件エリア内の既存施設との連携性向上

- ・日常的な会議室の重複調整や各種イベント開催の調整（開催時期や時間帯）による利便性向上
- ・本件エリアの既存施設と集約移転検討施設の近接化により相乗効果を生む新たな事業連携

4 本件エリア及び新たな複合施設に求められる役割

ここまでの整理をもとに、本件エリア及び新たな複合施設に求められる役割を、以下のとおり整理しました。

本件エリアに求められる役割

市の中央部として交流による新たな価値を創造するフラッグシップとなる場

- ・文化、スポーツ、福祉施設の集積を活かした「福岡で最も住みよい都市づくり」を実現する活発な市民活動と交流の拠点となる場
- ・誰もが利用したいと思うことで、人が集まり賑わいのある場

交通利便性が高く、気軽に立ち寄れる場

- ・コミュニティバスでも自動車でも利用しやすく、目的がなくても立ち寄り楽しめる場
- ・市内の歴史・資源の回遊にも便利な公共交通の拠点となる場



各施設が効果的に連携し、市民の多様な活動・交流を生み出す場

- ・エリア内を誰もが回遊しながら楽しみ、交流が生まれる場
- ・オープンスペース等の交流場所が広く開かれ、あらゆる人の居場所となる場
- ・交流により各分野の市民活動が連携し、活動活性化や協働のまちづくりの推進につながる場

新たな複合施設に求められる役割

様々な利用者の日常利用が活発なコミュニティ拠点(協働のまちづくりの基盤整備)

- ・市民活動、交流、コミュニティ形成を促進するとともに、協働のまちづくりを推進する拠点
- ・車いす利用や性的少数者の利用にも配慮した施設整備及びサイン計画
- ・利用者のプライバシーが確保され安心して支援を受けられる空間整備
- ・市民のライフスタイルに寄り添う新たな市民ニーズに対応したサービスの受け皿

新たな福祉ニーズにも対応できる地域共生社会の拠点

- ・複合化・複雑化した福祉課題の解決に向けた支援を充実するための拠点
- ・集約移転検討施設の既存機能を確保しつつも、異なる施設と複合化することによる諸室の効率的な利用
- ・福祉と親和性のある機能との連携

本件エリア内の既存施設とのアクセス性・連携性が高い拠点

- ・コミュニティバスセンターから複合施設、また本件エリア内既存施設へのアクセス性を高める動線の再編成
- ・利用者目線でわかりやすく統一された福祉施設利用ルール（利用料金の減免利用など）の設定
- ・各種事業のPR・啓発が行え、本件エリア内既存施設とのイベントのコラボレーションが可能な事業展開

第3章 エリア全体の基本構想

1 基本理念

上位関連計画の方向性、本件エリア及び新たな複合施設に求められる役割を踏まえ、本構想の基本理念は「誰もが行きやすく行きたくなる市民活動交流拠点の形成」とします。

誰もが行きやすく行きたくなる市民活動交流拠点の形成

2 基本方針

基本理念より、以下の3つの基本方針を設定します。

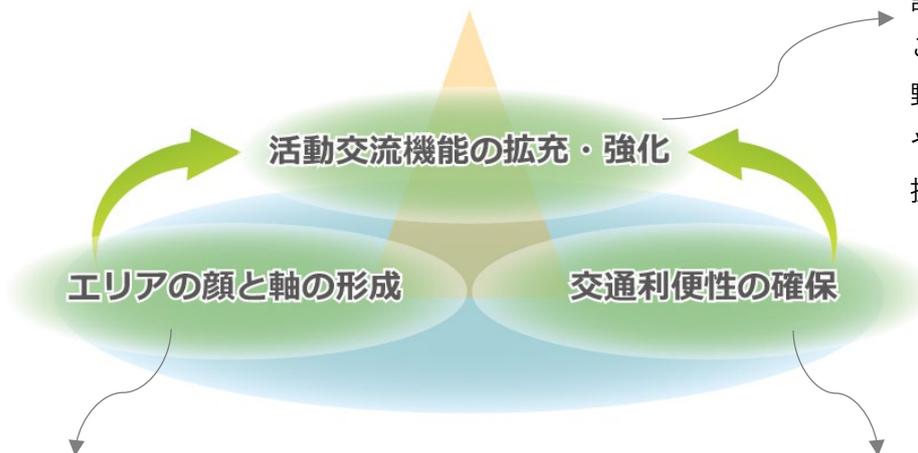
本件エリアの既存施設と新たな複合施設における、文化、スポーツ、福祉の枠組みを横断しながら市民の活動交流を促進することで、**新しい価値、活動、支え合い等が創造され、地域の魅力向上や地域共生社会の実現に寄与する場所**を目指します。

1
活動交流機能
の拡充・強化

2
エリアの
顔と軸の形成

3
交通利便性の
確保

エリアの魅力向上・地域共生社会の実現



誰もが行きたいと思うことで、多様な人が分野を超えて集い、活動や交流に繋がる機能を拡充・強化します。

垣根のない施設利用と市民交流を活性化するための便利で快適なエリア内動線として、施設連携軸を形成します。

市内全域からの利用を促すため、バス、自動車、自転車等各種交通手段によるアクセス利便性を確保します。

3 運営方針

基本方針に沿った施設の運営方針を示します。

1 活動交流機能の拡充・強化

[エリア内各施設の連携促進]

- ・本件エリア内の各施設が連携し、多様な人が分野を超えて活動、交流できる施設の運営方法やイベント等の開催を検討します。

2 エリアの顔と軸の形成

[人が集う賑わいの場の形成]

- ・本件エリアの賑わい創出に繋がるよう、エリアの顔となり、人が集う場を設置するよう検討します。

3 交通利便性の確保

[交通需要マネジメントによる利便性確保]

- ・臨時駐車場の設置等、イベント時に不足する自家用車駐車台数の確保と併せて、コミュニティバスの利用促進等公共交通の利用拡大によるアクセス環境向上を検討します。

4 整備方針

基本方針に沿った施設の整備方針を示します。

1 活動交流機能の拡充・強化

[地域共生社会等の拠点となる複合施設整備]

- ・新たな福祉ニーズに対応するとともに、生活利便性の向上を図るため、移転対象施設の機能が、本件エリアにおいて効果的かつ効率的に補完・連携される複合施設を整備します。
- ・市民活動が活性化され、分野を超えた交流から新たな価値が創造されるよう、民間収益施設のほか、イベントスペース、サードプレイス等、多機能でありながら柔軟な利用ができる施設を整備します。

[潤いと憩いの場の確保]

- ・多様な人々の交流や出会いが生まれ、市民活動が促進されるよう、各分野の機能をゆるやかに繋ぐ潤いと憩いの場を確保します。

[既存施設の魅力向上]

- ・本件エリアの既存施設（ふれあい文化センター・市民図書館、総合スポーツセンター）は、生涯学習拠点、スポーツコミュニティ拠点として、エリア外の類似施設と機能の棲み分けをし、気軽な日常利用を促進します。このため、既存施設の魅力向上を目指し、新たな機能を付加することで利用者の裾野を広げ、市民活動を高めます。

2 エリアの顔と軸の形成

[エリアの顔の設置]

- ・市民にとってわかりやすいエリアとなるよう、本件エリアの顔となるシンボルの形成により、エリアの拠点性を高めます。

[施設連携軸の形成]

- ・本件エリアの各施設について、垣根のない利用促進により、市民活動や交流を創出するため、施設間の移動動線を見直し、施設連携軸を形成します。

3 交通利便性の確保

[アクセス環境改善]

- ・市民の日常のコミュニティバス利用の維持とともに、市域全体からの利用促進、拠点形成に伴う利用者増に対応するため、**コミュニティバスセンターの機能充実**を図ります。
- ・拠点形成に伴う利用者増に対応するため、**自動車交通アクセスの改善**とともに、その他の来訪手段の利用促進を図ります。

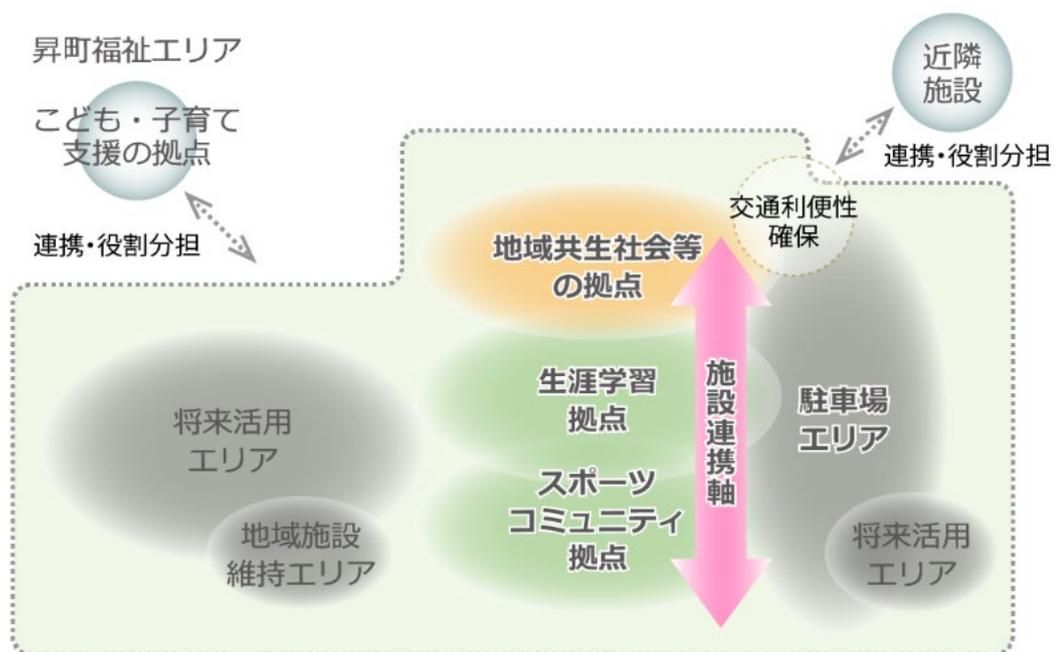
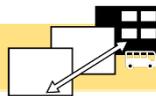


図 整備方針図

5 機能配置方針

基本理念、基本方針を基に各機能の配置の考え方を整理しました。

1 地域共生社会等の拠点となる複合施設整備



- ・コミュニティバスセンター機能を含む新たな複合施設については、施設連携軸の拠点として、既存施設と隣接した場所に整備することで、雨天時でも雨に濡れることなく施設間の移動が可能となるよう整備します。

2 潤いと憩いの場の確保(エリアの顔の設置)



- ・市民アンケートで求められている「自然に親しみくつろげる空間」を、誰もが利用できる「エリアの顔」とすることで、人が集う賑わいのある場所とします。

3 施設連携軸の形成



- ・新たな複合施設とふれあい文化センター、総合スポーツセンターを直線的にわかりやすく繋ぐことで、施設の相互利用を促進します。

4 飲食・コンビニ等の配置



- ・コンビニは、既存施設からのアクセス性を確保するとともに、継続的な経営が可能となるよう、外部の利用者にとっても利便性の高い箇所に配置します。周辺の住環境への影響も考慮します。
- ・本件エリア利用者の飲食ニーズに対応するため、コンビニを補完する飲食機能を配置し、本件エリアの滞在性を向上します。

5 日常的な交流とイベントができる場の確保



- ・日常的にくつろげる空間の整備を行うことで、利用者の交流活性化に繋がります。
- ・イベント時に活用できるスペースを確保することで、エリアの賑わいを創出します。

6 機能配置の考え方

機能配置方針から整理した配置の考え方は以下のとおりです。

- ① 新たな複合施設については、ふれあい文化センターと隣接し接続することで、施設連携軸の拠点となるよう、次頁の図「複合施設」の箇所に整備します。
- ② 潤いと憩いの場については、北側から本件エリアにアクセスする際に、最初に目に入る場所である次頁の図「広場」の箇所に整備します。なお、潤いと憩いの場である広場については、基本構想第1版時点で、飲食・コンビニ等の配置を検討する案がありましたが、エリアに求める空間として、「自然に親しみ楽しめる（くつろげる）」を望む声が多かったことに加え、緑を残してほしいとの意見が複数あったことを踏まえ、全面を緑に親しめる広場として整備します。
- ③ 施設連携軸として、新たな複合施設とふれあい文化センターをつなぐ連絡通路（デッキ等）に加え、市民図書館内にも連絡通路を整備します。これにより、新たな複合施設、ふれあい文化センター、総合スポーツセンターを直線的に接続した、わかりやすい動線とします（次頁の図「施設連携軸」）。
- ④ コンビニについては、ふれあい文化センター、総合スポーツセンターのいずれからも近い次頁の図「コンビニ等」の箇所に整備することで、本件エリア利用者の飲食・ATM等のニーズに応え、利便性向上に繋がります。本件エリア利用者の飲食ニーズに対応できるよう、ふれあい文化センターの「カフェ機能」を拡張します。また、本件エリア利用者が広場でくつろげるよう、広場に隣接した新たな複合施設内へのカフェ機能の整備を検討します。
※ コンビニの設置に伴い、現在の総合スポーツセンター駐車場（体育館・温水プール地下、第5駐車場）への出入口につながるスロープ（次頁の図の◀▶）を南側（次頁の図の◀▶周辺）に付け替えます。
- ⑤ 本件エリア利用者の交流を活性化するため、新たな複合施設内にオープンスペース機能を配置します。また、現在のふれあい文化センター新館正面玄関前を改修し、交流やイベントで活用しやすくします（次頁の図「交流・イベントスペース」）。これらにより、広場を中心に、新たな複合施設（オープンスペース）、ふれあい文化センター新館正面玄関前について、日常的な利用者の交流やイベントで一体的に活用できるようにします。

本件エリア内の機能配置図は、以下のとおりです。

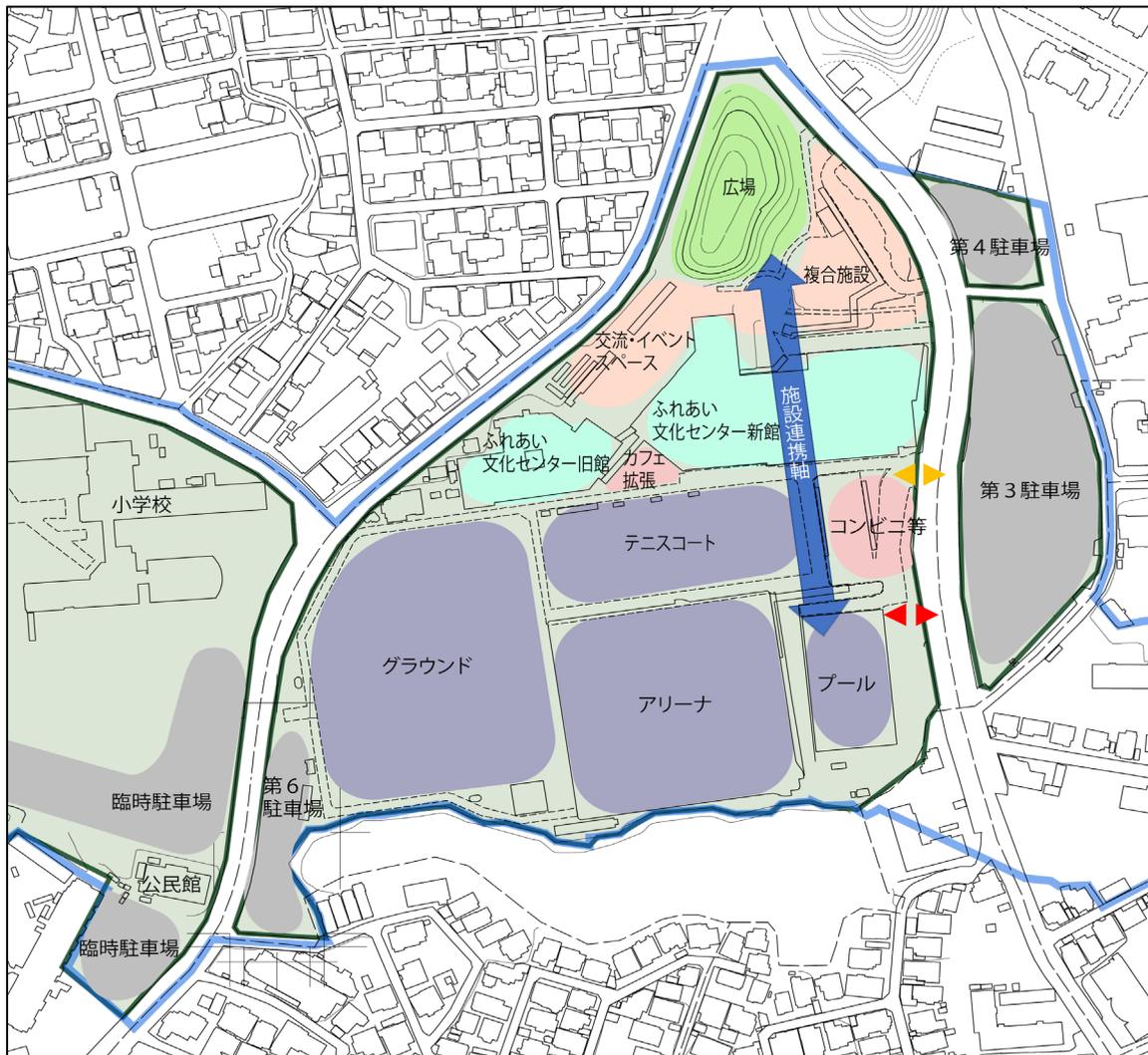


図 機能配置図

7 本件エリアへの交通利便性の確保

令和5年1月に実施した市民アンケートでは、エリアへの来訪手段として最も多かった回答が自家用車となっており、交通利便性の確保のためには、自家用車でアクセス性確保の検討が必要です。

また、本件エリア周辺の土地の利用状況を踏まえると、新たな駐車場の整備だけでなく、コミュニティバス等自家用車以外の来訪手段の利用促進等により、周辺道路の混雑緩和についても合わせて検討する必要があります。

(1)集約施設の必要駐車台数

今回新たな複合施設に施設を集約するにあたり、各施設に必要な駐車台数を確認しました。確認の結果、下表のとおり148台から187台程度の駐車場が必要であることがわかりました。

表 必要な駐車台数

項目	利用者駐車場	職員・公用車駐車場	合計
社会福祉センター	18～24台	29台	47～53台
ナギの木苑	34～59台	5台	39～64台
男女共同参画・消費者センター	5台	6台	11台
西出張所	6台	1台	7台
いきいきルーム等	10～18台	4台	14～22台
新たな機能	25台	5台	30台
合計	98～137台	50台	148～187台

(2)本件エリア駐車場の現状

本件エリアの整備にあたり、以下のとおりエリア内の駐車場の利用状況を確認しました。

①調査実施時期

利用者が増えることが予想される、新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行した後と、1年間の駐車場利用のピークだと考えられる夏休み期間中に調査を実施しました。

期間中午前9時から午後10時までの間、1時間ごとの駐車台数を確認しました。

- ・令和5年5月8日(月)～5月14日(日)
- ・令和5年5月22日(月)～5月28日(日)
- ・令和5年7月24日(月)～8月27日(日)

②調査結果

月曜日から金曜日までの駐車場利用率はピーク時で約 57%、第 3 駐車場だけで 113 台の空きがありました。

また、土曜日と日曜日の駐車場利用率はピーク時で約 91%、第 3 駐車場だけで 22 台の空きがありました。

調査期間全 49 日の間、第 3 駐車場が満車となったのは、イベントが実施された 7 月 26 日(水)のみでした。



図 本件エリア内駐車場

(3) 駐車場等整備方針

新たな複合施設に集約する施設については平日利用が多く、平日の本件エリア内駐車場の空き状況を考えると、新たな複合施設に一定数の駐車場を整備すれば、現在の駐車場台数で十分に足りることが見込まれます。

ただし、本件エリア来訪者が特に多くなるイベント時には駐車場が満車になることがあること、周辺道路の中で特に渋滞が発生しやすい箇所があること等を踏まえ、以下の方針で対応します。

① 新たな複合施設駐車場の整備

今回整備する新たな複合施設については、地域共生社会の拠点施設として整備するものであることから、誰もが利用しやすくなるよう、施設内にも一定の駐車場整備が必要です。

新たな複合施設には、施設利用者の利用を想定し、50台程度の駐車場を整備します。

② 臨時駐車場の整備

イベント時に駐車場の不足が見込まれる場合、現在は大谷小学校のグラウンドを臨時駐車場として利用することで対応しています。

大谷小学校のグラウンドは、駐車場として利用することを想定したものではないため、自動車動線、歩行者動線ともに、本件エリア利用者にとって利便性が高いものとはなっていないことから、臨時駐車場として利用しやすくなるよう再整備します。

③ 既存駐車場の案内設置

本件エリア内の既存駐車場台数は、第1駐車場から第6駐車場、体育館地下駐車場、温水プール地下駐車場を合わせて722台となっています。

駐車場台数としては、通常利用時には十分に確保できているものの、駐車場が本件エリア内に点在していることから、各駐車場の空き状況がわからず、空き駐車場を探すことで周辺道路の混雑に繋がる場合があります。

そこで、各駐車場の空き状況がわかる案内板等を本件エリア内に設置し、迷うことなく空き駐車場を見つけることができる仕組みについて検討します。

	台数
第1駐車場	69
第2駐車場	56
第3駐車場	252
第4駐車場	32
第5駐車場	28
第6駐車場	37
体育館地下	187
温水プール地下	61
計	722

表 本件エリア内駐車台数表

④ 周辺道路の改善

本件エリア内でイベントが実施された際に、小倉紅葉ヶ丘線の紅葉ヶ丘方向への車線が込み合うケースが散見されます。

そのため、渋滞の原因の1つである紅葉ヶ丘1交差点については、交差点手前の道路幅員を拡幅することで、右折待ちの車両による渋滞の解消に向けて取り組んでいるところです。

また、小倉紅葉ヶ丘線のうち、総合スポーツセンター南東から紅葉ヶ丘交差点までの延長約400メートルの区間については、整備の事業化に向けた検討を進めています。

(4) 自家用車以外の来訪手段の利用促進

① コミュニティバス

本件エリアには、市内全域を走るコミュニティバスのバスセンターがあることから、コミュニティバスの利用促進を図り、誰もが行きやすいエリアとすることを検討します。

具体的には、集約する施設の中でも特に利用者が多い老人福祉センターナギの木苑について、コミュニティバスを使って施設に来訪しやすくなるよう、70歳以上のコミュニティバス利用者の運賃を無料化するよう検討します。

また、本件エリアへのコミュニティバスによる更なるアクセス性向上を図るため、将来的な路線数の増にも対応できるよう、新たな複合施設の設備についても検討します。

② その他の来訪手段

その他の来訪手段として、本件エリアに自転車で安全にアクセスできるような手法等について、引き続き検討を進めます。

第4章 複合施設等の基本構想

1 地域共生社会の拠点施設としての機能

(1) 地域共生社会とは

本市が福祉政策で目指す社会であり、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、しあわせな地域をともにつくっていくことのできる社会のことです。

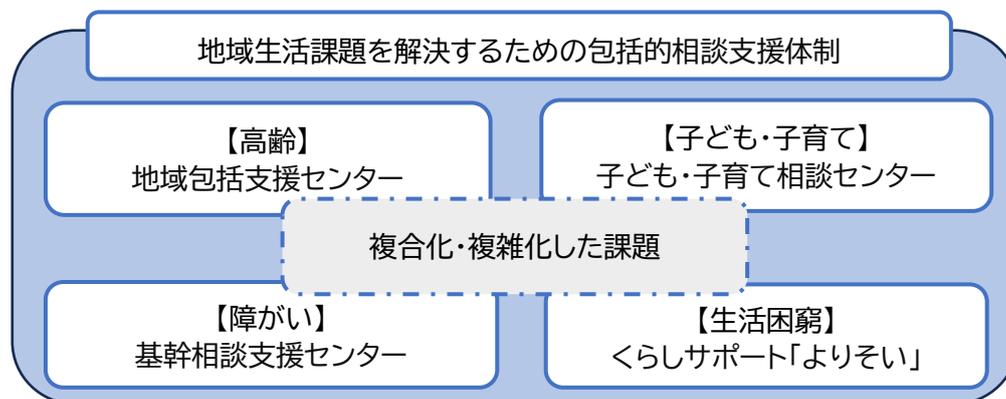
この地域共生社会の推進に向けた取組を強化するため、新たな複合施設を拠点として、本市と春日市社会福祉協議会とで、新たに重層的支援体制整備事業に取り組めます。

(2) 重層的支援体制整備事業とは

本市では、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮の4つの相談・支援機関が専門性を生かして相談・支援を行ってきました。しかし、世帯全体として捉えると、8050問題（80歳代の高齢者が50歳代のひきこもりの子どもの生活を支える問題）やダブルケア（子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）など複合化・複雑化した課題は、分野ごとの縦割りの対応だけでは解決が難しい状況です。

このため、4つの相談・支援機関が、春日市社会福祉協議会や関係機関などと連携することで、本市の包括的相談支援体制を構築し、課題を抱えている人と地域を結び付けたり、生活支援や公的支援制度の活用を調整したりすることで、複合化・複雑化した課題の解決を図ってきました。

春日市包括的相談支援体制（現行イメージ）



出典：第4次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画

この包括的な相談支援体制を発展させ、複合化・複雑化した課題の解決に向けた支援を充実し、地域共生社会を推進するため、既存の取組に「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を加えて一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」について、春日市社会福祉協議会とともに新たに取組めます。

本市は、市民、自治会をはじめとする地域活動団体、ボランティア等の様々な地域社会の担い手との協働のまちづくりにより、地域課題を解決し、住みよいまちづくりを進めてきました。この本市のまちづくりの土台の上に、「重層的支援体制整備事業」を構築していきます。

重層的支援体制整備事業（拡充部分のイメージ）



出典：厚生労働省「地域共生社会」ポータルサイト

(3) 具体的な主な取組

① 福祉の総合相談窓口の設置

他の相談・支援機関で対応できていない福祉課題に関する相談を中心に、福祉の相談全般を受け付けます。相談内容により、他の専門機関につないだり、連携したりします。

② 相談・支援機関の連携強化

相談・支援機関による定期的な会議に加え、個別のケースにおいては、その他の関係者や関係機関とも随時連携を図ります。

③ 複合化・複雑化した課題を抱える人への支援

他の相談・支援機関と連携しながら、アウトリーチ等を通じた継続的支援などを行います。

2 新たな複合施設に配置する機能

新たな複合施設には、市内に点在し全市的な役割を持つ既存の福祉施設等の機能を移転集約して配置するほか、市民活動交流を促進するため新たな機能を配置します。

今後は、設計の中で各機能の具体的な設備の内容について検討します。

(1)集約する既存施設(機能)

①社会福祉センター

地域共生社会の拠点となる新たな複合施設の中心的な役割として、新たに取り組む重層的支援体制整備事業の核としての機能を担います。

重層的支援体制整備事業の取組み等、将来を見据えた機能の追加や、福祉団体、ボランティア団体等の活動を想定し、必要な諸室を確保するとともに、適切な配置を検討します。

なお、社会福祉センターは、災害時には災害ボランティアセンターの事務所となるため、必要な設備を確保します。



②老人福祉センターナギの木苑

高齢者の居場所、介護予防等の場として一層利用され、健康寿命の延伸につなげるため、コミュニティバスセンターがあり、市内全域からアクセスしやすい市の中央部に移転集約します。

移転集約により、社会福祉センターと同一施設内になることで、社会福祉センターと連携し、課題を抱えた利用者にいち早く気づき、適切な関係機関につなぐなど、支援の充実に繋がるようにします。

整備にあたっては、利用者がゆっくりとくつろいで過ごせるよう、センター内でトイレ等必要な機能が完結するようにします。

また、移転後も、現在の活動を継続できるよう、浴場、大広間、はつらつルーム、カラオケルームなど既存施設にある必要な機能は、新たな複合施設に移転します。近接するふれあい文化センターのサークル活動との交流等で活動の充実も検討します。

なお、グラウンドゴルフなど屋外で実施している活動については、総合スポーツセンターのグラウンドなどで継続して実施できるよう検討します。

③いきいきルーム

高齢者等の介護予防や健康づくりのための機能訓練の場として、コミュニティバスセンターがあり、市内全域からアクセスしやすい市の中央部に移転集約します。

移転集約により、社会福祉センターと同一施設内になることで、社会福祉センターと連携し、課題を抱えた利用者にいち早く気づき、適切な関係機関につなぐなど、支援の充実に繋がるようにします。

また、老人福祉センターナギの木苑と同一施設内に配置し、総合スポーツセンターと近接することで、施設の相互利用を図り、活動の幅を広げ、介護予防と健康づくりを推進します。

整備にあたっては、運動用器具の設置場所と室内運動場の機能を確保します。

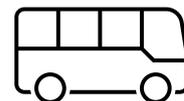


④コミュニティバスセンター

地域共生社会の拠点となる新たな複合施設内にコミュニティバスセンターを配置することで、市内全域からのアクセス性を確保します。

また、屋内への配置により、雨天時でも、建物の外に出ることなくふれあい文化センターに行けるようにするなど、バス利用者の利便性を向上するとともに、70歳以上のコミュニティバス運賃の無料化等を通じて、コミュニティバスの利用促進を図り、エリア周辺の渋滞緩和等に寄与します。

更なるアクセス向上のための将来的な路線数の増を見据えて、バス停車可能台数に余裕を持たせます。



⑤西出張所

行政手続の一層のオンライン化が見込まれる中で、対面で各種行政手続ができる西出張所機能を、市の中央部に移転することで、市内全域からのアクセス性を向上させ、対面での手続を必要とする市民のニーズに対応します。

プライバシーに配慮しつつ、ゆとりある窓口とするなど、緊急時や将来的な社会的ニーズの変化に柔軟に対応できるよう整備します。

⑥男女共同参画・消費生活センターじよなさん

市民の多様な相談等に対応する男女共同参画・消費生活センター機能を市の中央部に移転し、市内全域からのアクセス性を向上させることで、利便性の向上を図ります。

他施設との集約により、プライバシーが守られる相談室、託児室等の機能を十分に確保します。

⑦図書館分室

市民図書館内への連絡通路（施設連携軸）設置に伴い減少する面積分を、図書館分室として新たな複合施設内に整備します。

図書館分室は、分室の特性を生かし、回りの利用者を気にせずに、親子で読み聞かせを楽しんだり、子どもが声を出して本を読めたりするなど、幼少期ののびのびと本に親しみ、本が好きになるような場所を想定し、児童書等を設置したスペースを検討します。



⑧会議室

移転集約する各施設における会議室の利用実態（稼働状況、曜日・時間等）や集約後の利用の想定を踏まえ、基本的に共用とすることで、適切な規模と数の会議室を検討し、配置します。

(2)新たな機能

①オープンスペース

本件エリアにおいては、駐車場から各施設までの動線上に、市民の憩う滞在場所（居場所）がなく、交流や滞留できる日常的な居場所づくりが課題となっていました。これを受け、本件エリアに来た人が、予約なしで気軽に立ち寄り、気心の知れた仲間とおしゃべりし、憩う場所の1つとして、新たな複合施設内にオープンスペースを配置します。オープンスペースには、机や椅子を配置し、隣接するカフェや広場と連動した平時から賑わいのある空間とします。イベント時には、新たな複合施設に隣接して整備する広場等と一体的に活用し、更なる賑わいを創出できる場とします。

また、新たな複合施設は、地域共生社会の拠点施設として、市民活動団体、地域住民等の多くの関係者が集うことが想定され、オープンスペースでの会話から自然と交流が生まれ、様々な活動の活性化につながることも期待します。

②カフェ

新たな複合施設内に小規模なカフェを整備し、飲み物等を提供します。これにより、新たに整備するオープンスペースや広場等が、市民の憩う滞在場所（居場所）の1つとして、多くの人がかつろぎ、交流できる空間となるようにします。



③広場

高低差が大きく外からの視認性が低い等危険性が高く、立ち入り禁止としている山林部を整備し、なだらかな起伏があり、木陰でくつろげる芝生の広場とします。平時から市民が憩う滞在場所（居場所）の1つとして、緑とふれあいくつろげる空間となるよう、ベンチや小児用遊具等の設置を検討します。イベント時には、交流・イベントスペースや、新たな複合施設内のオープンスペースと一体的な活用を行える空間とします。



④交流・イベントスペース

ふれあい文化センター新館正面玄関前広場を再整備し、ベンチ等を配置し、くつろげる空間としつつ、イベントにも活用可能な空間となるようにします。

イベント時には、広場や、新たな複合施設内のオープンスペースと一体的な活用を行える空間とします。

⑤コワーキングスペース等

福祉などの市民活動の更なる活性化に繋がるよう、市民活動用のコワーキングスペースを整備します。

市民活動を行う人が気軽に利用できる共用の事務室、利用者の物品等を保管するためのロッカー、印刷環境等を確保するための印刷室を合わせて整備します。

移転集約前は、別の場所で活動していた市民活動団体が、同じコワーキングスペースで空間を共有することで、交流が生まれ、更なる活動の活性化に繋がることを期待します。



⑥施設連携軸

新たな複合施設とふれあい文化センター、総合スポーツセンターの施設間相互利用を促すため、各施設を直線的でわかりやすい動線（＝「施設連携軸」）で繋がります。

具体的には、新たな複合施設の2階（基準階）とふれあい文化センター新館の1階（市民図書館があるフロア）を、屋根がある連絡通路で接続します。これにより、雨天時でも建物の外に出ることなく、行き来できるようになります。現在は、エリア内の高低差が大きいため、コミュニティバスセンターから各施設にアクセスしづらいことが課題となっていますが、新たな複合施設の整備後は、バスの利用者は、エスカレーター等で新たな複合施設の2階に上がり、そのまま建物の中を歩いて各施設にアクセスできるようになります。

さらに、現在の市民図書館内に、連絡通路を整備します。連絡通路は、市民図書館の利用に支障が生じない構造としつつ、連絡通路を通行する他施設の利用者が市民図書館を使ってみようと思えるような仕掛け等を検討し、施設の相互利用を促します。

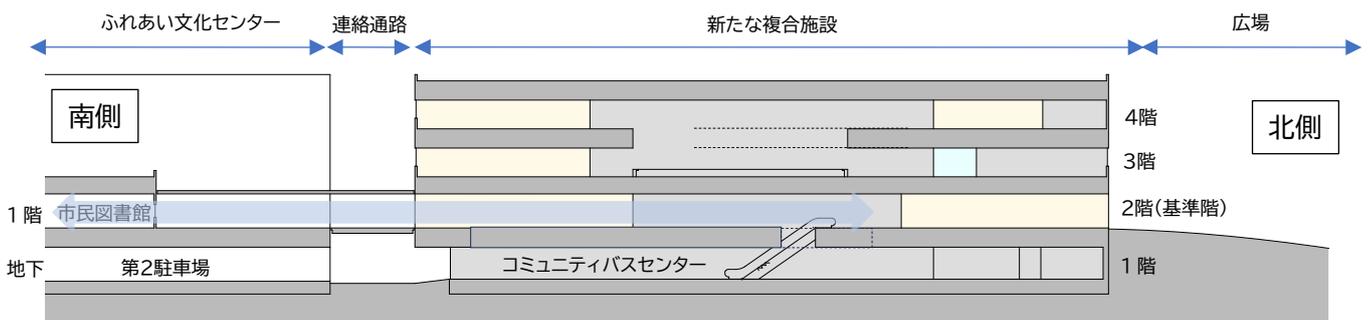


図 南北断面図

(3)その他の機能

①駐車場

地域共生社会の拠点である新たな複合施設について、誰もが利用しやすい施設となるよう、車いす使用者等用の駐車場を多く確保するとともに、1階玄関付近には、雨に濡れずに室内に入れるよう車寄せを整備します。

駐車場台数については、集約する施設の駐車場利用台数や利用時間帯を確認した上で、約50台の駐車場を確保することとします。

また、ふれあい文化センターの駐車場（第1駐車場、第2駐車場）についても歩行者動線と車両動線が交錯しないように再検討し、ふれあい文化センターと複合施設の駐車場の利用が安全に行えるようにします。

②トイレ・救護室・授乳室

地域共生社会の拠点として、誰もが利用しやすい施設となるよう、車いすでも利用しやすい機能や面積を確保しつつ、親子連れでも利用しやすいようベビーチェアやおむつ交換台を設置するなど、多様な利用者に配慮したトイレを整備します。

また、トイレとは別に救護室と授乳室を整備します。救護室は、医療的なケアが必要な人等の利用を想定した設備を検討します。



③わかりやすい案内表示

本件エリア内の各施設へ迷うことなく行けるよう、わかりやすい案内表示（案内サイン、誘導サイン、位置サイン）を設置します。案内表示は、多様な利用者にとってわかりやすいデザインや手法を検討します。

3 災害時の機能

隣接する総合スポーツセンターが防災拠点施設として一定の機能を有していること等を踏まえ、新たな複合施設については、大規模な自然災害（主に地震を想定）を想定し、災害ボランティアセンターとして、被災した市民の生活再建を支援することを災害時の主な機能とします。

表 総合スポーツセンターの防災拠点施設としての機能（概略）

施設		機能
体育館	メインアリーナ ・サブアリーナ	・メインアリーナフロア：物資の集配場所 ・備蓄倉庫：非常用食料、マンホールトイレ用便器、仮設トイレ、避難用マット、バック毛布等 ・サブアリーナフロア・観覧席：避難所
	武道場	福祉避難所
	会議室	市役所本庁舎に異常があった際、災害対策本部の代替施設として利用可能
屋外		マンホールトイレ（5基）、かまどベンチ（3基）、手押し井戸（2基）

(1)災害ボランティアセンター

新たな複合施設に移転集約する社会福祉センターは、大規模な自然災害の発生時には災害ボランティアセンターの事務所となるため、必要な設備を確保します。

複合施設を拠点としつつ、ボランティアの受付場所として必要になる広い場所については、ふれあい文化センターの第3駐車場等の活用を想定するなど、本件エリア全体でどのようにセンターを運営するのか、スタッフやボランティアの動線等を想定しながら、設計の中で検討していきます。

【災害ボランティアセンターとは】

被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。個人ボランティアの登録を受け付け、被災者の要望（ニーズ）と個人ボランティアの調整（マッチング）を行い、両者をつなぎます。

【災害ボランティア活動とは】

被災地外住民等が、見返りを求めずに自発的に行う被災地への支援活動のことです。被災した地域や住民が、1日でも早く元の生活に戻ることができるよう手伝えることを目的とし、力仕事から事務作業まで様々な活動があります。

災害ボランティアの活動例

がれきの撤去・分別



泥だし



室内清掃



出典：政府広報オンライン、一部改変

(2)指定避難所としての位置付けの検討

以下の点を総合的に考慮し、新たな複合施設は、指定避難所としない方針とします。

【方針の理由】

- ① 新たな複合施設は、災害ボランティアセンターの事務所となり、市外から不特定多数の個人ボランティアが出入りすることが想定されます。指定避難所は、特定の避難者（市民）の生活の場であり、そこに不特定多数の人が出入りすることは、防犯面やプライバシーの観点から好ましくありません（※1）。
- ② 市内の指定避難所（福祉避難所）の収容能力は充足（※2）しており、新たな複合施設整備を指定避難所とすることは、必須ではありません。仮に指定避難所とする場合は、建物の建築に当たって、そのための構造計算が必要となり、追加の費用が必要になります。

（※1）新たな複合施設には、老人福祉センターナギの木苑の温浴施設があり、被災時も使用できる状態だった場合には、避難者（被災者）に開放することも想定されます。この場合、不特定多数の避難者（被災者）が出入りすることが想定され、①と同じ理由で好ましくないと考えられます。

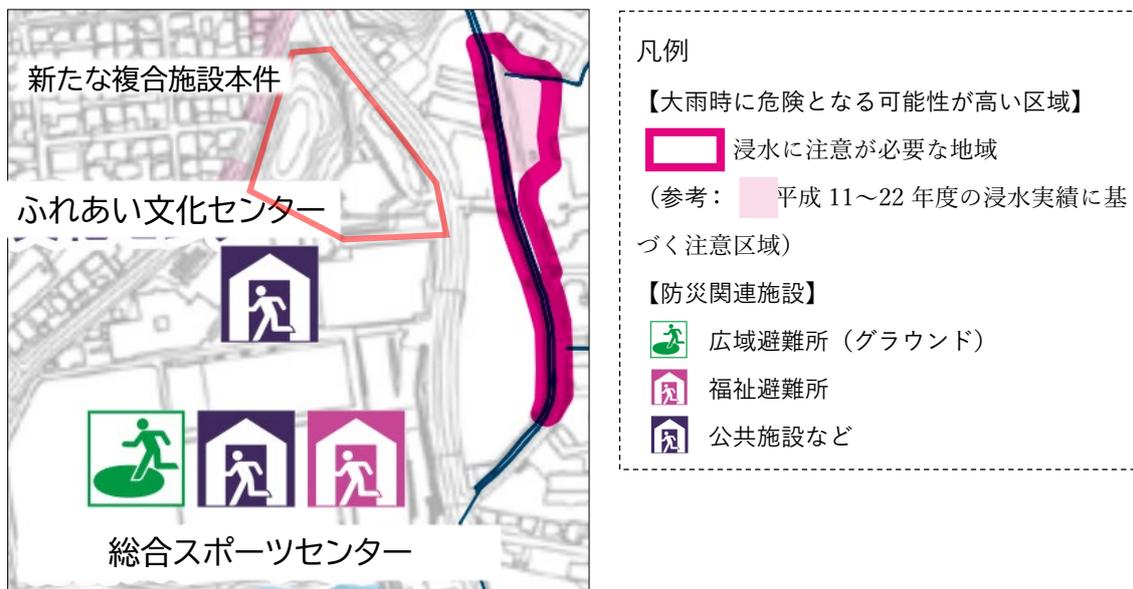
（※2）「春日市地域防災計画（地震災害対策編）」及び「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」に示された避難者数の見込みに基づきます。

(3)その他

本件エリア周辺における過去の浸水実績等は、下図のとおりです。

新たな複合施設の整備に当たっては、市の基準に基づき雨水流出抑制施設（※）を適切に整備します。

（※）敷地に降った雨がすぐに敷地外に流出しないようにするための施設等



出典：春日市浸水ハザードマップ（令和4年3月発行）、本件エリア周辺を抜粋し一部改変

4 施設配置・機能連携の考え方

機能の具体的な配置については設計段階にて決定しますが、当該エリアの用途地域等建築条件を踏まえ、建物は4階建てとする想定です。

また、各機能の関係性を踏まえ、各階への機能配置は以下のとおり計画しています。

(1)各階に配置する機能の考え方

1階

1階は、利用者が雨に濡れることなく施設を利用可能となるよう、コミュニティバスセンターと駐車場を設置し、バスの乗降所や待合スペース、車寄せスペース等を配置したフロアとするよう計画しています。

2階

2階は、広場やふれあい文化センターと繋がったメインとなるフロアとし、誰もが集える賑わいのあるフロアとします。

配置する機能は、オープンスペースやカフェ、図書館分室機能やキッズスペース、さらにはいきいきルームやナギの木苑を配置することとしています。

基本構想第1版では、ナギの木苑を4階に配置することとしていましたが、高齢者が主に利用する施設である老人福祉センターは2階に配置した方が避難誘導しやすいのではといった利用団体等の意見を踏まえて再検討し、2階へ配置するよう計画を変更しています。

3階

3階は、社会福祉センターや男女共同参画・消費生活センターといった相談機能、西出張所等の窓口機能、さらには福祉などの市民活動のためのコワーキングスペース機能を配置したフロアとします。

基本構想第1版では、事務フロアを2階に配置することとしていましたが、相談に来る施設利用者が、プライバシーに配慮しつつ、静かな環境で相談ができた方がよいのではといった利用団体等の意見を踏まえて再検討し、3階へ配置するよう計画を変更しています。

4階

4階は、誰もが利用できる会議室機能を配置したフロアとします。

1階フロアや2階フロアからは、エレベーターにより直接アクセスが可能なフロアとすることで、窓口が開いている時間に関わらず、幅広い時間に利用可能となるよう計画しています。

(2)機能配置図

各階に配置する機能の考え方を元に作成した、新たな複合施設の機能配置図が、以下のとおりです。

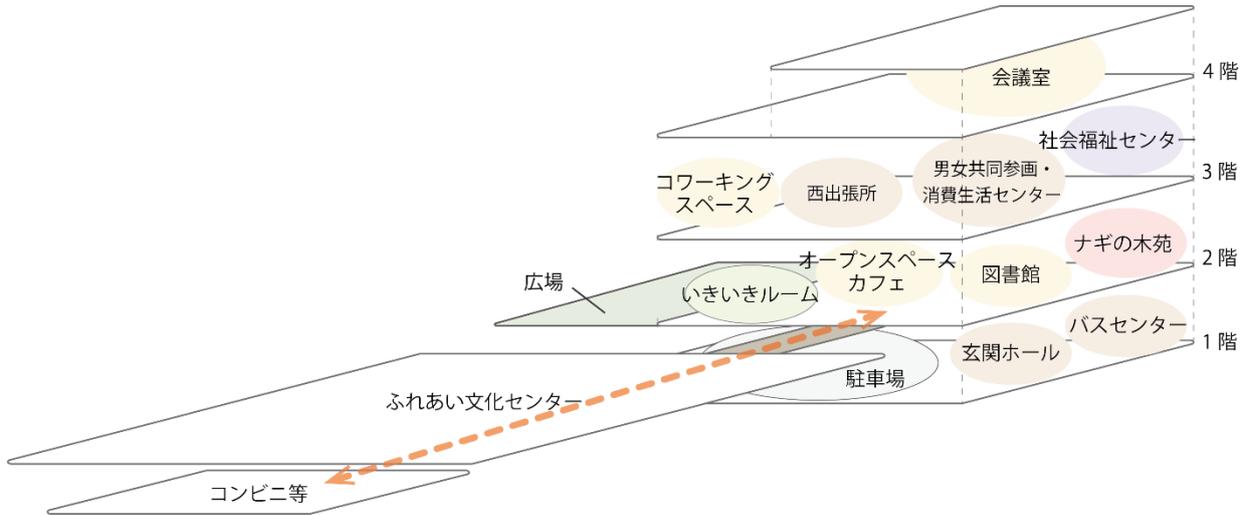


図 建物イメージと機能配置図

各機能は、待合スペースやオープンスペースといった共有スペースを介して、フロア内の他の機能や上階・下階と連携します。

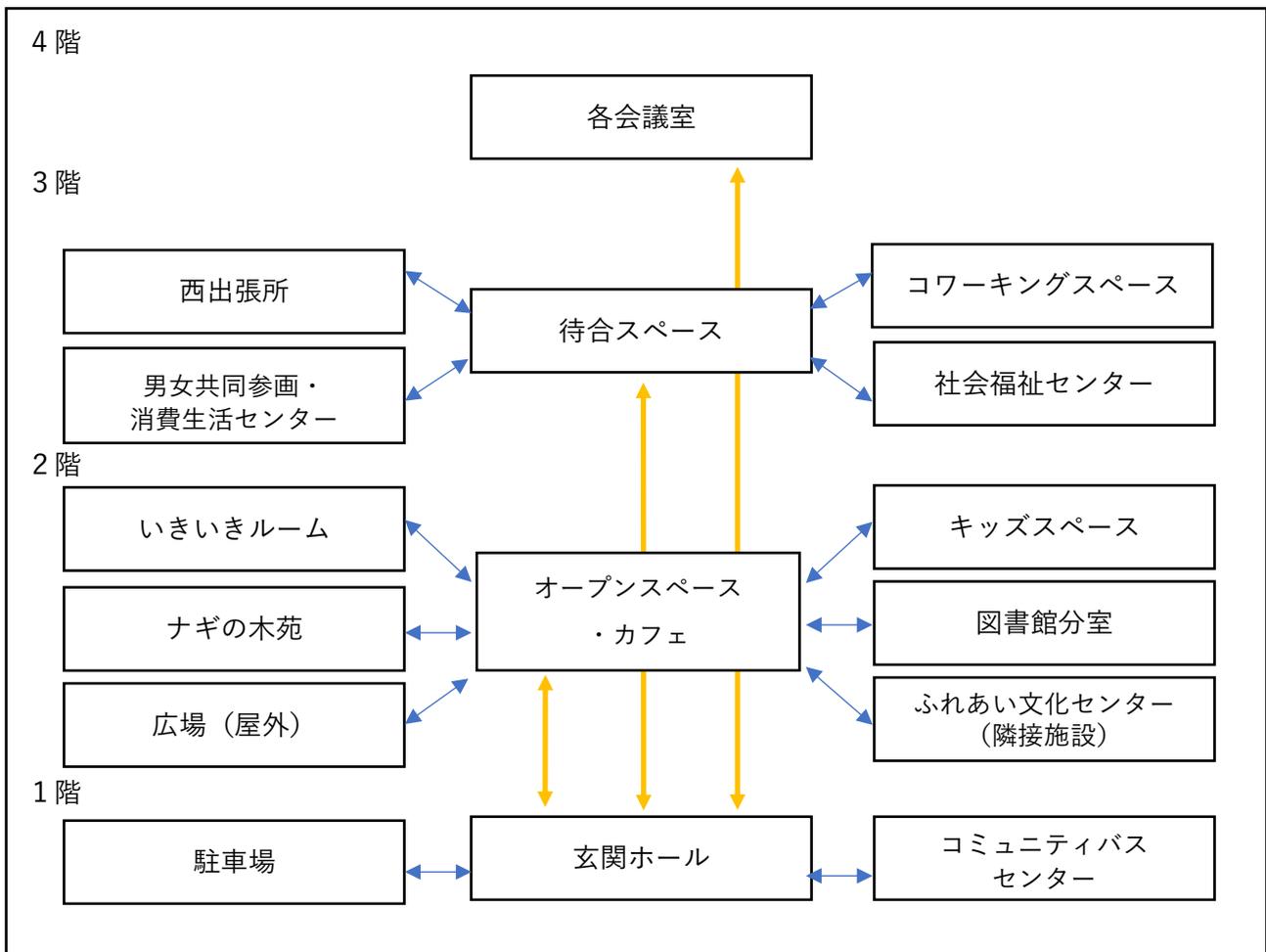


図 機能連携イメージ

5 建物配置及びイメージパース等

(1)新たな複合施設の配置

建物の配置場所は、以下のとおりです。

なお、集約する各施設に求められる機能や規模について検討したところ、大谷ふれあい公園の山林部分をそのまま残して整備することは難しく、山林部分も含めた一体的な整備が必要であることがわかりました。

現在の山林部分については、一旦造成をした上で、年齢や障がいの有無に関わらず、多くの方が利用可能な木陰でくつろぎ、緑に親しめる広場として整備します。



図 建物配置計画

(2)イメージパース・断面図

基本構想段階での想定は、以下のとおりです。設計段階で変わることがあります。



図 イメージパース図



図 広場から見た建物図

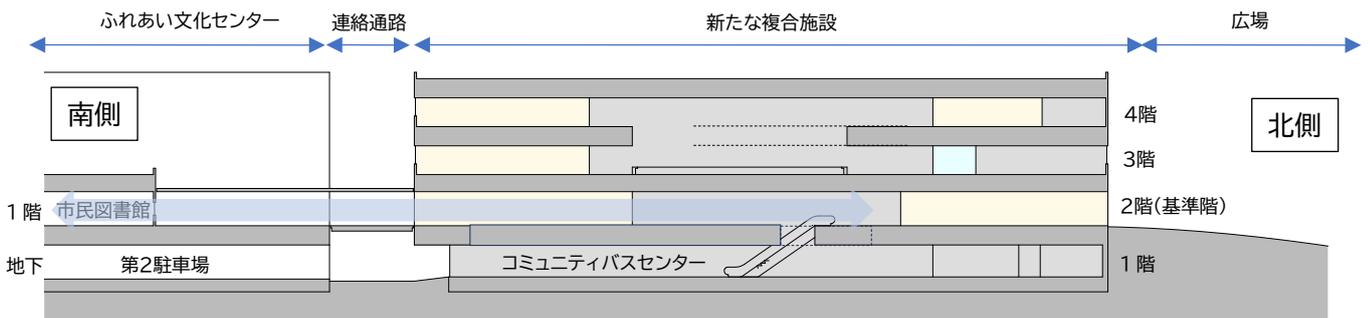


図 南北断面図

第 5 章 事業手法等の検討

1 事業スケジュール

令和 8 年度の工事着手を目指します。その後、3 年程度の工事で整備することを想定します。

令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
<ul style="list-style-type: none"> ・設計 ・山林部樹木伐採 ・文化財調査 ・仮設バスセンター整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計 ・文化財調査 ・現バスセンター解体 	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事 ・建築工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始

2 事業費試算等

(1) 事業費試算 (今後設計の中で精査し、変更になります。)

約 70 億円 (内訳：複合施設に係るもの 約 50 億円、その他本件エリア内の改修 約 20 億円)

(2) 財源

国庫補助金や財政上有利な市債制度を可能な限り活用します。

現時点で活用を想定している国庫補助金等は、以下のとおりですが、今後国県との協議や制度変更等により、変更になることがあります。

① 都市構造再編集中支援事業国庫補助金(国土交通省所管)

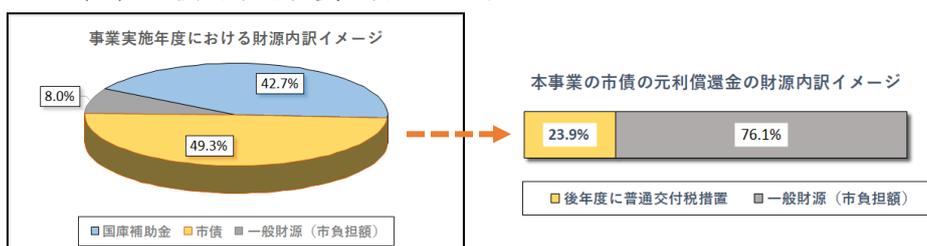
- 【対象経費】 複合施設整備費 (一部の事務所機能等は対象外)、本件エリア内改修費
- 【補助率】 50%
- 【その他】 立地適正化計画に基づく市中央部への施設集約が条件 (現地での建替等の場合は対象外)

② 公共事業等債(市債)

- 【対象経費】 ①の対象経費のうちの市負担分 (※)
- 【充当率】 90%
- 【その他】 上記 90%のうちの 20%部分に係る元利償還金が後年度の普通交付税に算入

③ 公共施設等適正化事業債(立地適正化事業・一体事業)(市債)

- 【対象経費】 ①の対象にならない市単独事業のうち、立地適正化計画に基づく事業の事業費(※)
- 【充当率】 90%
- 【その他】 元利償還金の約 30%が後年度の普通交付税に算入 (※) 起債対象外経費を除きます。



3 事業手法

(1) 整備手法

円滑な事業実施に向けて、設計業務と工事業務を一体的に実施する「基本設計先行型設計施工一括発注方式」を導入することを検討します。

(2) 維持管理・運営手法

本件エリアは、スポーツ施設、文化施設、図書館、社会福祉施設などの専門性の高い施設で構成されており、各施設を管理するには、それぞれ専門的な知識が必要です。

そこで、現在の各施設と同様に、専門性を有する事業者等が各施設を個別に運営しつつ、相互利用に繋がられるよう、施設間で連携した催しや事業等の実施を別途検討します。

表 維持管理・運営手法の検討

	エリア内の複数施設を一元的に管理	エリア内の施設を個別に管理
運営イメージ	<ul style="list-style-type: none"> 1つの事業者グループ（または単独事業者）が、エリア内の複数施設を管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在と同様に、各施設をそれぞれの事業者等が個別に管理する。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 各施設を一体的に運営することで、エリア全体を一元的に管理し、施設間の連携が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の専門知識を有する事業者が管理することで、各施設が持つ専門性を活かした管理運営が可能となる。 事業者選定に際し、適切な競争環境を作りやすい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設、文化施設、図書館、福祉施設などそれぞれ専門知識を必要とする施設を、専門性が低い事業者が管理することで、各施設が持つ魅力を活かしづらい。 すべての施設を管理可能な事業者に限られるため、応募可能な事業者が少なく競争原理が働かない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設間の連携が生まれにくい。

4 跡地活用方策

今後の人口減少を見据え、公共施設の維持管理費を抑制する観点から集約後の元施設は、原則として廃止・解体します。底地は売却することを基本としますが、必要に応じ活用も検討します。

表 既存施設の方策

既存施設名	元施設の考え方
社会福祉センター	老朽化が著しく、耐震性にも課題があるので、複合施設への機能移転後は、速やかに用途を廃止し、建物の解体に着手する方向で検討
老人福祉センターナギの木苑	原則廃止・解体とするが、複合施設への機能移転後も、公共施設マネジメント計画における建替えが必要とされる時期までに、15年程度の開きがあるので、他用途での暫定的な活用を、状況に応じて検討
男女共同参画・消費生活センターじよなさん	公共施設マネジメント計画における建替えの時期と、複合施設への機能移転の時期が、ほぼ同時期であるため、機能移転後は用途を廃止し、解体する方向で検討
いきいきルーム・西出張所	「こども・子育て支援」及び「健康づくり」の拠点として活用し、子ども・親子の居場所づくりや子育て支援関係団体の支援などを行うことを検討

第6章 市民や関係者等の意見を聴く取組

1 基本構想第1版策定まで

(1)市民アンケート

本件エリアに求める将来像等を把握するため、市民アンケートを実施しました。

アンケートでは、このエリアが誰もが行きやすく行きたくなるものとなるよう、エリア内にどのような機能があれば良いか、将来的にどうなって欲しいかについて市民の意向を把握しました。

①調査手法

- ・回答期間 令和5年1月10日（火曜日）から24日（火曜日）まで
- ・回答方法 専用サイトまたは紙のアンケート（市役所に設置）で回答

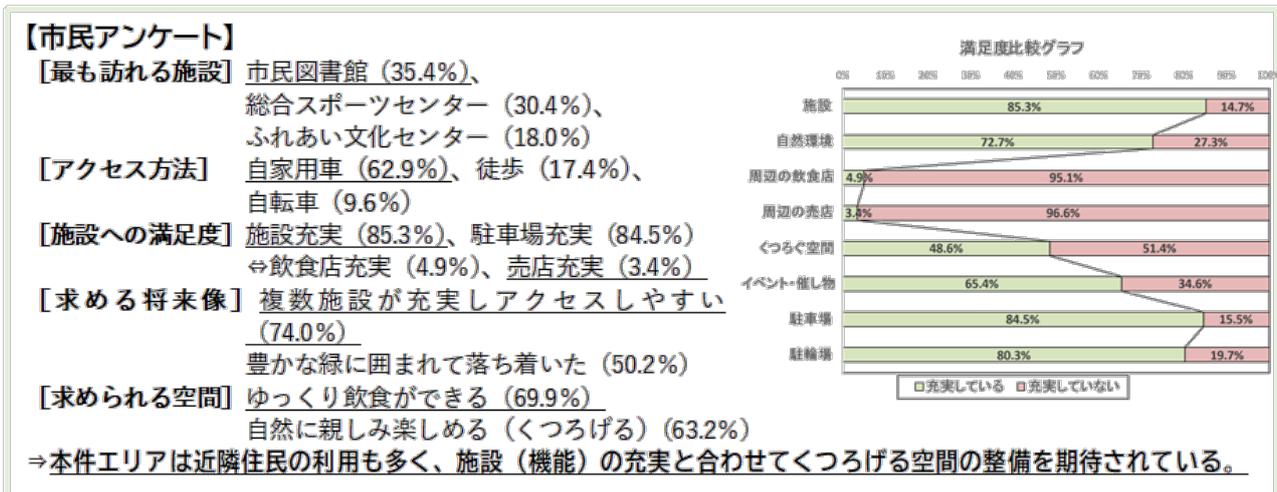
②対象者

- ・春日市に居住または通勤・通学している人

③調査結果

- ・回答者数 438人（うち春日市在住者416人）

④調査結果概要



※アンケート集計結果の詳細は、市ウェブサイト（ページ番号1011404）に掲載しています。

表 市報かすが（令和5（2023）年1月15日号）の一部抜粋

春日市 市ウェブサイトページ番号

アンケートに協力してください
市中央部市民活動交流拠点複合施設の整備など

経営企画課 経営企画課企画担当
☎(584)1133 📠(584)1145 📠1011404

市中央部(総合スポーツセンター、ふれあい文化センター周辺)に、市内の福祉施設などを移転集約し、市民活動と交流の活性化につながる新たな複合施設を整備し、誰もが行きやすく行きたくなるエリアをすることを目的し、検討を進めています。

これに伴い、市民の皆さんの施設整備に対する意向を把握するため、アンケートを実施します。

アンケートの集計結果の一部は、後日市ウェブサイトで公表します。

対象 市に居住または通勤・通学している人
期間 1月10日(火)～24日(火)

回答方法 次のQRコードから回答するか、市役所経営企画課に設置しているアンケート用紙に記入して提出する

注意事項
▷アンケートの回答は匿名で1人1回までです。
▷意見に対する個別の回答はしません。



▲回答専用サイト



▲新たな複合施設の整備予定地

出典：市ウェブサイト（ページ番号 1002434）

⑤ 主な設問内容

実施した市民アンケートでは、以下設問内容について調査しました。

表 設問の概要

基礎情報	—	年齢、性別、職業、回答者の区分
本件エリアの利用実態	2-①	最も利用している施設及び利用目的
	2-②	利用頻度
	2-③	アクセス方法・所要時間
	2-④	満足度
	2-⑤	満足度の理由
本件エリアの将来像	3-①	本件エリアの将来像
	3-②	本件エリアにあったらいいと思う空間

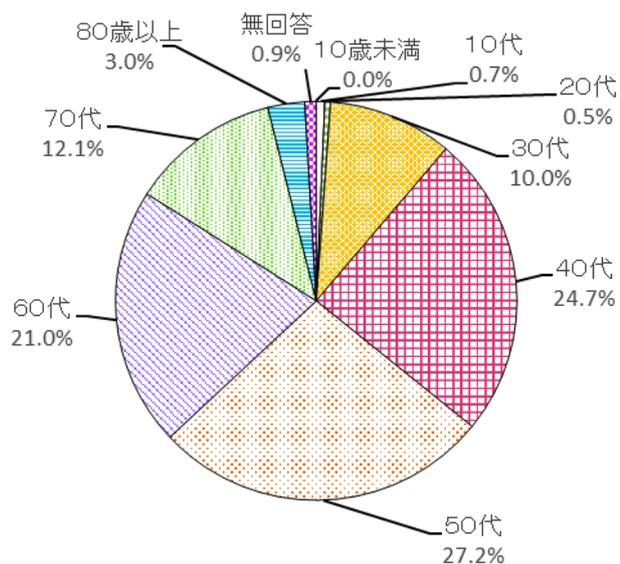
⑥ 設問に対する回答結果[全体]

(1-基礎情報) 回答者ご本人のことについて差し支えない範囲で教えてください。

■ 年齢

- ・50代の割合が27.2%と最も多く、次いで40代の割合が24.7%と多い。
- ・中高年利用（40～50代）の回答が過半を占める。

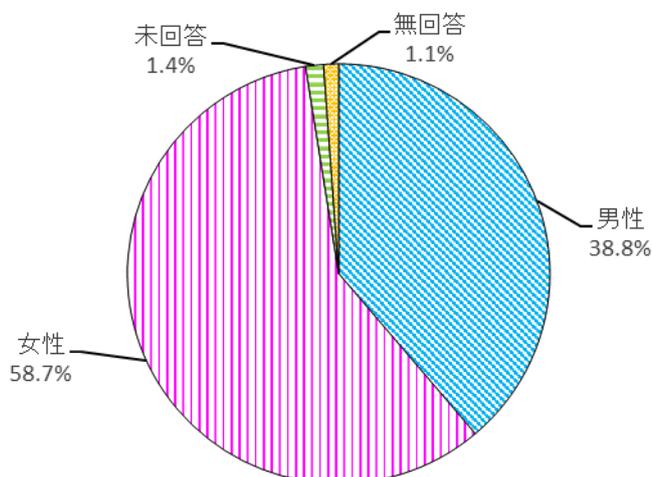
選択肢	件数	比率
1. 10歳未満	0	0.0%
2. 10代	3	0.7%
3. 20代	2	0.5%
4. 30代	44	10.0%
5. 40代	108	24.7%
6. 50代	119	27.2%
7. 60代	92	21.0%
8. 70代	53	12.1%
9. 80歳以上	13	3.0%
無回答	4	0.9%
計	438	100.0%



■ 性別

- ・女性の割合が58.7%と多い。

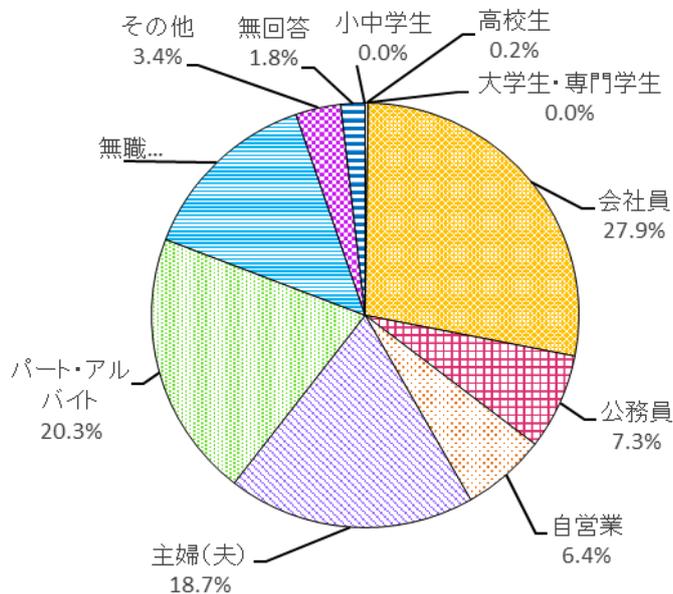
選択肢	件数	比率
1. 男性	170	38.8%
2. 女性	257	58.7%
未回答	6	1.4%
無回答	5	1.1%
計	438	100.0%



■ 職業

- ・会社員の割合が 27.9%と最も多く、次いでパート・アルバイトの割合が 20.3%と多い。
- ・会社員とパート・アルバイトで半数に近い。

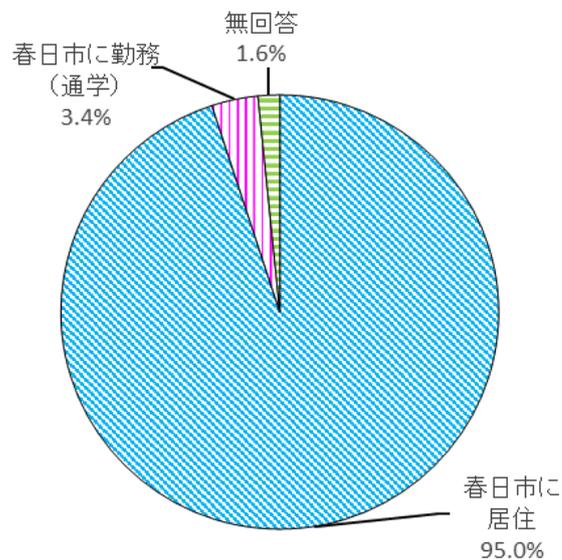
選択肢	件数	比率
1. 小中学生	0	0.0%
2. 高校生	1	0.2%
3. 大学生・専門学生	0	0.0%
4. 会社員	122	27.9%
5. 公務員	32	7.3%
6. 自営業	28	6.4%
7. 主婦(夫)	82	18.7%
8. パート・アルバイト	89	20.3%
9. 無職	61	13.9%
10. その他	15	3.4%
無回答	8	1.8%
計	438	100.0%



■ 回答者の区分

- ・春日市に居住の割合が 95.0%と多い。

選択肢	件数	比率
1. 春日市に居住	416	95.0%
2. 春日市に勤務(通学)	15	3.4%
無回答	7	1.6%
計	438	100.0%



(2-本件エリア内の施設の利用状況など)

本件エリア内の施設について、①最も利用している施設(※)、②利用頻度、③アクセス方法・所要時間、④満足度、⑤満足度の理由をお聞かせください。

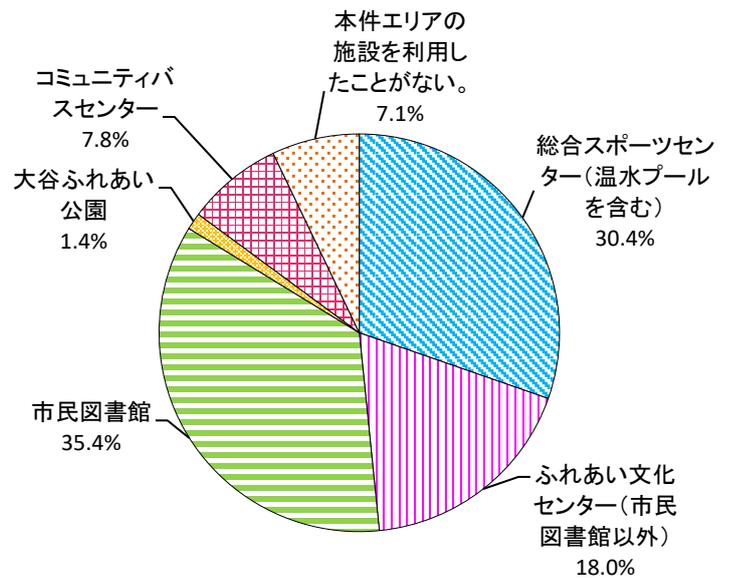
(※) 施設には、大谷小学校、春日どろんこ保育園、教育支援センターは含まれません。

(2-① 最も利用している施設)

- i.総合スポーツセンター(温水プールを含む。)
- ii.ふれあい文化センター(市民図書館以外)
- iii.市民図書館
- iv.大谷ふれあい公園
- v.コミュニティバスセンター
- vi.本件エリアの施設を利用したことがない。

- ・市民図書館の割合が35.4%と最も多く、次いで総合スポーツセンターが30.4%と多い。
- ・市民図書館と総合スポーツセンター利用の回答が過半を占める。

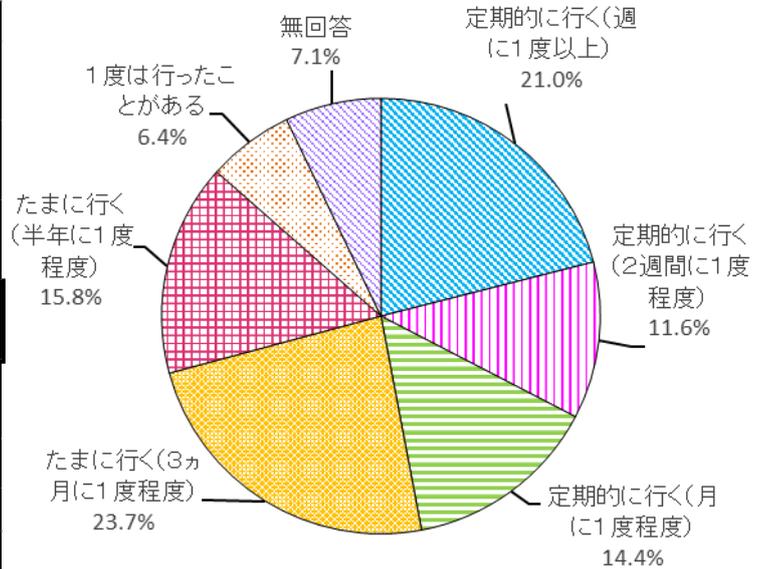
選択肢	件数	比率
1. 総合スポーツセンター(温水プールを含む)	133	30.4%
2. ふれあい文化センター(市民図書館以外)	79	18.0%
3. 市民図書館	155	35.4%
4. 大谷ふれあい公園	6	1.4%
5. コミュニティバスセンター	34	7.8%
6. 本件エリアの施設を利用したことがない。	31	7.1%
計	438	100.0%



(2-② 利用の頻度)

- ・たまに行く（3か月に1度）の割合が23.7%と最も多く、次いで定期的に行く（週に1度以上）が21.0%と多い。

選択肢	件数	比率
1. 定期的に行く(週に1度以上)	92	21.0%
2. 定期的に行く(2週間に1度程度)	51	11.6%
3. 定期的に行く(月に1度程度)	63	14.4%
4. たまに行く(3か月に1度程度)	104	23.7%
5. たまに行く(半年に1度程度)	69	15.8%
6. 1度は行ったことがある	28	6.4%
無回答	31	7.1%
計	438	100.0%



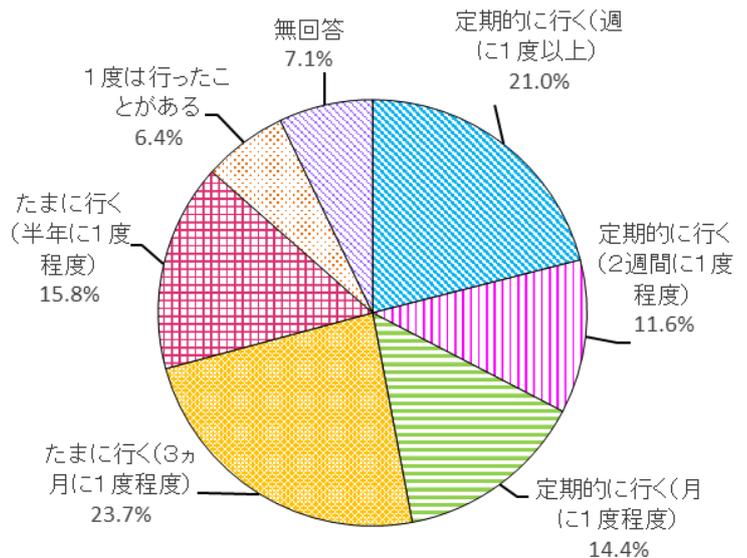
(2-③ アクセス方法・所要時間)

アクセス方法及び所要時間について、教えてください（1つを回答）。

■ アクセス方法

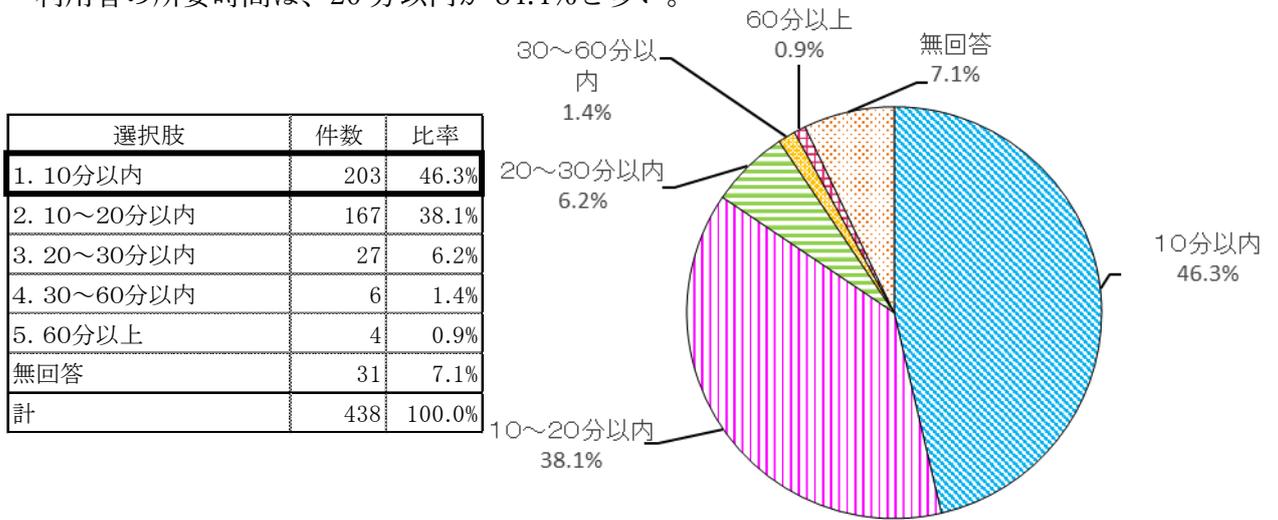
- ・自家用車の割合が58.4%と最も多く、次いで徒歩が16.2%と多い。
- ・自家用車の回答が過半を占める。

選択肢	件数	比率
1. バス(路線バス/コミュニティバス)	34	7.8%
2. 自家用車	256	58.4%
3. 自転車	39	8.9%
4. 徒歩	71	16.2%
5. タクシー	5	1.1%
6. 電車	0	0.0%
7. その他	2	0.5%
無回答	31	7.1%
計	438	100.0%



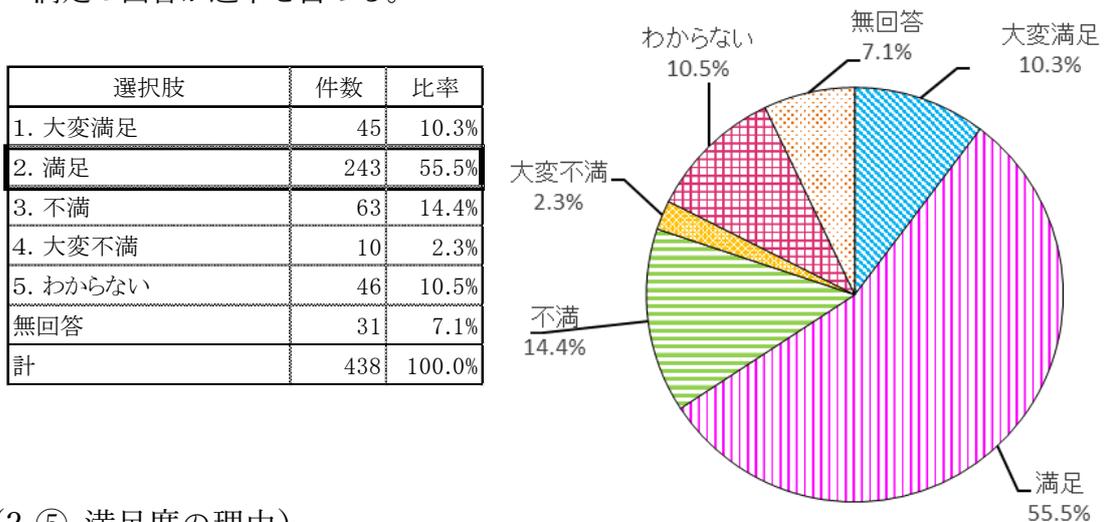
■ 所要時間

- ・ 10分以内の割合が46.3%と最も多く、次いで10～20分以内が38.1%と多い。
- ・ 利用者の所要時間は、20分以内が84.4%と多い。



(2-④ 本件エリア及び施設の満足度)

- ・ 満足の割合が55.5%と最も多く、次いで不満が14.4%と多い。
- ・ 満足の回答が過半を占める。

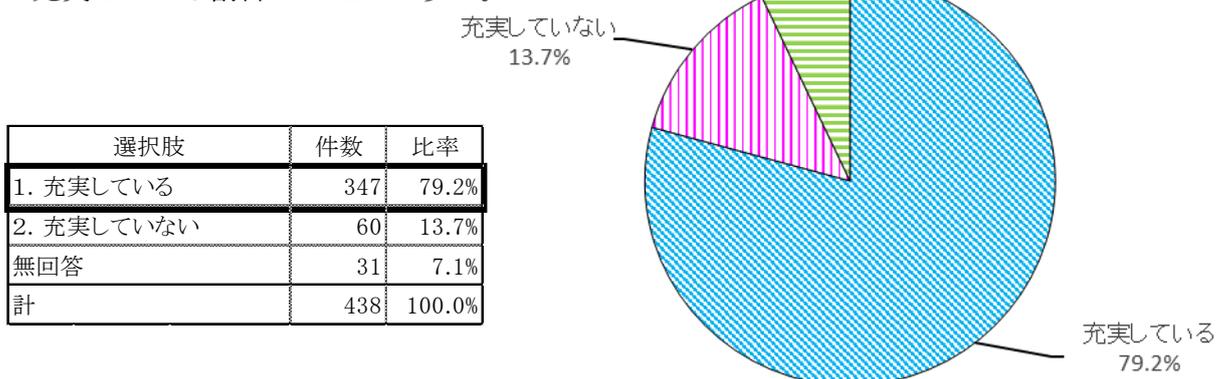


(2-⑤ 満足度の理由)

2-④の満足度の理由教えてください。

i. 施設

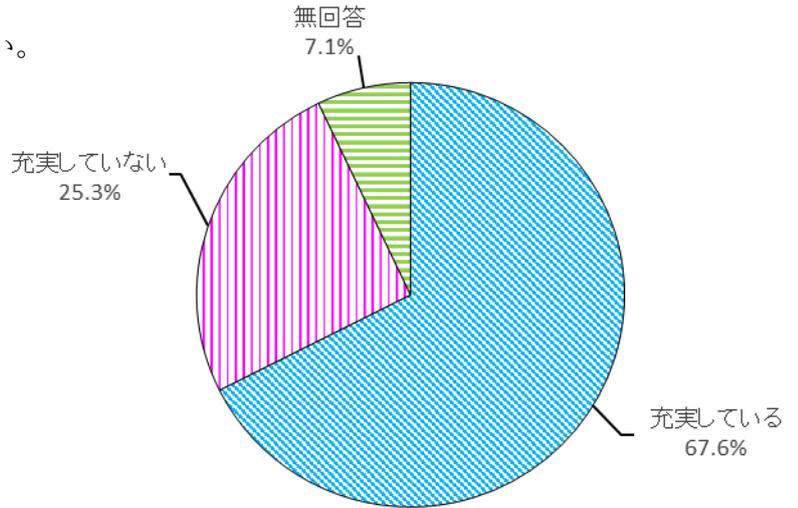
- ・ 充実している割合が79.2%と多い。



ii.自然環境

・充実しているの割合が67.6%と多い。

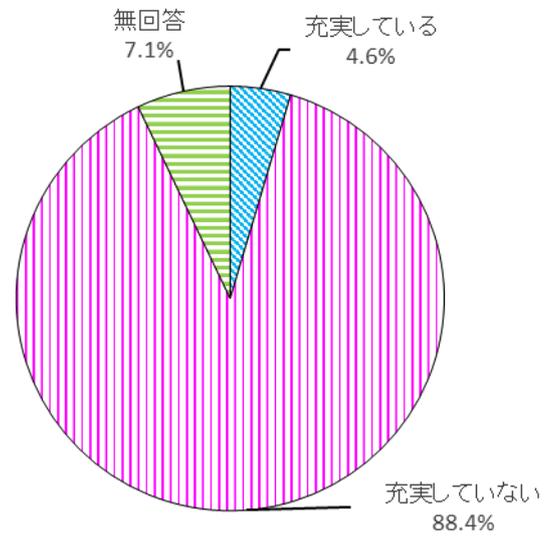
選択肢	件数	比率
1. 充実している	296	67.6%
2. 充実していない	111	25.3%
無回答	31	7.1%
計	438	100.0%



iii.周辺の飲食店

・充実していないの割合が88.4%と多い。

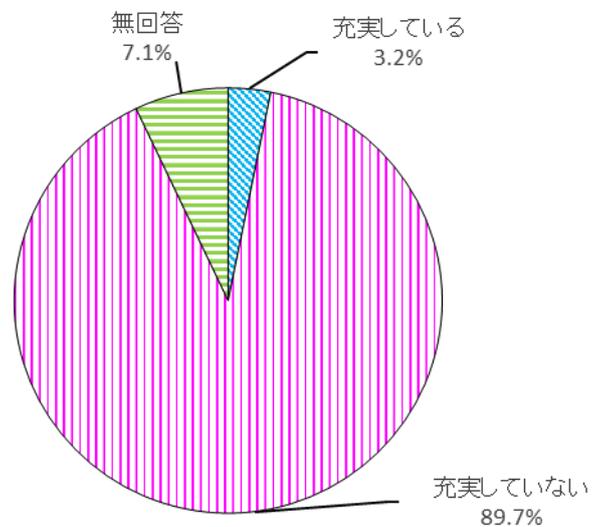
選択肢	件数	比率
1. 充実している	20	4.6%
2. 充実していない	387	88.4%
無回答	31	7.1%
計	438	100.0%



iv.周辺の売店

・充実していないの割合が89.7%と多い。

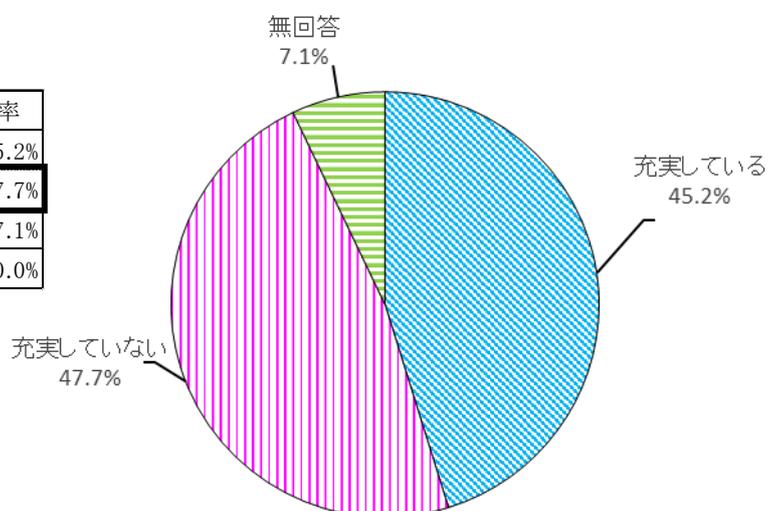
選択肢	件数	比率
1. 充実している	14	3.2%
2. 充実していない	393	89.7%
無回答	31	7.1%
計	438	100.0%



v.くつろぐ空間

・充実していない割合が47.7%と充実していると僅差が多い。

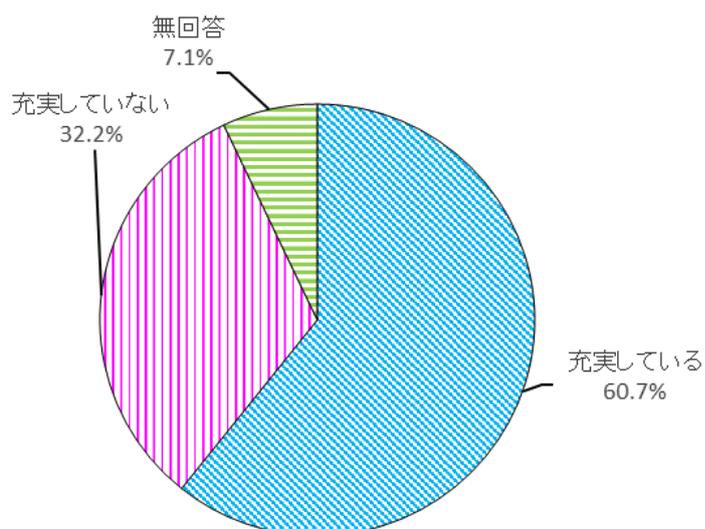
選択肢	件数	比率
1. 充実している	198	45.2%
2. 充実していない	209	47.7%
無回答	31	7.1%
計	438	100.0%



vi.イベント・催し物

・充実している割合が60.7%と多い。

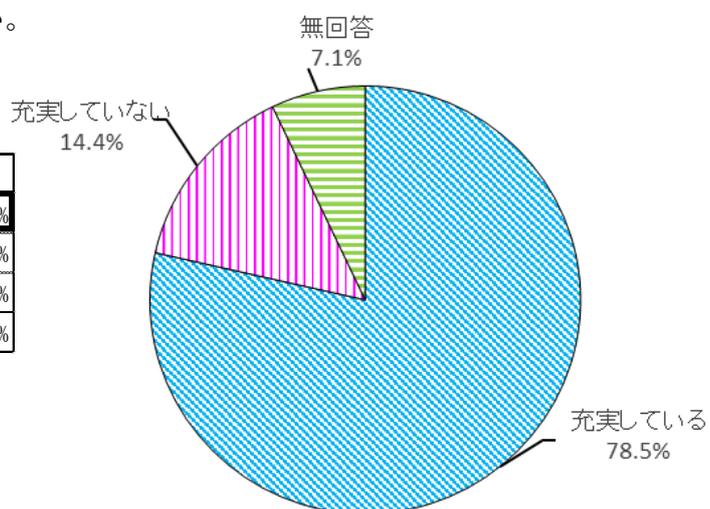
選択肢	件数	比率
1. 充実している	266	60.7%
2. 充実していない	141	32.2%
無回答	31	7.1%
計	438	100.0%



vii.駐車場

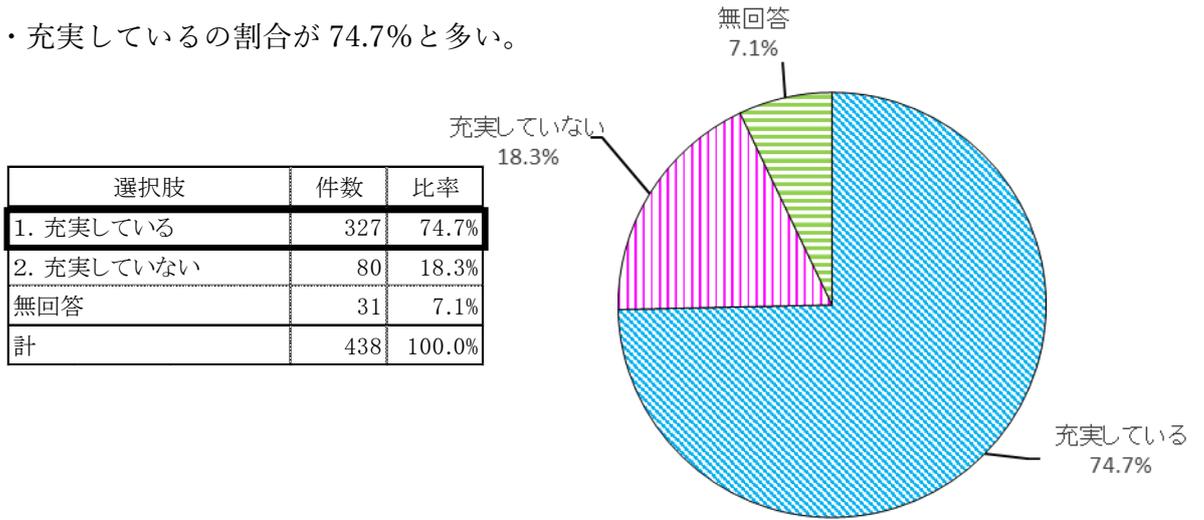
・充実している割合が78.5%と多い。

選択肢	件数	比率
1. 充実している	344	78.5%
2. 充実していない	63	14.4%
無回答	31	7.1%
計	438	100.0%

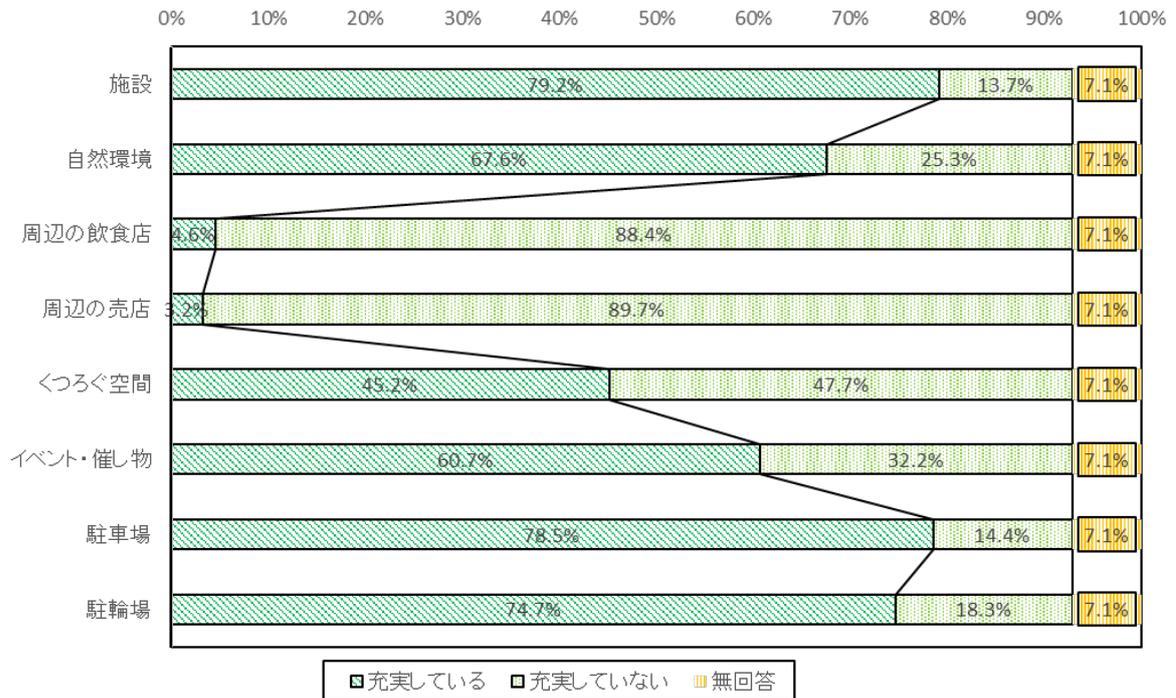


viii. 駐輪場

・充実しているの割合が74.7%と多い。



満足度比較グラフ

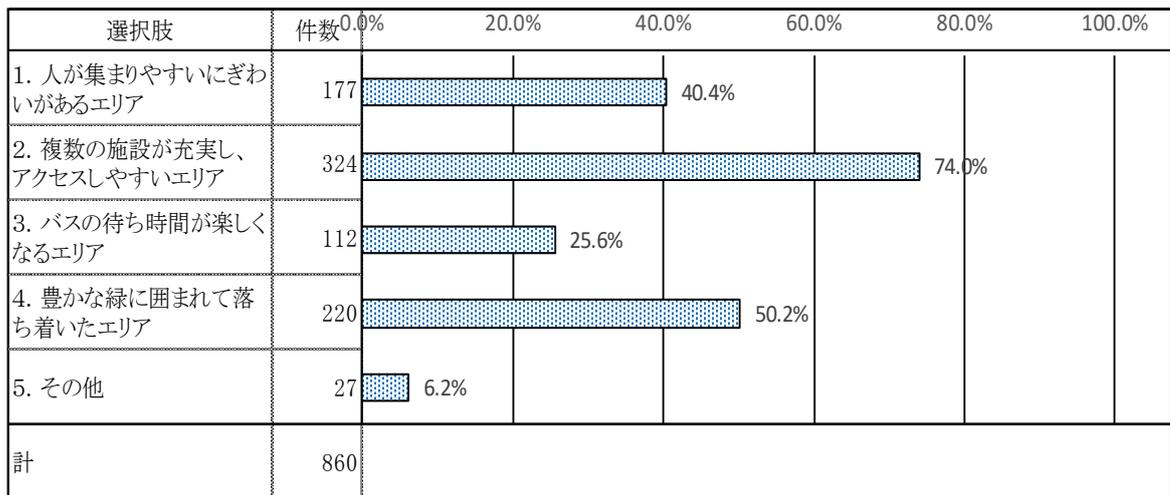


(3-本件エリアの将来像について)

本件エリア周辺が将来どうなっていれば利用したくなるかお聞かせください。

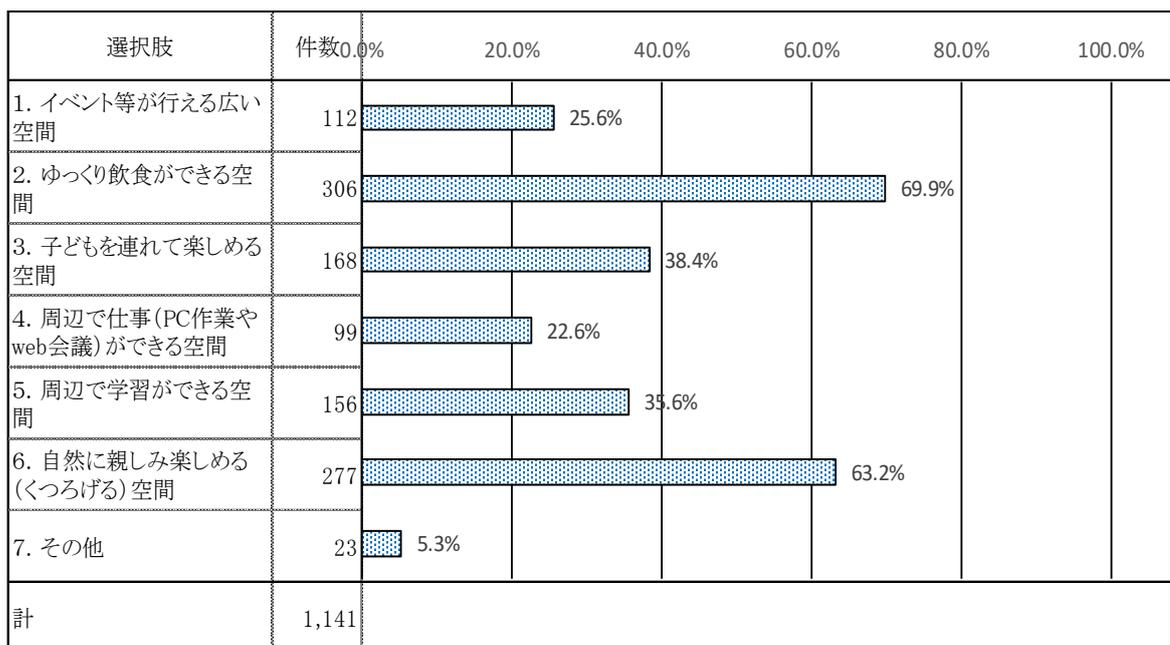
(3-① 本件エリアの将来像)

・複数の施設が充実し、アクセスしやすいエリアの割合が74.0%と最も多く、次いで豊かな緑に囲まれて落ち着いたエリアが50.2%と多い。



(3-② 本件エリアにあったらいいと思う空間)

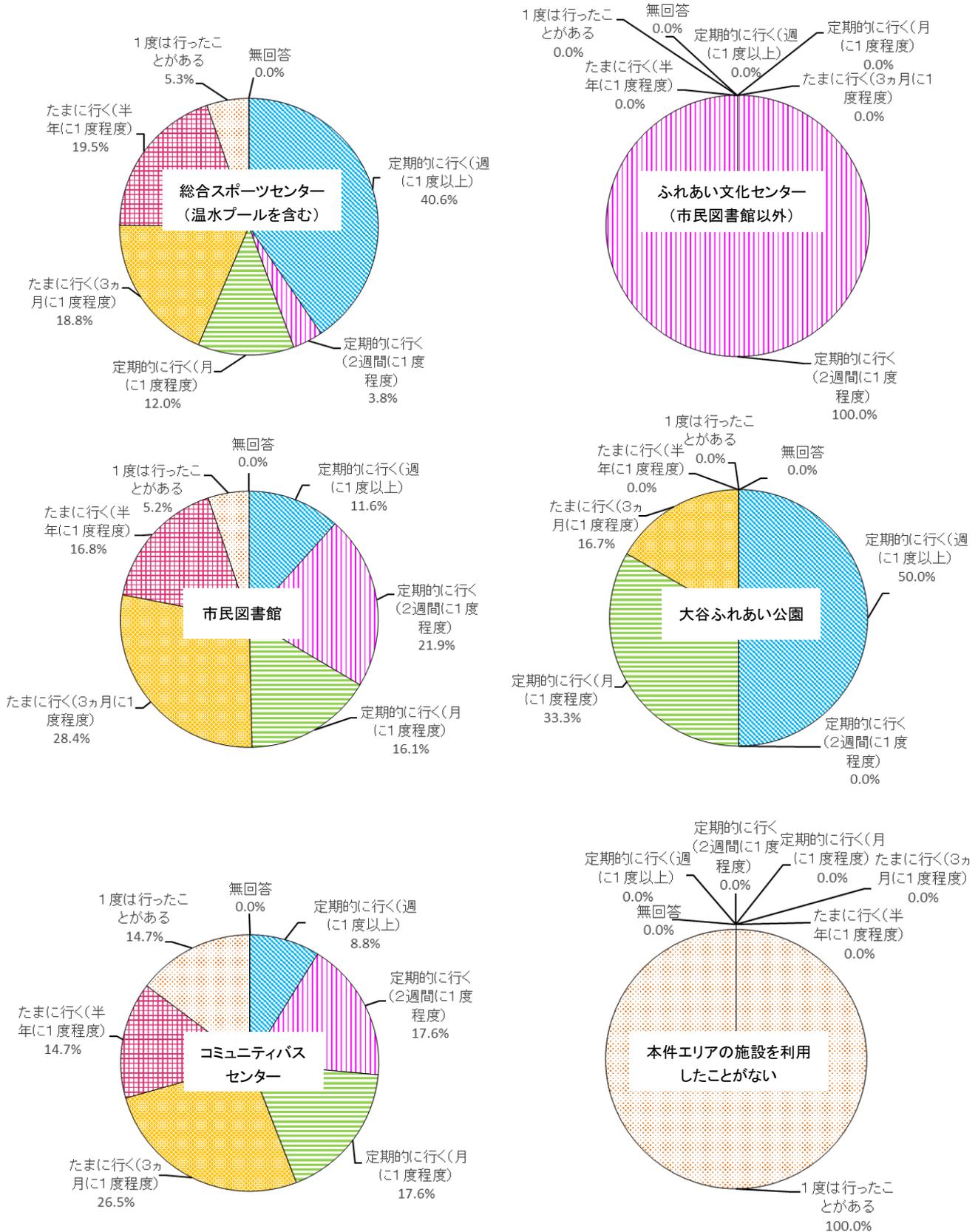
・ゆっくり飲食ができる空間の割合が69.9%と最も多く、次いで自然に親しみ楽しめる(くつろげる)空間が63.2%と多い。



ウ 設問に対する回答結果[施設ごと]

(2-① 利用頻度)

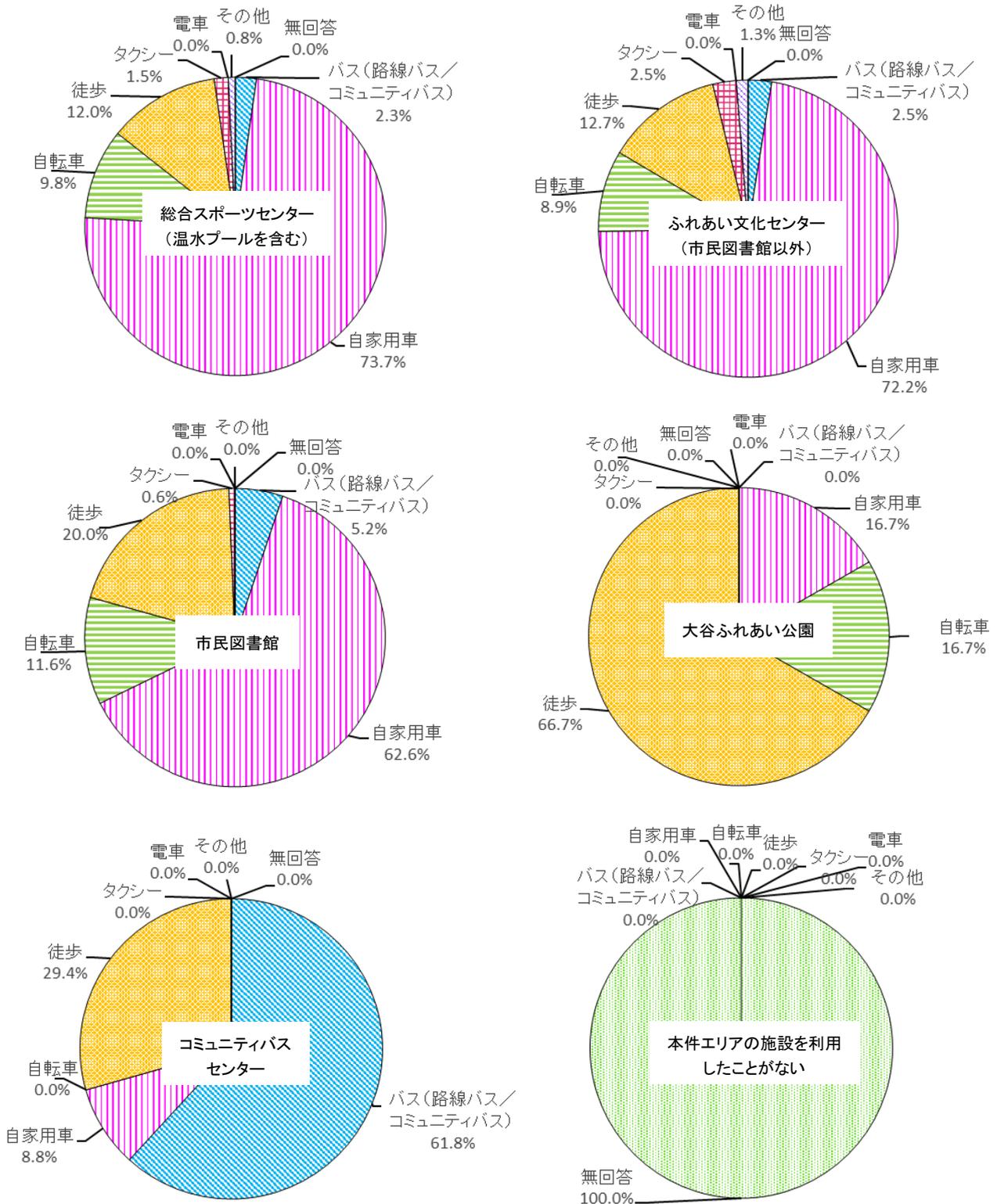
・定期的に行く（週に1度～月に1度程度）が比較的高く、ふれあい文化センターに関しては定期的に行く（2週間に1度程度）が100%。



(2-③ アクセス方法・所要時間)

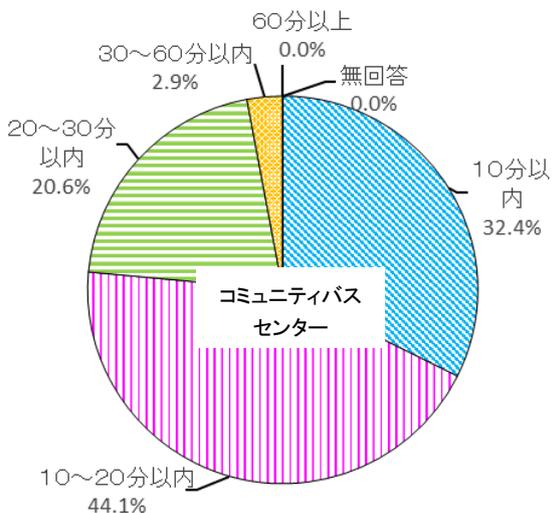
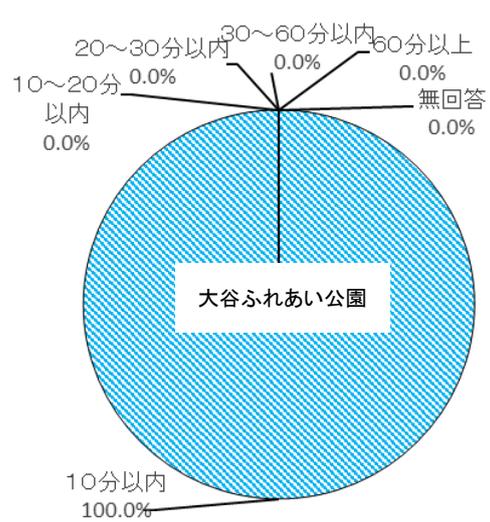
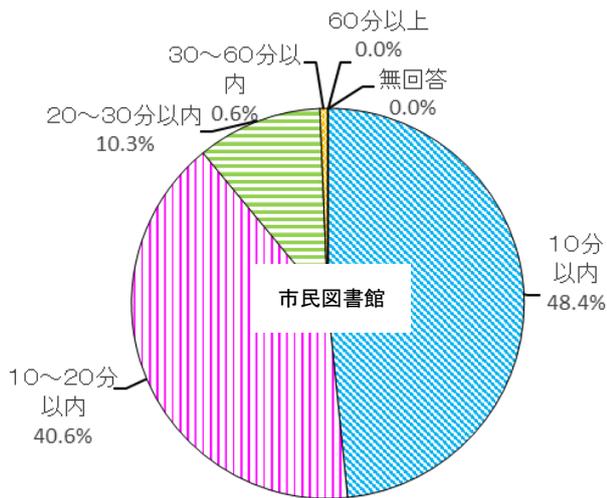
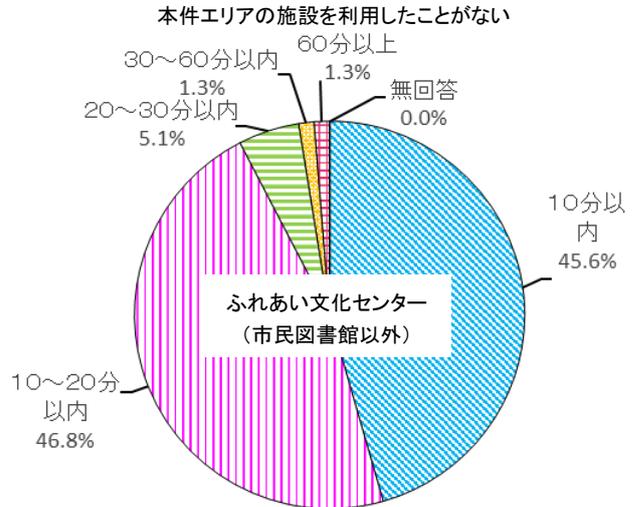
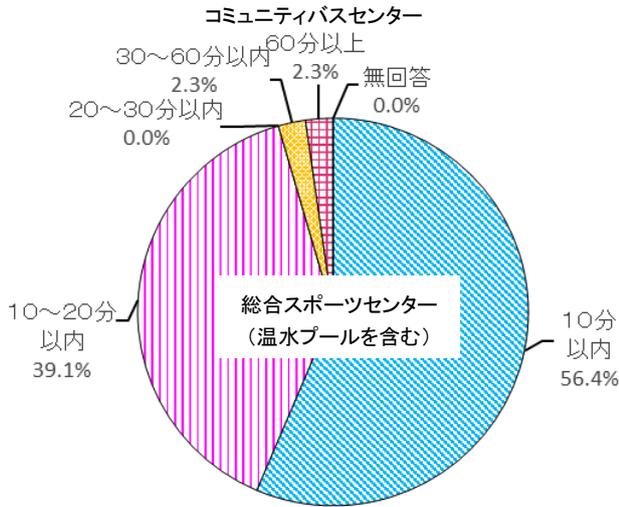
■ アクセス方法

- ・総合スポーツセンター・ふれあい文化センター・市民図書館利用者は自家用車、大谷ふれあい公園利用者は徒歩、コミュニティバスセンター利用者はバスでのアクセスが多い。タクシーと電車の利用頻度は低い。



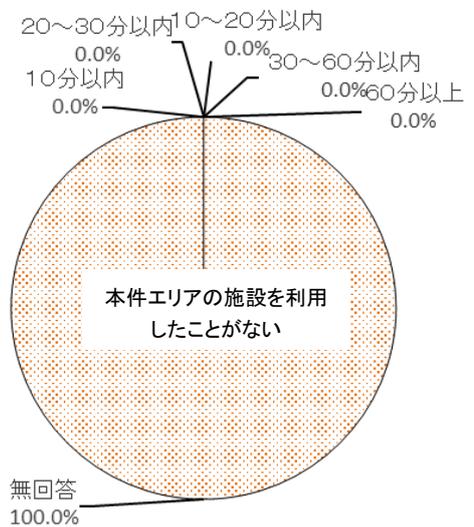
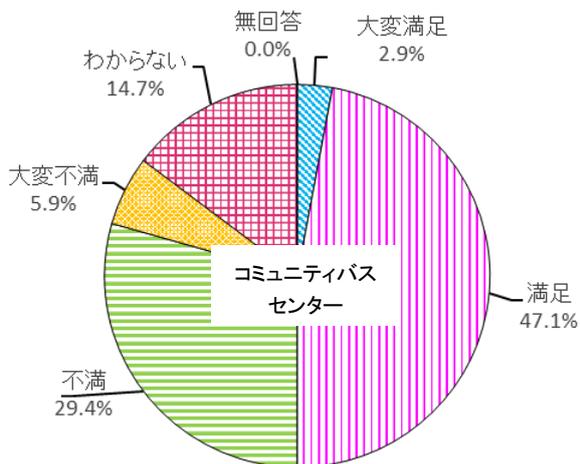
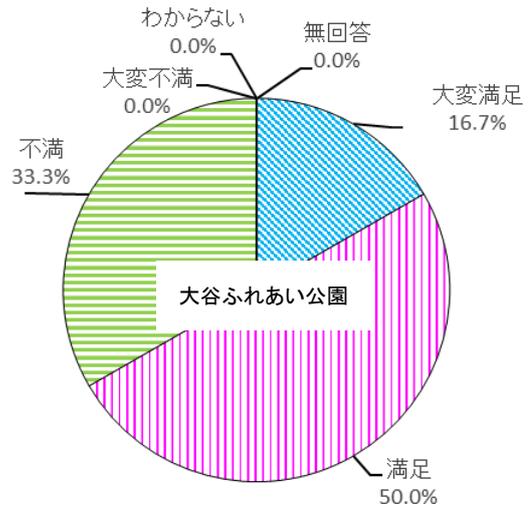
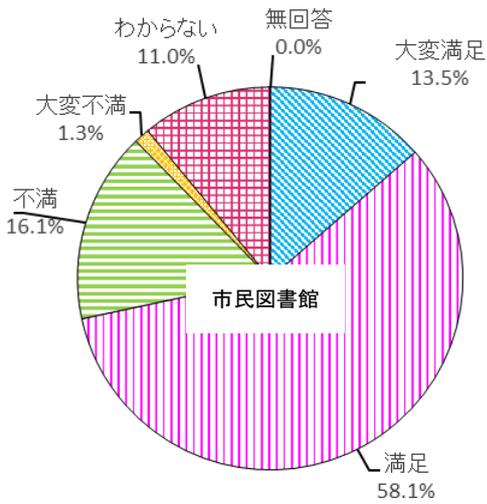
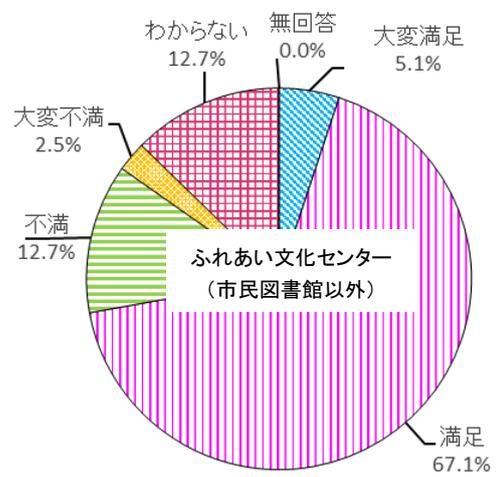
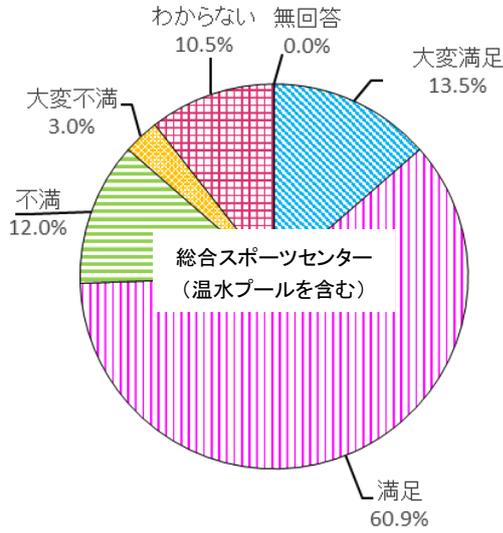
■ 所要時間

・所要時間は20分以内が比較的高く、対して60分以上は低い。



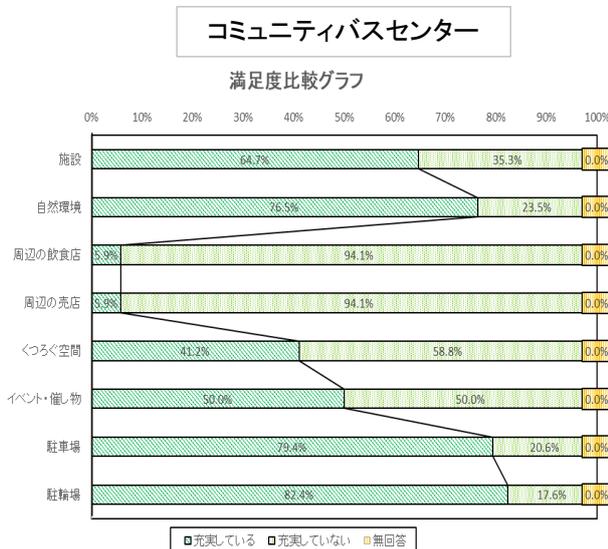
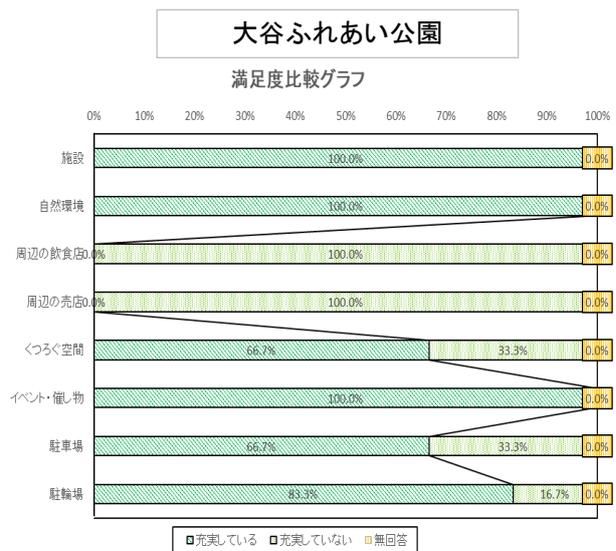
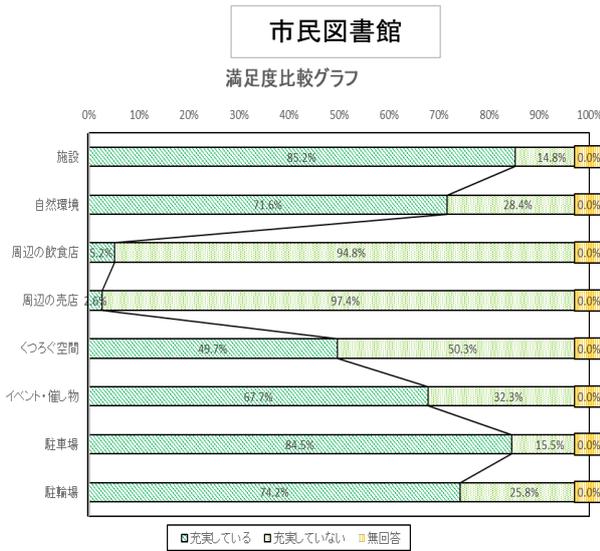
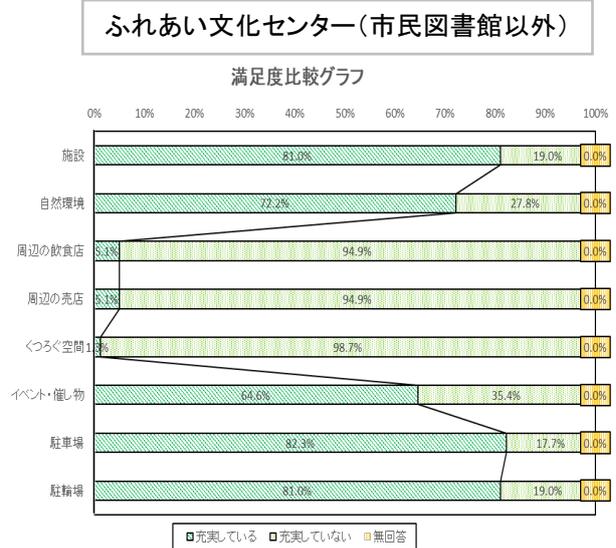
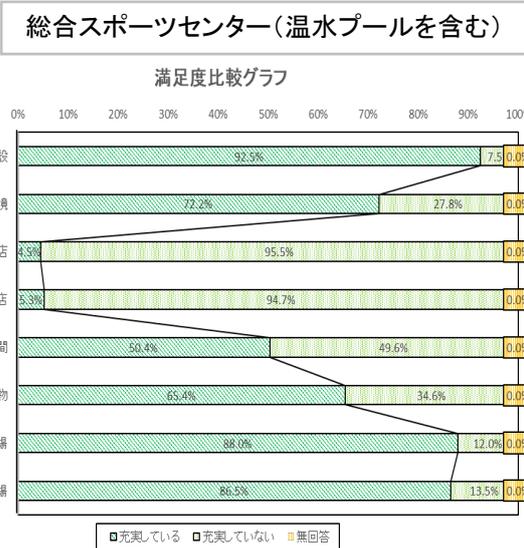
(2-④ 本件エリア及び施設の満足度)

・満足度は満足が比較的多く、対して大変不満は比較的低い。



(2-⑤ 満足度の理由)

- ・ 比較的満足度が高いのは施設・自然環境・駐車場・駐輪場で、対して周辺の飲食店・周辺の売店は、満足度が低い。

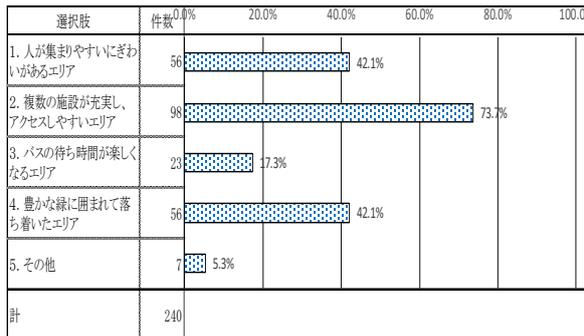


(3-本件エリアの将来像について)

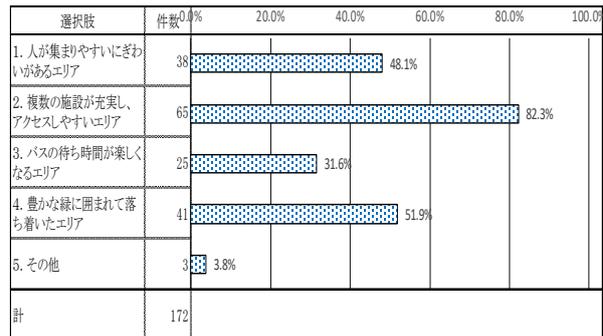
(3-① 本件エリアの将来像)

- ・本件エリアの将来像は、全体としては複数の施設が充実し、アクセスしやすいエリアであることが比較的望まれている。次いで、豊かな緑に囲まれて落ち着いたエリアであることが望まれている。

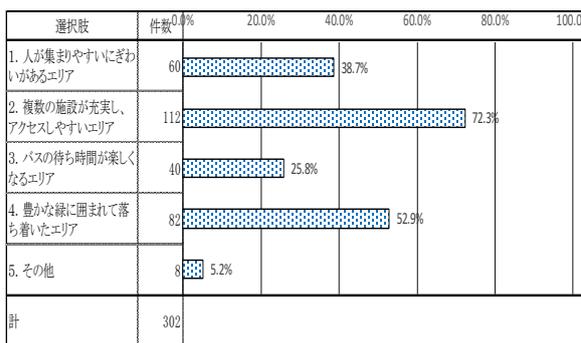
総合スポーツセンター(温水プールを含む)



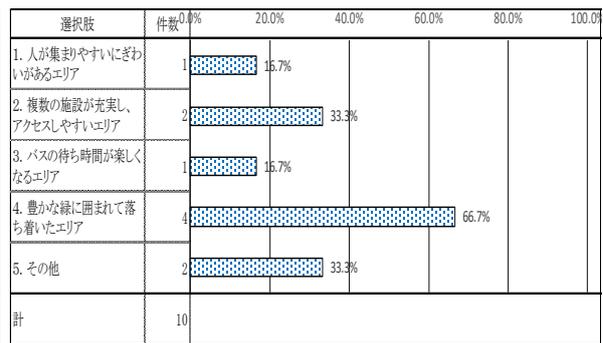
ふれあい文化センター(市民図書館以外)



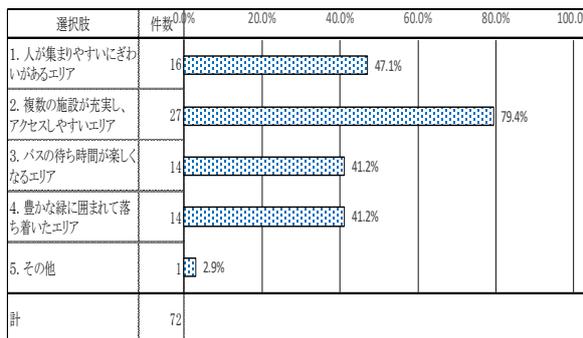
市民図書館



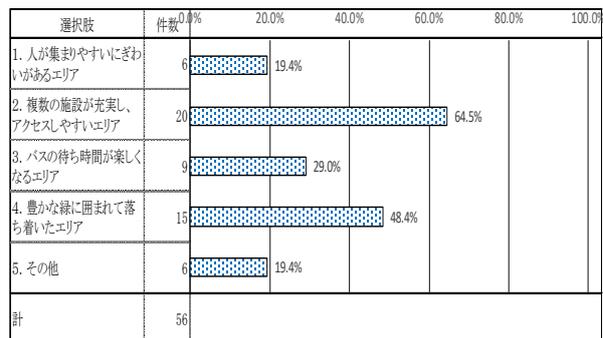
大谷ふれあい公園



コミュニティバスセンター



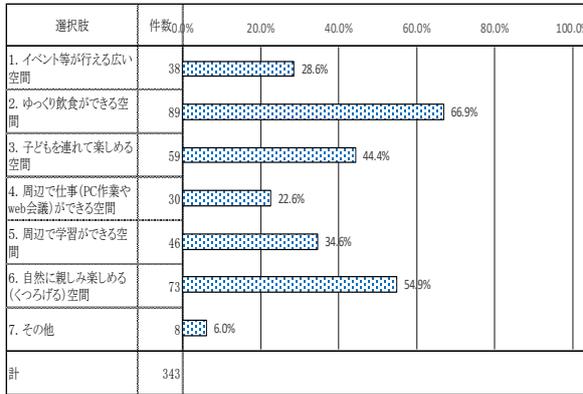
本件エリアの施設を利用したことがない



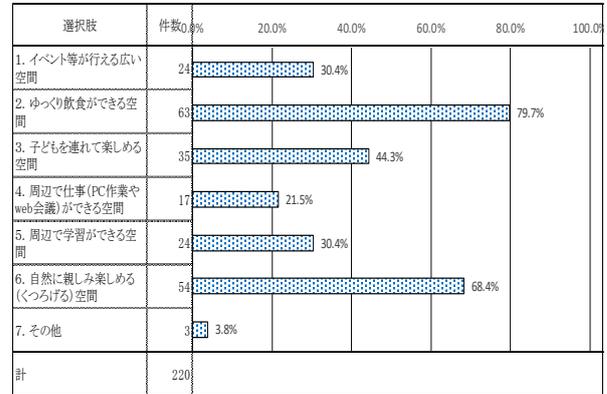
(3-②) 本件エリアにあったらいいと思う空間)

- ・ ゆっくり飲食ができる空間と自然に親しみ楽しめる（くつろげる）空間を望む割合が比較的高く、対して周辺で仕事（PC作業やweb会議）ができる空間を望む割合は比較的低い。

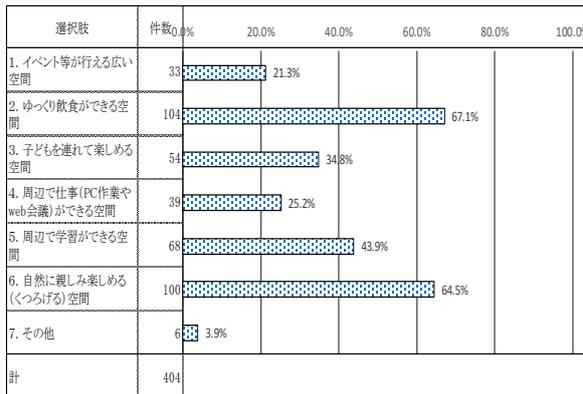
総合スポーツセンター（温水プールを含む）



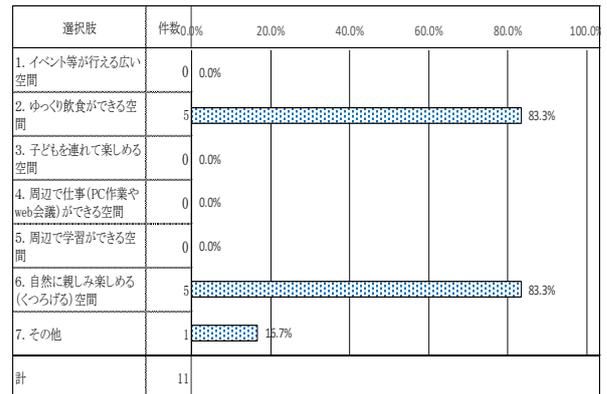
ふれあい文化センター（市民図書館以外）



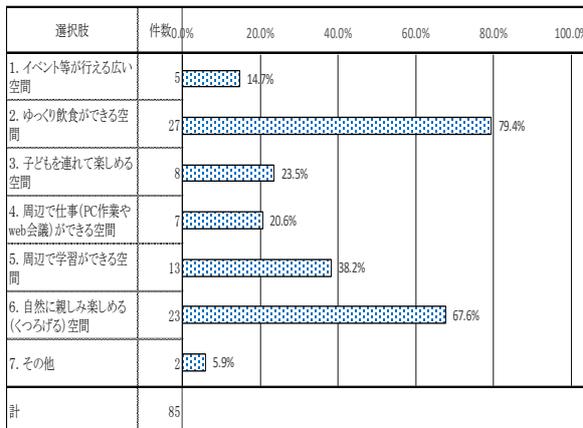
市民図書館



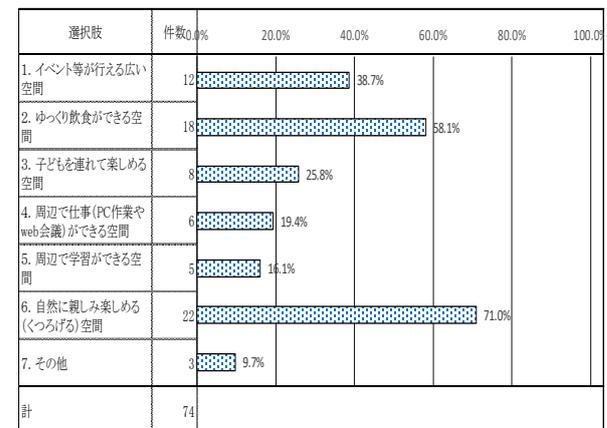
大谷ふれあい公園



コミュニティバスセンター



本件エリアの施設を利用したことがない



(2)施設管理者等へのヒアリング等

新たな複合施設に集約する 6 施設の担当部署・施設管理者へのヒアリングや現地確認により、集約対象施設の課題や利用者のニーズなどを把握しました。

また、本件エリア内既存 3 施設（総合スポーツセンター、ふれあい文化センター、市民図書館）の担当部署へのヒアリング等により、3 施設と本件エリアの課題、利用者のニーズなどを把握しました。

本件エリアにおける複合施設整備に関するニーズを把握するために、本件エリア内の既存施設及び移転集約を検討している施設の所管部署、施設管理者へのヒアリングを実施しました。ヒアリング概要は以下のとおりです。

① 本件エリア内の既存施設へのヒアリング

ア ヒアリング対象及びヒアリング項目

ヒアリング対象及びヒアリング項目は以下のとおりです。

表 ヒアリング対象

対象施設	所管部署	施設管理者
市民図書館	地域教育課社会教育・ 読書推進担当	【指定管理者】 株式会社図書館流通センター
ふれあい文化センター	地域づくり課協働推進・ 文化振興担当	【指定管理者】 ツールツリーグループ
総合スポーツセンター	健康スポーツ課スポーツ担当	【指定管理者】 春日まちづくりパートナーズ 代表企業コナミスポーツ株式会社

表 ヒアリング項目

現状の施設に関する項目	・利用者や利用目的
	・利用されている施設、利用されていない施設
	・（ふれあい文化センターのみ）カフェの運営状況
	・駐車場の充足状況
	・施設や配置についての問題や課題
複合施設整備に関する項目	・複合施設の整備への期待
	・複合施設との連携
	・複合施設に飲食店を誘致することについて
	・複合施設に誘致してほしい収益施設
土地利用に関する項目	・このエリアがどうなったらよいか
	・施設整備や新たな機能配置のアイデア

イ ヒアリング結果

【市民図書館】

1. 現在の施設の利用状況や課題について	
①どのような人がどのような目的で利用していますか。	
<p>【利用者】 乳幼児から高齢者まで、男女問わず幅広い年代の方に利用されている。市外利用者も多い。</p>	<p>【利用目的】 市民図書館の図書等の貸出返却、図書等の閲覧、調べものなど</p>
②特に利用されている施設や利用されていない施設はありますか。	
<p>【特に利用されている施設】 図書館内はまんべんなく利用されている。</p>	<p>【利用されていない施設】 特にない。</p>
③現在整備されている駐車場の充足状況（足りている又は足りていない）はいかがですか。	
<p>足りている ・ <input checked="" type="checkbox"/> 足りていない</p>	<p>その理由を教えてください。 平日は足りている。土日祝日等で、ふれあい文化センター、総合スポーツセンターのイベントが重なっている時に駐車できない等苦情がある。</p>
④現在の施設や配置について、問題や課題はありますか。	
<p>スポーツセンターなどへの通り抜けが多い。読書スペース（読書席、ソファ）が不足している。図書館内の照明が暗い。雨の際の雨漏り。出入口横にふれあい文化センターが隣接していることで、ふれあいプラザでの話し声が入ってくる（ふれあいプラザで会話もしにくくなり、双方にデメリット）。</p>	
2. 複合施設を本件エリアに整備（社会福祉センター、ナギの木苑、男女参画消費者センター、コミュニティバスセンター、西出張所、いきいきルーム及び民間収益施設の複合施設を予定）することについて	
①複合施設の整備に期待することはありますか。	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 期待する ・ <input type="checkbox"/> 期待しない</p>	<p>その理由を教えてください。 異なった目的の施設が集合することにより、利便性の向上が図られ、より多くの方がこのエリアに集まることが期待される。</p>
②複合施設とどのような連携ができるとよいですか。	
<p>それぞれの施設利用者が回遊できるようになれば、新たな利用者が見込める。既存施設は、例えば図書館は図書館内のこと、スポーツセンターはスポーツセンター内のことしかわからない。新複合施設に駅の観光案内のような、このエリアの総合案内的な機能があるといい。</p>	
③複合施設に飲食店を誘致することとなった場合、いかがですか。	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 誘致に賛成 ・ <input type="checkbox"/> 誘致に反対</p>	<p>その理由を教えてください。 現在、周辺に飲食する場所がない。イベント時など来られる市民が食を通じて楽しく交流できるスペースが必要。固定店のみならずキッチンカー誘致も一考である。</p>
④複合施設に誘致してほしい収益施設はありますか。	
<p>コンビニエンスストア、ATM、学習室（有料）、道の駅の中にあるような市民が作成したものを展示販売できるスペース（雑貨など）</p>	

3. 土地利用について	
①このエリアが市民活動や交流の更なる活性化、誰もが行きやすく行きたくなる拠点の形成となるためには、どうなったらよいと考えますか。	
フリースペース（市民の交流の場所）、飲食スペース、Wi-Fi（無料）、野外のイベントスペース（サーカスのテントのようなものを設置し、災害時には避難場所にもなる）	
②施設の相乗効果によるエリア全体の活性化や拠点形成に向け、施設整備や新たな機能設置といったアイデアを教えてください。	
新複合施設はもちろんのこと、既存施設も含めたバリアフリー化 エレベーターの増設、シャトルバスの運行	

【ふれあい文化センター】

1. 現在の施設の利用状況や課題について	
①どのような人がどのような目的で利用していますか。	
【利用者】 春日市民の方を中心に幅広い年齢層の方、文化サークル受講生の方、各種団体様、コンサートやイベント時のお客様	【利用目的】 —
②特に利用している施設や利用されていない施設はありますか。	
【特に利用している施設】 ホールのほか諸室全般ご利用いただいています	【利用されていない施設】 無し
③カフェの現在の運営状況（良い又は悪い）はいかがですか。	
<input checked="" type="checkbox"/> 良い ・ <input type="checkbox"/> 悪い	その理由を教えてください。 イベント時のみならず平日も文化サークルの受講生の方を中心に、貸館で来館のお客様やスポーツセンター利用の方にもご利用いただき好評を得ています。
④現在整備されている駐車場の充足状況（足りている又は足りていない）はいかがですか。	
<input checked="" type="checkbox"/> 足りている ・ <input type="checkbox"/> 足りていない	その理由を教えてください。 スポーツセンターと当館のイベントが重なる際は、満車状態になることがあるが、平常時は十分足りている。
⑤現在の施設や配置について、問題や課題はありますか。	
西鉄春日原駅やJR春日駅から当センターまでの行き方がわかりづらいとのご意見をいただくことがあります。このため、要所要所への案内板設置数を増やしていただければ助かります。	

2. 複合施設を本件エリアに整備（社会福祉センター、ナギの木苑、男女参画消費者センター、コミュニティバスセンター、西出張所、いきいきルーム及び民間収益施設の複合施設を予定）することについて	
①複合施設の整備に期待することはありますか。	
<input checked="" type="checkbox"/> 期待する ・ <input type="checkbox"/> 期待しない	その理由を教えてください。 多くの施設が同じエリアに集まることで、2つ以上の目的で来られるお客様の利便性が大幅に向上できると思われれます。来館頻度・利用頻度向上に期待します。
②複合施設とどのような連携ができるとよいですか。	
コンサート等のアウトリーチのほか、文化芸術と福祉を融合させた各種イベント等が実現できればと考えます。	

③複合施設に飲食店を誘致することとなった場合、いかがですか。	
誘致に賛成 ・ 誘致に反対	その理由を教えてください。 飲食店よりも、チョコレートやスナック菓子等を販売するスタンド型の小さな店舗の方が、バス利用者にとっても気軽に利用でき便利ではないかと思います。 また、この店舗で市内の作業所「はるかぜ」や「ゆり工房」で製作されたお菓子なども販売できればさらによいかと考えます。
④複合施設に誘致してほしい収益施設はありますか。	
銀行や、ゆうちょ銀行のATM コーナー	

3. 土地利用について	
①このエリアが市民活動や交流の更なる活性化、誰もが行きやすく行きたくなる拠点の形成となるためには、どうなったらよいと考えますか。	
コミュニティバスを増便することでより多くの方が来やすくなると思います。 時間帯ごとの増便に加え、イベント開催に合わせたコミュニティバスの臨時便、西鉄春日原駅、JR 春日駅からバスセンターへの直行便等の設置ができればさらに良いと思います。	
②施設の相乗効果によるエリア全体の活性化や拠点形成に向け、施設整備や新たな機能設置といったアイデアを教えてください。	
スポーツセンター、図書館、文化センター、新複合施設と様々な目的で多くの方々が集う拠点となるため、より安全衛生面の充実が必要と思われます。新施設内に医務室が設置されることで来場者の安全安心を確保できると思います。 また、プレイパークのように、子どもと遊ぶ場を設置することで、多くの方の来場を見込めると思います。子どもが文化サークルを受講したり、図書館を利用したりしている間に、兄弟児を遊ばせることもできるかと思えます。	

【総合スポーツセンター】

1. 現在の施設の利用状況や課題について	
①どのような人がどのような目的で利用していますか。	
【利用者】 スポーツ団体、教育機関、学生、一般市民、ウォーキング・ランニング利用者	【利用目的】 ・健康維持のため ・ダイエット ・体力向上、筋力向上 ・サークルやクラブへの参加
②特に利用している施設や利用されていない施設はありますか。	
【特に利用している施設】 ・温水プール ・体育館の屋内施設 ・体育館の屋外施設 ・外周ランニングコース	【利用されていない施設】 ・屋外競技場（平日 12:00～17:00）
③現在整備されている駐車場の充足状況（足りている又は足りていない）はいかがですか。	
足りている ・ 足りていない	その理由を教えてください。 ・土日祝日は、図書館、ふれあい文化センター、スポーツセンターの利用者が多く、特に両センターともにイベント開催の時間帯が重なると慢性的に駐車場が満車の状態となる。その場合は、大谷小学校グラウンドを臨時駐車場として利用している。 ※現在はワクチン接種をスポーツセンターで実施しており、土日祝日を中心にスポーツセンターの利用制限（新規予約不可等）を設けている。

	週末のイベントや大会、夏のプール繁忙期は足りない時がある。 スポーツ施設・文化施設において人が集うイベントなどある際には調整が必要。
④現在の施設や配置について、問題や課題はありますか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・市の中心部ではあるが、交通手段が十分ではなく、駐車場台数が不足。 ・スポーツセンターと温水プールの上に自動車の進入路がある。スポーツセンターと温水プールが連絡通路等で連結できれば、利用しやすくなる。 ・送迎車の動線の確保が未対応（第5駐車場を共用）※ふれあい文化センターも同様施設規模と駐車場の絶対数が適正でないと思われる。その点を考慮し、駐車場を増やす等の対応ができればよい。 <p>第3駐車場を立体駐車場（2階建以上）にするなど検討を依頼したい。</p>	
2. 複合施設を本件エリアに整備（社会福祉センター、ナギの木苑、男女参画消費者センター、コミュニティバスセンター、西出張所、いきいきルーム及び民間収益施設の複合施設を予定）することについて	
①複合施設の整備に期待することはありますか。	
<input checked="" type="checkbox"/> 期待する <input type="checkbox"/> 期待しない	<p>その理由を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設利用者などにもスポーツ施設を利用してもらえる機会が提供できる。 ・長時間滞在する利用者の休憩場所としての活用が見込める。 ・バスセンターや駐車場から施設までの動線の整理を期待したい。 <p>春日市の施設が集約されることにより、年代を問わず春日市に住むことにおけるメリットが増える。複合施設があることで利便性があがり、たくさんの方に来館いただける施設になる。春日市の考える公共施設の在り方・施設利便性の良さ・市民の皆様への福祉の提供など、おのずと春日市ならびに施設認知度が上がっていくことを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広い芝生や遊具がある公園があれば、施設の利用目的以外での来館を見込むことができ、憩いの場として利用していただける。
②複合施設とどのような連携ができるとよいですか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設とスポーツ施設が連携した事業やイベントの実施 ・共有スペース等で、スポーツ施設利用者に対する様々な分野の情報提供を期待 ・昼食及び休憩スペースの提供 ・体育施設・文化施設、子ども・大人（高齢者）、健常者・障がい者など、あらゆる人が同じエリアで同じ条件のもと利用が可能な施設があるとよい。特に小さなお子様をお連れのお母様や、障がいをお持ちの方がより使いやすい施設の整備があるとよい。（トイレ・駐車場・飲食スペースなど） 	
③複合施設に飲食店を誘致することとなった場合、いかがですか。	
<input checked="" type="checkbox"/> 誘致に賛成 <input type="checkbox"/> 誘致に反対	<p>その理由を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や利用者からの要望が多い。子供の大会に引率した観戦者も多く、空き時間に利用できるサービスとスペースが望まれる。 ・一日滞在して頂く方への食事の提供ができず、来館者様が不便なため。 ・近隣にスーパーやコンビニが少なく、満車時などお車でのお出にもリスクがあるため、食事ができるスペースがあれば便利。
④複合施設に誘致してほしい収益施設はありますか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ランチ、カフェ等の飲食店（市内事業者を活用）、売店（コンビニ）、ATM ・屋外販売の出店等が可能なイベントスペース（マルシェ等の定期的なイベントの開催） ・ドラッグストア 	

3. 土地利用について

①このエリアが市民活動や交流の更なる活性化、誰もが行きやすく行きたくなる拠点の形成となるためには、どうなったらよいと考えますか。

- ・目的がなくともふらっと立ち寄れる、休憩できる、こどもと過ごせるスペースの設置を検討
- ・自治会や様々な市民団体等の活動状況がわかる情報コーナーなど、人と人をつなぐ役割を担う機能の提供。
- ・バスの運行数の増便
- ・駐車場の整備
- ・改修時などバリアフリー施設を計画し実施する

②施設の相乗効果によるエリア全体の活性化や拠点形成に向け、施設整備や新たな機能設置といったアイデアを教えてください。

- ・複合施設の屋上の有効活用として、市内を展望できるデッキの設置、アーバンスポーツができるスペース、小さい子供たちが自由に動き回れるスペースを設置（全天候型）
- ・ウォーキングコースを複合施設側に設置（高低差を利用したコースの設置）し、新たな人の流れを発生させたい。
- ・バスセンターや駐車場からの各施設への動線を検討（高低差や複雑化を解消）。それぞれ目的が異なる利用者が集まるため、目的とする施設に最適な動線等の案内（ゾーニングや色分け）を検討してほしい。車いすや高齢者の移動にやさしく、雨風に耐えられる動線の整備を検討。（特に第3駐車場からの各施設への動線）
- ・各施設のイベント情報等が一元的に確認できるシステムを検討。
- ・小規模のコミュニティー（市民活動、スポーツ文化活動）のメンバーが気軽に利用できるミーティングスペース、学生が自由に利用できる学習スペースなど、市民が利用しやすい共有スペースを設けることで、人の流れを呼び込みたい。
- ・若者向けに、音楽やダンスなどが自由に練習・発表できる場の提供。
- ・カフェスペースがある公園
- ・小さなお子様向けの遊具のあるスペース
- ・温浴施設
- ・庭園や茶室
- ・美術館
- ・勉強ができるスペース
- ・感染症やワクチンの課題がなくなった場合、前のようにテーブルや椅子を配置し、ご来館頂いたお客様がくつろげる空間の用意。

② 周辺移転検討施設へのヒアリング

ア ヒアリング対象及びヒアリング項目

ヒアリング対象及びヒアリング項目は以下のとおりです。

表 ヒアリング対象

対象施設	所管部署	施設管理者
① 社会福祉センター	福祉支援課	社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
② 老人福祉センター ナギの木苑	高齢課	社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
③ 男女共同参画・消費生活 センターじよなさん	人権男女共同参画課 安全安心課	左に同じ
④ コミュニティバスセンター	都市計画課	【運行会社】 西鉄バス二日市株式会社
⑤ 西出張所	市民課	左に同じ
⑥ いきいきルーム等	高齢課	【受託業者】 健寿（けんとす）株式会社

表 ヒアリング項目

施設の概要及び利用状況	・ 既存設備、面積、収容人数、利用頻度、実施している機能、 特殊な設備、問題点、要望等
今後新たに必要あるいは 欲しい機能	・ 設備、必要面積、収容人数、理由
管理運営業務	・ 業務の実施体制（人数） ・ 民間収益施設の併設可能性 ・ 移転先周辺の総合スポーツセンターやふれあい文化センター との連携可能性
その他	・ 駐車場の利用状況 ・ 今後実施予定もしくは実施したい事業 ・ 施設移転に伴う問題点

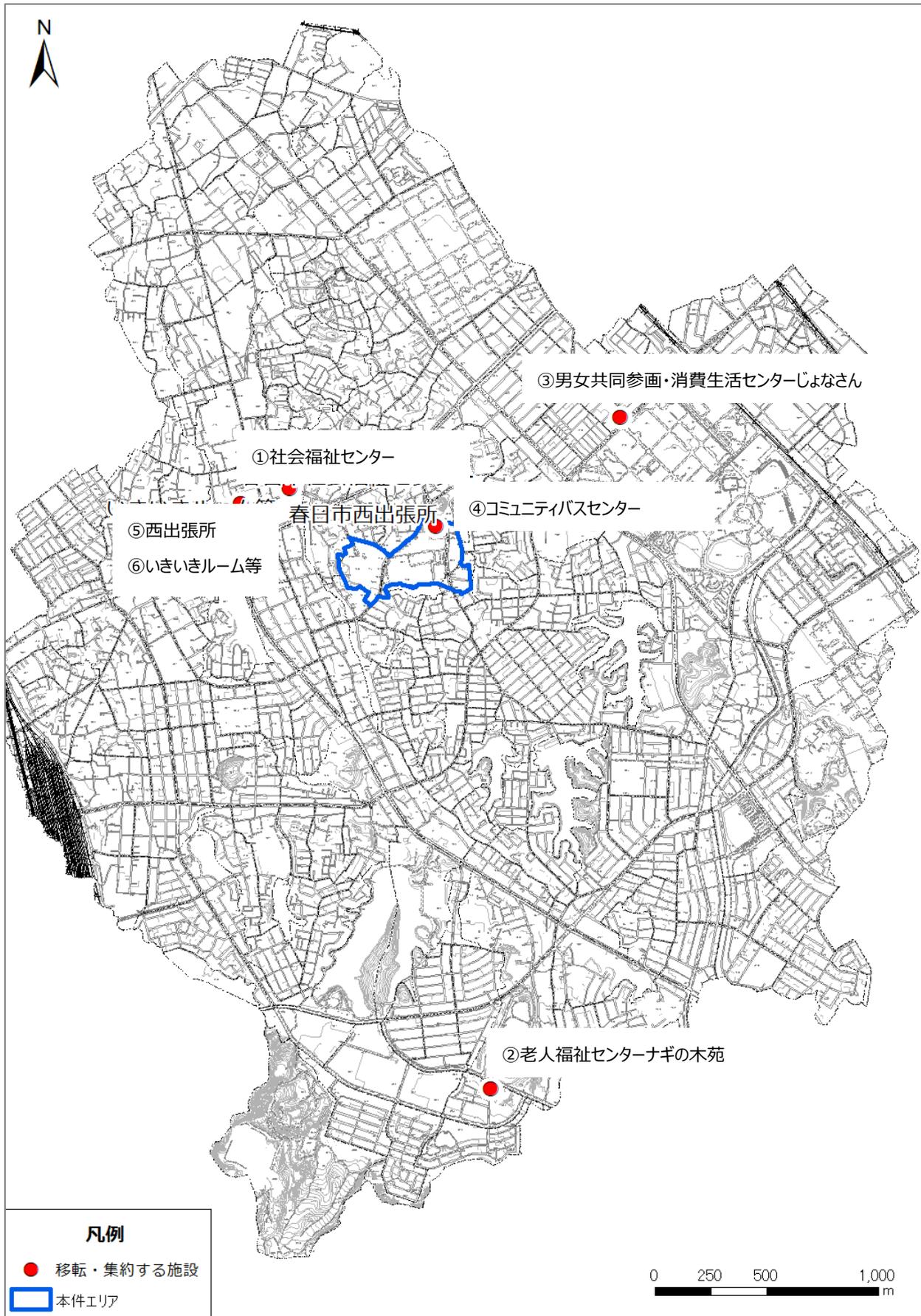


図 周辺移転検討施設の配置図

イ ヒアリング結果

	周辺移転検討施設の現状	今後の展望（管理者意向）
①社会福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容と間取りの不一致、<u>駐車場不足</u>等により支障を生じている。 ・当初目的と異なる諸室利用がある。 ・活動団体の事務所機能や備品保管スペースの不足により一部団体の活動を制限している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動、交流の場所として<u>オープンスペースの拡充</u>や、こども食堂・ひきこもり支援・福祉活動団体支援等のための<u>支援機能拡充</u>が必要。 ・相談機能の拡充や、市民団体支援・講座開催等のための<u>活動室の確保</u>が必要。
②老人福祉センター ナギの木苑	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の老朽化やバリアフリー未対応、<u>浴室の設備不足</u>により使いづらい状況がある。 ・備品倉庫不足により、本来の諸室目的と異なる利用をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のコミュニティの場（継続的な施設内活動の実施）として <u>利用しやすさの確保</u>が必要。 ・温浴施設など、需要に対応可能であれば若年層の利用も考えられる。
③男女共同参画・消費生活センター じよなさん	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>プライバシー確保及び情報セキュリティ保全の強化</u>のためスペース拡大が望ましい。 ・<u>駐車場不足、活動スペース不足</u>等により市民団体支援や講座開催等に支障を生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>プライバシーの確保、セキュリティの強化、バリアフリーへの対応</u>等に配慮した相談室、受付が必要。 ・相談機能の拡充や、市民団体支援・講座開催等のための<u>活動室の確保</u>が必要。
④コミュニティバスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・計画当初から運行路線を 5 路線から 7 路線に増やしたことにより<u>縦列駐車</u>ができないことで、利用者の利便性（雨天時など）に支障を生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のコミュニティバスの <u>EV 化への対応</u>を見込んだ整備（充電設備、防犯体制など）が必要。 ・誘導員なしで発着できるよう 7 台分のコミュニティバスの縦列駐車スペースが必要。
⑤西出張所	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室が狭く業務に支障を生じている。 ・<u>待合スペースの不足</u>による利用者の利便性の低下がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供サービス（納税・証明書発行など）の向上に向けた、<u>コンビニ併設の可能性検討</u>（あるいは、機能を限定的し、出張所機能を縮小する検討）が必要。
⑥いきいきルーム等	<ul style="list-style-type: none"> ・L 字型鏡面のあるフリースペースは利用者に好評であり、職員も見守りやすい。 ・コロナ禍以降、<u>スペース不足</u>で設置マシンの設置状況による利用制限が生じている。 ・スポーツセンター等他施設での教室・コースの展開もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設に統合することにより、高強度・高難度な運動はスポーツセンター、芸術系の趣味（ひきこもり防止）はふれあい文化センターを紹介するなど、<u>エリア全体における市民ニーズに応じた対応</u>が可能。 ・調理室・食堂などがあれば事業の展開が可能。

【社会福祉センター】

1.現在の諸室の現状と課題	
①事務局室（本館 1F）	135.00 m ²
②地域担当（別館 3F）	38.88 m ²
③ボランティアセンター室（別館 1F）	27.90 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・3つに分かれている事務室を1フロアにまとめたい。 ・Wi-Fi 通信設備（業務内部ネットワーク）が必要。 ・複合機配置場所の確保。 ・受付カウンターが狭い。 ・ボランティアセンター室はボランティア関係の業務を行う部署で、現在職員3名が執務。ボランティアルームと一体的な間取りを希望。 	
④倉庫（別館 3F）	計 132.84 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・業務別の保管場所が必要。十分な広さが確保できれば一体整備でも構わない。 	
⑤相談室 1（本館 4F）	21.41 m ²
⑥相談室 2（別館 3F）	19.44 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・室数の不足。5室程度が必要だと考えている。車いす利用を想定した広さの確保も必要。 ・緊急時を想定した安全対策。 	
⑦ボランティアルーム（別館 1F）	98.55 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉活動団体の活動場所として使用。 ・点字プリンターなど運搬が困難な備品など、福祉活動団体の活動に使用する備品の保管も行う。 	
⑧団体室（本館 4F）	76.50 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・現在4団体に事務所機能等を配置するスペースを提供している。 ・10団体分のスペース、現在の倍くらいのスペースが必要。 	
⑨大会議室（本館 2F）	270.00 m ² （収容人員 100名）
<ul style="list-style-type: none"> ・映像設備（天井吊のプロジェクターなど）の常設、机と椅子の収納場所が必要。 ・現在は収容人員100人だが、収容人員150人を希望。 	
⑩中会議室（本館 3F）	82.08 m ² （収容人員 45名）
⑪会議室 1（別館 2F）	38.88 m ² （収容人員 30名）
⑫会議室 2（別館 2F）	47.16 m ² （収容人員 30名）
<ul style="list-style-type: none"> ・机と椅子の収納場所が必要。 	
⑬和室（本館 3F）	57.00 m ² （収容人員 25名）
⑭娯楽室（別館 1F）	29.52 m ² （収容人員 20名）
<ul style="list-style-type: none"> ・畳の部屋は不要であるため、カーペット（土足禁止）等に変更を希望。 ・現在の広さと同等程度は必要。 	

2.新たに希望する諸室等について	
①オープンスペース	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者間の交流、アンテナショップなどの販売、つどいの場や地域カフェなどの開催、その他小規模イベント（体操やダンスなど）の実施などの活動場所として希望。現在、つどいの場や地域カフェでは約20人程度が集まっている。 ・春日市役所のロビーのような空間をイメージ。 ・子ども食堂や団体活動支援などを行っていきたいと考えているので、オープンスペースと一体もしくは併設された調理室も希望。 	
②サポートルーム	
<ul style="list-style-type: none"> ・引きこもり支援、就労支援、インターネットでの情報検索支援を行う作業部屋兼利用者がつどい 	

くつろげる部屋を希望。
③更衣室、休憩室
<ul style="list-style-type: none"> ・現在個室はなく、休憩室は配食サービスの業務室兼用となっている。 ・一部担当のみや兼用ではない全職員の更衣室と休憩室を希望。
3.現在の管理運營業務等について
①現在の職員数と管理運營業務体制について
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の職員数は52名、うち17名が常勤。 ・管理運營業務はセンター利用管理2名、備品設備管理1名、計3名で実施している。
②民間収益施設の併設可能性について
<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニなど多くの人が利用する施設があれば、これまで福祉センターに来なかった人の利用も増える可能性がある。
③移転先周辺の総合スポーツセンターやふれあい文化センターとの連携について
<ul style="list-style-type: none"> ・会議室の重複や各種イベント開催など調整や検討が必要だと考えられる。
4.その他
①駐車場の利用状況（ピークの時期・曜日・時間帯、駐車率等）について
<ul style="list-style-type: none"> ・現在利用者用駐車場が25台分で、満車となることもある。 ・ボランティア団体、福祉団体の利用は午前の利用が多い。 ・利用者用（障がい者用）、公用車用（現在は18台）、マイクロバス、職員用の駐車場として十分な台数を確保したい。
②今後、実施予定がある事業、もしくは実施したいと考えている事業について
<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペースの使用によるイベントや新たな事業実施。 ・福祉団体や民間団体との連携事業。 ・ひきこもり支援事業 ・子ども支援事業の強化による全世代対象の事業。
③施設移転に伴い、想定される問題点について
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センターの減免利用が再整備後にどのような制度となるのか。
5.意見交換
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設内の民間収益施設のなかには、経営に苦戦している施設も多いのではないか。 ・介護保険事業を社協として継続していくかは、社協としての課題。 ・点状ブロックは視認性の良い黄色のものの方がよいと思う。

【老人福祉センターナギの木苑】

1.現在の諸室の現状と課題	
①玄関・ポーチ	
<ul style="list-style-type: none"> ・下足入れ（154 足）、自動券売機、傘立て、立上り用イス（2 脚）。 ・現在の下足入れはオープンの形式だが靴の履違いがある。以前ロッカー式としたこともあるが鍵の紛失などの問題があり、現在のオープンな下足入れで希望者は名札を付ける方式としている。 	
②ロビー	58 m²
<ul style="list-style-type: none"> ・談話コーナー。TV、飲料水の自動販売機、マッサージチェアを設置。 	
③事務室	39 m²
<ul style="list-style-type: none"> ・受付、事務（8 名分）、職員休憩室、更衣室を必要に応じて区切って使用。耐火金庫、非常放送警報装置なども設置。 ・現在受付が小窓越しの対応となっているので、以前提案したが利用者との距離感のないカウンター方式などの方がよい。 	
④清掃等準備室（旧身障浴場）	49 m²
<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機 1 台を配置し、清掃員のための作業場所、備品保管場所として使用。 	
⑤相談室	19 m²
<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談を実施。空いたスペースで備品の収納。 	
⑥大広間	184 m²
<ul style="list-style-type: none"> ・各種講座、体操教室を実施。利用者の休憩や飲食の場としても活用。業者に弁当の販売を行ってもらっている。大広間の前方を体操スペース、後方を休憩と食事のスペースとしている。 	
⑦はつらつルーム	95 m²
<ul style="list-style-type: none"> ・教養講座、健康麻雀などを実施。 ・冬季、特に床が冷たい。（全館共通） 	
⑧カラオケルーム	64 m²
<ul style="list-style-type: none"> ・通信カラオケ 1 台、観覧用ソファなど。 ・現在休止中。以前はイベントの前後に実施。実施していたコロナ禍以前も利用者は減少しており、現在も再開してほしいという要望は聞かない。 	
⑨卓球室	49 m²
<ul style="list-style-type: none"> ・卓球第 1 台、バンパーゲーム 1 台。コロナ禍のため使用せず。 ・大広間とつなげ、大広間の追加スペースとして使用。 	
⑩和室	31 m²
<ul style="list-style-type: none"> ・大広間でイベントを開催する際の控室や囲碁将棋の追加スペースとして活用している。 	
⑪男性浴室・脱衣室	70 m²
<ul style="list-style-type: none"> ・浴室は浴槽 7.5 m²、シャワー水栓 7 基、立シャワー水栓 1 基。脱衣室はロッカー24 箇所、洗面台 2 台など。 ・入浴マナーの改善のため、かかり湯コーナーを設置してほしいという要望が利用者からある。 ・利用者が多くなる時間帯もあるため、水栓数を増やしてほしい。 ・脱衣場と洗面コーナーを分離した方がよい。 	
⑫女性浴室・脱衣室	72 m²
<ul style="list-style-type: none"> ・浴室は浴槽 7.5 m²、シャワー水栓 7 基、立シャワー水栓 1 基。脱衣室はロッカー24 箇所、洗面台 2 台など。 ・課題要望等は男性浴室と同様。 	
⑬機械室	
<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の設備を配置。 ・浴室までの距離があるため光熱費のロスがあるのではないか。 	

1.現在の諸室の現状と課題	
・備品等の清掃を行うための水道栓が必要。	
⑭男性トイレ	19 m ²
・小便器4穴、大便器洋式2穴和式1穴、洗面器2台。 ・冬季、寒暖差があるためヒートショックの予防対策が必要。	
⑮女性トイレ	19 m ²
・大便器洋式3穴和式1穴、洗面器2台。 ・冬季、寒暖差があるためヒートショックの予防対策が必要。	
⑯多目的トイレ	7 m ²
・大便器洋式1穴、洗面器1穴。 ・冬季、寒暖差があるためヒートショックの予防対策が必要。	
⑰廊下	
・バンパーゲームの台、マッサージチェア、ソファを配置。 ・バンパーゲームの台が老朽化している。	
⑱グラウンド	
・グラウンドゴルフを実施。	
⑲車庫	
・福祉バス1台、普通車1台を保管。福祉バス事業を市から受託している。	

2.新たに希望する諸室等について	
①全館に希望	
・冬季の寒さ対策、特に床の対策が必要。足元が温かい床仕上げがよい。 ・フリーwi-fi。 ・BGM 放送機能 ・バリアフリー化、手すりなどの設置。	
②書庫	
・現在の相談室程度の広さが必要。	

3.現在の管理運営業務等について	
①現在の職員数と管理運営業務体制について	
・担当職員9名のシフト制で、4~5名が勤務。	
②民間収益施設の併設可能性について	
・売店、食堂などの飲食物の販売。利用者からの希望あり。現在は自動販売機4台、昼食時にオフィスランチ業者1社による弁当販売を実施。 ・日用品が購入できるコーナー。	
③移転先周辺の総合スポーツセンターやふれあい文化センターとの連携について	
・両施設とも多くの利用があることから、ナギの木苑の利用者増加が期待できる。また、ナギの木苑利用者がふれあい文化センターやスポーツセンターのサークル活動に参加しやすくなることも期待できると考える。	

4.その他
<p>①駐車場の利用状況（ピークの時期・曜日・時間帯、駐車率等）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の駐車台数は第一 23 台、第二 58 台で利用者用として約 80 台が利用可能。利用者アンケートより約 5～6 割の利用者が自家用車で来苑している。季節変動、曜日変動、時間帯によって利用者数は異なるが満車で止めるところがないという苦情はない。
<p>②今後、実施予定がある事業、もしくは実施したいと考えている事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いきいきルーム」の介護予防教室等と連携して、高齢者の認知機能や身体機能の低下を予防する取組みを充実させたいと考えている。
<p>③施設移転に伴い、想定される問題点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温浴施設の存続が可能かどうか心配している。現在来苑目的の約 6 割が「入浴」である。（利用者アンケートより） ・グラウンドが確保されるか心配している。現在交流活動としてグラウンドゴルフ愛好者が活動中。 ・ナギの木苑で実施している趣味教室や卓球などが、ふれあい文化センターやスポーツセンターの活動と利用形態や料金などの点で齟齬が生じ、市民より苦情が寄せられるようなことがないか懸念している。
5.意見交換
<p>Q.利用者の状況等はどのように把握しているのか。</p> <p>A.券売機のデータと年 1 回の利用者アンケートから大まかな利用者情報は把握できる。コロナ禍では入館に際し身分証の提示を求めているがデータとして記録はしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合施設へ移転すると浴室利用が増えるかもしれない。 <p>Q.現在、主に高齢者対象でその他の方の利用も妨げない施設として運営しており、浴室利用が多い状況で、高齢者以外の方の利用が促進されることは施設として望ましい姿なのか。</p> <p>A.現在の施設の設置目的では、高齢者福祉を目的としているため、高齢者以外の方の利用が増え、高齢者の利用が妨げられるのは望ましい姿ではないと考える。例えば、再整備の際に施設の設置目的から検討するなど、様々な検討が必要となるかもしれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者は年々減少している。利用料金の改定や利用ルールの変更など年々様々な変更があったが、施設管理者としてはそうした変更と利用者の減少はあまり関連がないと考えている。

【男女共同参画・消費生活センターじょなさん】

1.現在の諸室の現状と課題	
①事務室（人権男女共同参画課）	42 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・平日及び事業実施日（年間15事業、準備1日実施1日、年度ごとに日は変わる）（人権） ・事務運営機能、施設管理機能、相談機能（人権に関する相談）（人権） ・待合スペースが不足している。窓口にローカウンターが必要。（人権） ・カウンターから事務机までの距離が確保できず、情報セキュリティの面が不安。（人権） ・全体的に面積が不足しており、管理職用事務スペースが確保できない、執務スペースと協議スペースが分離できないなどの問題がある。（人権） 	
②事務室（安心安全課）	
<p>【相談ブース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在2ブースで相談受付（来所での対応と電話での対応）、相談記録入力（端末各1台）、情報収集（ネット端末1台）を行っている。（安心） ・相談者のプライバシー保護は重要だが、相談中には専用端末を使用したり、ネットで情報収集したり、電話で業者との交渉を行ったりするため、相談室へ移動して相談することはできない。電話での交渉の場合には、途中で相談者本人に変わらないと情報提供してもらえないということもある。また、1ブース1名の相談員で対応しているが、相談内容が難しい場合には隣のブースの相談員と相談しながら対応することもあるため、現在のようにブース間の仕切りは簡易なものの方がよい。（安心） ・相談者が高齢者や障がい者の方が多いため付き添いで訪れることが多く、相談者1名に対して付き添い1名以上、最大で2列になって4名座れるスペースが必要。（安心） ・相談記録を入力する端末に現在は専用回線が必要だがR8頃にクラウドに切り替わる模様（安心） ・せっぱつまって相談に来られる方が多いことから、思いどおりの結果にならず、暴力に発展する可能性もあるため、相談ブースに人の目が届くことも重要。（安心） <p>【事務室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当の市職員の事務スペース。現在のように人権男女共同参画課と共有で構わない。（安心） 	
③相談室	15 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・不定期に週2日程度使用している。（人権） ・相談機能、研修機能、会議機能、保育機能などで使用している。（人権） ・緊急避難用として通常の出入口とは別に出入口が必要。（人権） ・事務室への内線が必要。（人権） ・弁護士会からの派遣による多重債務相談を実施している。（安心） 	
④研修室 A	43 m ²
⑤研修室 B	69 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・週4日程度使用している。（人権） ・研修機能、会議機能などで使用している。自主事業と貸館での利用がある。貸館での使用は、男女共同参画や消費に関する市民団体に貸している。（人権） ・自主事業では一体利用で使用することが多く、貸館での利用は分割して使用することが多い。団体の総会等での使用の場合は一体で使用することもある。（人権） ・パーティションで研修室 A と研修室 B に分けて使用できるようになってはいるが、パーティションの音漏れがひどく、分離した状態で2室を使用することができない。（人権） ・「消費者の会」が月1回2室を一体で使用している。12～13名ぐらい。自転車で来られる人が多い。（安心） 	
⑥託児室	15 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・施設でイベント等を行う際の託児サービスの場所として使用している。（人権） ・付近に幼児用トイレや手洗いが必要。また、託児に適した床材とした方がよい。（人権） 	

2.新たに希望する諸室等について	
①職員休憩室	15 m ²
・現在はなし。(人権)	
②倉庫	20 m ²
・消耗品や啓発物品の保管のためのスペースが必要。国や県からいろいろ送ってくる物品が多い。(人権)	
③収納スペース	
・人権男女共同参画課と同様に国や県から様々な啓発グッズがたくさん送られてくるため、そうした物品の保管スペースが必要。現在はこの施設の空きスペースと市役所に分けて収納している。(安心)	
④相談室	15 m ²
・各種相談業務が同時に発生する可能性があるため、現在の1室では足りない。(人権) ・DV相談、人権相談など相談者のプライバシーを守ることが重要であるため、相談室の位置や相談者の使用する出入口や経路などには十分に配慮が必要。(人権)	
⑤団体支援室(物品保管)	20 m ²
・現在、通路や職員ロッカー等の施設の空いている場所に保管している。(人権) ・休日に施設を使用している団体がイベント等を開催する際に、保管している物品の出し入れができるかどうか重要。現在は休日に使用するとしても平日に物品の出し入れをしてもらっている。(人権) ・現在物品を保管している団体は3団体(男女共同参画ネットワーク春日という複数の団体(現在6団体)に加盟している団体)。防災事業を実施している団体の防災用大型物品なども保管している。(人権)	
⑥団体支援室(事務スペース)	20 m ²
・市民活動のための事務環境がない。(人権) ・現在は輪転機のみ使用可能であるが、研修室内に設置しているため、研修室使用时には輪転機を使用できない。紙は準備してもらっているが輪転機は無料での使用となっている。(人権)	
⑦託児室	15 m ²
・託児人数や年齢によっては分かれての託児が望ましいため、複数の諸室もしくは広い部屋が必要。(人権) Q.将来的に事業が拡大した場合を想定したとき、何人ぐらいの託児が必要となるか。(人権) A.最大15名ぐらいではないか。(人権)	
⑧ワーキングスペース	
・現在、講座開催を行っている女性活躍(起業者)支援事業をパワーアップさせるために必要だと考えている。(人権) ・市内NPO団体の施設「ぶどうの庭」に昔、そういったスペースがあった。(人権) ・那珂川市の福岡南駅前の駅ビル内にワーキングスペースができた。(人権)	
⑨トイレ	
・LGBTQへの配慮が必要ではないか。表記も含めて要検討。(人権)	
⑩その他	
・一般利用が可能なWi-Fiが必要。(安心) ・トラブル時の対応として、窓口等に防犯カメラの設置を希望。(人権) ・子どもを連れて利用しやすいよう、エレベーターやキッズスペース、ベビーカー置き場の設置を希望。(人権)	

<ul style="list-style-type: none"> ・団体との協議スペースが必要。(人権)
3.現在の管理運営業務等について
①現在の職員数と管理運営業務体制について
<ul style="list-style-type: none"> ・基本 8 名が勤務。(人権) ・相談員を 4 名雇用しており、常時 2 名が勤務する体制で相談業務を実施している。(安心)
②民間収益施設の併設可能性について
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが遊べる施設、食料品を販売するスーパー、カフェ等の飲食店、クリニック等の医療機関など、多様な人が集まる民間施設が併設されることで男女共同参画の PR やイベント等への人集めになるのではないかと考えている。そういった民間施設と相互に行き来があるようになればよいと思う。(人権) ・啓発に効果がある可能性がある。(安心)
③移転先周辺の総合スポーツセンターやふれあい文化センターとの連携について
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館であれば男性の育児参加に関する講座、調理室であれば男性の家事参加などの講座の開催ができるのではないかと。(人権) ・ふれあい文化センターで実施している映画事業と男女共同参画の啓発事業での DV 関連の映画上映を一緒にできれば、広く多くの人に参加してもらえるようになるのではないかと。(人権) ・啓発に効果がある可能性がある。(安心)

4.その他
①駐車場の利用状況（ピークの時期・曜日・時間帯、駐車率等）を教えてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・現在敷地内に 8 台駐車スペースがあるが、イベント開催時等駐車場が不足する際には近くの JA の駐車場や市役所の駐車場を使用している。(人権) ・県の施設「あすばる」から協力要請があることもある。(人権) ・相談には特に決まったピークはない。(安心) ・職員駐車場がなく、本庁駐車場を利用している。(人権) ・将来的に相談員の駐車場の確保が必要になる可能性はある。(安心)
②今後、実施予定がある事業、もしくは実施したいと考えている事業があれば教えてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・現在年間 15 回程度実施している講座や研修会を充実させていきたいと考えている。自主事業の講座や研修会の定員はコロナ禍ということもあり現在 24 名を定員としている。コロナ前は最大定員 80 名としたことや映画上映で参加者に床に座ってもらう形式で定員 60～70 名で事業を行ったこともあった。少人数の方が学習効果が高いため、将来的には定員を増やすのではなく、回数や種類を増やしていきたい。(人権)
③施設移転に伴い、想定される問題点があれば教えてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

5.意見交換
<p>Q.人権男女共同参画課が県の施設「あすばる」から離れることで何か問題はあるか。</p> <p>A.物理的なやり取りはないので問題はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の施設は保育所を改修した施設であるため、車いすで利用できるスペースがないこと、エレベーターがないため高齢者や障がい者の使用が難しいこと、相談室やトイレへの経路が整理されていないことなど、様々な問題がある。

【コミュニティバスセンター】

1.現在の諸室の現状と課題
①待合室
<ul style="list-style-type: none"> ・バス運行時間は 8:30～19:35。 ・バス乗務員がバスセンターの施錠（19:45 頃）・解錠（8:15 頃）をしている。 ・バス運行時間帯は、利用者数名が待合室を利用。 ・リーフレット置き場や掲示物のスペースは、今と同じくらいあればよい。
②コミュニティバスロータリー
<ul style="list-style-type: none"> ・コミバス 7 台分の停車スペース、（稼働しない）予備車両 1 台分の駐車スペース。 ・運行開始時（平成 15 年）は 5 台で運行していたが、その後 7 台で運行に変更したため、スペースの都合上、現在はバスを斜めに停車している。 ・バスは、7 路線をローテーションしながら運行している。（1 台のバスがいつも同じ路線を運行するわけではない。） ・バスは、後方の安全を確認できる人がいない場合は後退（バック）ができない。 ・冬季にタイヤチェーンの脱着をすることがある。（作業スペース、置き場の問題）
③乗務員休憩室（2 室）
<ul style="list-style-type: none"> ・7 路線を 9 名の乗務員が交代しながら乗務している。2 名は休憩となる。 ・乗務員には女性もいるので、独立した 2 部屋が必要。
④倉庫
<ul style="list-style-type: none"> ・掃除用具（ほうきや雑巾、バケツなど）、消耗品等（トイレトペーパーや洗剤等のストック、リーフレット（時刻表）、フリーペーパーなど）ストック用の物置を建物の外に置いている。
2.新たに希望する諸室等について
①充電設備
<ul style="list-style-type: none"> ・コミバスの EV 化を行うのであれば、設置を検討する必要がある。 ただし、コスト面での課題や、夜間充電中の車両の防犯対策など検討課題は多く、現実的ではない。
3.現在の管理運営業務等について
①現在の職員数と管理運営業務体制について
<ul style="list-style-type: none"> ・常駐の職員はいない。バス運行時間帯はバス乗務員（西鉄）が対応してくれている。 ・夜間は機械警備。 ・8:30～10:30 にシルバー人材センターの清掃員 1 名（高齢者）が清掃等業務を実施。清掃員は 3 名が交代で勤務。通勤は、原付バイク、自転車、徒歩。
②民間収益施設の併設可能性について
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、飲料の自動販売機が 2 台ある。高齢者、障がい者の方が不便なく飲み物が買えるようにしている。コンビニ等の商業施設があってもよい。今よりもレベルが下がらなければよい。
③移転先周辺の総合スポーツセンターやふれあい文化センターとの連携について
<ul style="list-style-type: none"> ・有料広告（ポスター）を出してくれている。 ・リーフレット（時刻表）を置かせてもらっている。

4.その他

①駐車場の利用状況（ピークの時期・曜日・時間帯、駐車率等）について

- ・バス利用者及び乗務員の駐車場は、原則、必要ない。
- ・今後、シルバー人材センターの清掃員が変わった場合には、駐車場が必要になる可能性がある。

②今後、実施予定がある事業、もしくは実施したいと考えている事業について

- ・デジタルサイネージ（市や民間企業等の広告や運行情報を表示）のバスセンター設置。

③施設移転に伴い、想定される問題点について

- ・女性のバス乗務員もいるので、休憩場所等について配慮が必要。

5.意見交換（※西鉄バス二日市株式会社）

- ・バスセンターから既存施設が遠く、高低差がある。那珂川市の福岡南駅前の駅ビルのような関係が理想ではないか。乗務員休憩室は駅ビル内にある。
- Q.バスセンター方式は周辺では春日市しかないが、他市を参考にした方が良いところはないか。
A.春日市の運行方式はよくできていると思う。
- Q.コミバスと路線バスとの乗り換えができればよいという意見がある。
A.現実的には難しいと考えるが、検討にあたっては、実際にどれくらいのニーズがあるかなどのデータが必要。
- Q.ICカードで乗客の動向はわかるか。
A.詳しく調査すれば分かると思う。
- Q.市内路線バスの路線数が増える可能性はあるか。
A.春日市では現状市全域にバス路線が網羅されている状況なので、運転手不足等も考慮すると、どちらかといえば減る方だと思う。

【西出張所】

1.現在の諸室の現状と課題	
①事務室	25.50 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・週7日営業。証明書発行等業務を実施。 ・申請書保管庫を別の場所に置かせてもらっていることや執務スペースが車いすでの移動もできないことなど、執務スペースが狭いことが課題。 	
②待合スペース等	
<ul style="list-style-type: none"> ・近年西出張所での証明書発行件数は減少している。この1年では最大7件の待ちが発生した程度である。 	
③相談室（書庫）	
<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきプラザの別の部屋を書庫として活用している。 	

2.新たに希望する諸室等について	
①職員更衣室、休憩室	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在は他課と同じスペースを使用しているが、手狭である。 	

3.現在の管理運営業務等について	
①現在の職員数と管理運営業務体制について	
<ul style="list-style-type: none"> ・6名のシフト制で4名程度が出勤している。証明書発行にはダブルチェックが必要であるため、複数の人員配置が必要となる。 	
②民間収益施設の併設可能性について	
<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストアを併設することで、税等の収納やマイナンバーカードを活用した証明書等の発行までが可能となる。 	
③移転先周辺の総合スポーツセンターやふれあい文化センターとの連携について	
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	

4.その他	
①駐車場の利用状況（ピークの時期・曜日・時間帯、駐車率等）について	
<ul style="list-style-type: none"> ・西出張所だけの駐車場利用は把握できない。 	
②今後、実施予定がある事業、もしくは実施したいと考えている事業について	
<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニではできない証明書の発行やデジタル相談などに注力するなど、西出張所の機能精査が考えられる。 	
③施設移転に伴い、想定される問題点について	
<ul style="list-style-type: none"> ・西出張所は地域の利便性を考慮して設置されたため、移転により全市的なアクセスは向上するが、周辺住民の利便性低下が懸念される。 	

5.意見交換	
<ul style="list-style-type: none"> ・西出張所は、市役所が移転し、いきいきプラザができる際に周辺住民の利便性を低下させないためにできた。 ・西出張所では転入転出の手続きができないなど、すべての市役所機能を網羅したものではない。そのため、「出張所」という名称で業務内容を誤解する可能性があるかもしれない。 ・移転候補地付近にコンビニの計画もあるため、西出張所が移転する必要性についても議論があったが、対人による窓口があった方がよいという意見があった。 	

【いきいきルーム等】

1.現在の諸室の現状と課題	
①ルーム	198 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・週6日、月～金曜日は8:30～17:00、土曜日は8:30～12:00まで事業実施。 ・登録管理（住所、既往歴、利用状況、トレーニング効果など）、トレーニング個別指導（個別カルテ使用）、集団プログラム（1日3～4本、各20分程度）、介護予防教室運営（多目的室等で実施）、運動相談（年4回体力測定）、特別企画（セミナー、体験会など）を実施。 ・体成分測定器や音響設備など自ら持ち込んでいる器具もある。 ・ルーム内はマシンが配置しているジムスペースとスタジオとして利用するフリースペースの2種類のスペースがあり、それぞれに活用している。ジムスペースとフリースペースが一体となっているのは「ジムに入る」というハードルがないこと、ジムスペースからフリースペースへの移動がスムーズなことなどがよい点だと考えている。 ・フリースペースでは集団プログラムと個別運動指導（身体チェック含む）を実施している。正面と側面に鏡があるのは大変よい。 ・現在も様々なトレーニングマシンはあるが、上半身のトレーニングマシンがあった方がよい。現在はダンベルやチューブ等で行っているが、マシンがあれば利用者自身でできるためサポートが不要となる。できればあと2種目程度あるとよい。 ・利用希望者に対して現在はやや空間が狭い。マシンの配置上、安全性や職員のサポートを考えるともう少しスペースが広いとよい。理想は現在の1.5倍ぐらい。 	
②ルームの倉庫	31 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング機器の保管。 	
③更衣室・休憩室等	
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の着替え、休憩等のスペース。利用者の記録の保管も行っている。 	
④多目的ホール※部屋を借りて事業実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・週5日、月曜日と木曜日と土曜日は9:30～11:00、火曜日と水曜日は10:00～12:00/13:30～15:00に介護予防教室を実施。 ・スポセンの指定管理者と連携しながら事業実施している。 	
⑤多目的室1※部屋を借りて事業実施	
⑥多目的室3※部屋を借りて事業実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・週1日、木曜日10:00～12:00に介護予防教室（転ばん塾）を実施。 ・和室を洋室に変えているので出入口に高齢者にとっては大きい段差がある。 ・スポセンの会議室1～3の様なスタジオのような諸室が理想。 	
⑦健康指導室※部屋を借りて事業実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・不定期で特別企画としてセミナー等を実施。2ヵ月に1回程度。 	

2.新たに希望する諸室等について	
①スタッフ控室、事務室	
<ul style="list-style-type: none"> ・別室の方がよい。休憩室としても利用できるようなづくりが理想。 	
②利用者更衣室	
<ul style="list-style-type: none"> ・着替えが必要な人は、現在トイレで着替えてもらっている。利用者更衣室やスタッフ更衣室もこれからの施設であればLGBTQの方への配慮が必要だと思う。 	

3.現在の管理運営業務等について
①現在の職員数と管理運営業務体制について
・1日2～3名体制で事業を実施（いきいきルーム2～3名、高齢者運動教室1～2名）。
②民間収益施設の併設可能性について
・健寿自体は施設を保有しておらず、スポーツジムなどを保有している業者さんと連携していることが多い。 ・公共施設であれば、運動することの入口、利用者さんが健寿の事業を卒業して、民間のスポーツジム等へ移行してもらう方がよいと考えており、そうした連携が理想。
③移転先周辺の総合スポーツセンターやふれあい文化センターとの連携について
・スポーツセンターとは現在、運動目的別で差別化を行っている。健寿は健康運動士など有資格者を現場スタッフとして常駐しているが、マシンが少なく、高強度、高難度の運動を実施したい方には向いていないため、スポーツセンターを紹介している。 ・今後は利用者のニーズに合わせて、高強度の運動や競技スポーツはスポーツセンター、芸術等の趣味（引きこもり防止）などはふれあい文化センターで開催中のサークルを紹介し、いきいきルームを拠点とした高齢者のフレイル防止の連携を図りたい。
4.その他
①駐車場の利用状況（ピークの時期・曜日・時間帯、駐車率等）について
・健康診断実施日の午前中と3歳児健診実施日の午後の時間は駐車場が一杯となる。このようにいきいきルーム利用者よりも他の事業の影響が大きい。
②今後、実施予定がある事業、もしくは実施したいと考えている事業について
・将来的に、高齢者の運動のきっかけに特化した取組みも考えられる。健康について保健師や栄養士、各地域包括支援センターとの連携など、介護予防や健康に関する気軽な相談、実践できる相談を実施したい。さらには地域との運動、健康、運動ボランティアに関するコーディネートや相談なども実施できるとよいと思う。
③施設移転に伴い、想定される問題点について
・転ばん塾の利用者など車で送迎で訪れる利用者には車寄せが必要。
5.意見交換
・いきいきルームは「利用登録」、「問診プログラム検討」、「利用（サポートあり）」の順に職員によるサポートがあり、利用されない際には電話連絡なども行っているが、スポセンは基本的に利用者が各自自由に利用する施設という違いがある。 ・いきいきルームの利用者のなかにはここが近いから利用しているという方もいるので、複合施設になると利用者に変化があるかもしれない。 Q.転ばん塾など運動強度の低い講座については、市民の近く、例えば各地区の公民館で実施する方が講座の目的に即しているように感じるがそのような活動を実施していたり、これから実施する予定があったりするか。 A.現在各地域へ講師派遣なども実施しており、今後も充実していく予定。 Q.再整備する複合施設には社会福祉協議会も入る予定だが、地域包括支援センター等の相談機能も合わせて入ってもらう可能性はあるか。 A.各地域包括支援センターで置かれている状況が異なるため、何とも言えない。相談機関が入ることはいいことだと思う。

2 基本構想第1版策定後

(1) 周辺住民・関係団体等意見聴取

令和5年5月の基本構想第1版の公表後、新たな複合施設に集約する6施設の担当部署や指定管理者等（3事業者）や本件エリア内既存3施設を管理運営している担当部署や指定管理者（3事業者）、各施設を利用している市民団体（27団体）、自治会連合会、周辺地区自治会（大谷地区、小倉東地区、若葉台西地区）等に基本構想第1版を説明し、意見聴取を行いました。

また、本件エリア周辺の大谷地区、小倉東地区、若葉台西地区では、令和5年6月・7月に周辺住民説明会を計3回開催し、基本構想第1版の内容を説明の上、意見を伺いました。

その他、出前トーク（全35地区及び全体トーク）や窓口及び電話等でも公表した基本構想第1版に対する意見を随時伺いました。

ア 関係団体等意見聴取先

① 新たな複合施設に集約する6施設の担当部署・指定管理者等

施設名称	担当部署	指定管理者等
社会福祉センター	福祉支援課	社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
老人福祉センターナギの木苑	高齢課	社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
男女共同参画・消費生活センター じよなさん	人権男女共同参画課	—
コミュニティバスセンター	都市計画課	西鉄バス二日市株式会社
西出張所	市民課	—
いきいきルーム等	高齢課	健寿株式会社

② 本件エリア内既存3施設の担当部署・指定管理者

施設名称	担当部署	指定管理者等
市民図書館	文化スポーツ課	株式会社図書館流通センター
ふれあい文化センター	文化スポーツ課	トールツリーグループ
総合スポーツセンター	文化スポーツ課	春日まちづくりパートナーズ代表企業 コナミススポーツ株式会社

③ 各施設を利用している市民団体等

施設名称	団体等名称
社会福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・春日市福祉団体等連絡協議会（春日市福祉ボランティア連絡協議会、春日市母子寡婦福祉会、春日市シニアクラブ連合会、手をつなぐ育成会かすが、春日市身体障害者福祉協会、春日市民生委員・児童委員連合会、春日市介護を考える家族の会「ひだまりの会」、NPO 法人福岡・翼の会、NPO 法人子育てネットワーク春日、筑紫地域精神障がい者家族会「五筑会・春日支部」） ・春日市福祉ボランティア連絡協議会（春日手話の会、夢くらぶ、布絵本イルカくらぶ、春日ゆりかもめアイの会、でんでん虫、はるびボランティア） ・春日市民生委員・児童委員連合協議会 ・手をつなぐ育成会かすが
男女共同参画・消費生活センターじよなさん	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画ネットワーク春日 ・筑紫人権擁護委員協議会 ・筑紫保護司保護司会春日支部
ふれあい文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・春日市文化協会 ・社会教育関係団体連絡協議会（春日市文化協会、学びすと春日、春日市生活学校、春日市子ども会育成会連絡協議会、ボーイスカウト春日第1団、春日市国際交流協会、春日市少年の船、春日市少年補導員の会）
総合スポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・春日市スポーツ協会

イ 周辺住民説明会

日時	場所	参加者数
令和5年6月24日（土） 13時～14時	小倉東地区公民館	28名
令和5年7月1日（土） 13時～14時	大谷地区公民館	34名
令和5年7月1日（土） 18時～19時	若葉台西地区公民館	15名

ウ 主な意見

主な意見
<ul style="list-style-type: none">・貴重な緑を残すことを考えてほしい。・新たな複合施設は、市のランドマークとなるようなものを検討してほしい。・今後の50年を見据え、後々手狭になることがないように、余裕を持った施設としてほしい。・相談者に配慮した相談環境を整備してほしい。・新たな複合施設で活動する団体の物品等を保管できる場所や、印刷環境を確保してほしい。・会議室は、用途に応じて大小さまざまなものがほしい。・Wi-Fiを利用できるように整備してほしい。・子連れでも利用しやすいよう、託児室を整備してほしい。・市民活動交流の司令塔機能を持たせる等、ソフト面での取組みを具体化してほしい。・子連れでも利用しやすいよう、子どもを遊ばせるスペースがほしい。・本を読む等、くつろげる空間がほしい。・多世代が交流できるカフェスペースのような場所があるとよい。・子どもたちの学習スペースがあるとよい。・交流イベントスペースを、市民が誰でも借りることができれば、イベント等により賑わいにつながるのではないかな。・広場では、マルシェ等のイベントを実施できるとよい。・現在の大谷ふれあい公園にある弥生の里児童画大賞展まちかどギャラリーは、移設等含め残してほしい。・駐車場、トイレ、通路等を誰もが利用しやすいものとなるような形で整備してほしい。・エリア内にATMがあるとよい。・新たにカフェを設置するのではなく、既存のカフェの拡張も含めて検討してほしい。・キッチンカーを配置できる場所があるとよい。・夜間のコンビニについて、セキュリティ対策を検討してほしい。・大手カフェチェーンのような高額なカフェは継続して利用しづらい。・カフェについて、障がい者の就労場所や市民のチャレンジスペースとしても検討してほしい。・就労支援の作業所等で制作したものを販売する場所を確保してほしい。・未来を担う子どもたちの意見を聞いてほしい。・周辺道路の渋滞が発生しないよう、対策を検討してほしい。・ナギの木苑を4階に設置することで、設備の維持管理等がしづらいのではないかな。・コミュニティバスについては、便数が少ないことや最終便が早いことにより、使いづらい。・コミュニティバス利用促進の具体的な案が見えてこない。・施設内の動線がわかりづらいため、施設連携軸で動線を明確にする考え方はよい。・施設間の動線は、屋根を付ける等雨天時でも移動しやすい工夫をしてほしい。・第3駐車場から歩道橋等でふれあい文化センターに接続できないかな。・ふれあい文化センターの正面がわかりづらい。・図書館内に動線を設けることで、静かな空間である春日市の図書館の良さがなくなってしまうようにしてほしい。

(2)事業者サウンディング

基本構想第1版に対する意見及び新たな複合施設の新設に伴う本エリア全体で生まれる相乗効果の実現性等を確認するために、令和5年7～9月に民間事業者に対して1次サウンディング（回答票提出方式）及び2次サウンディング（個別対話方式）を実施しました。

なお、調査票は業種別にA：設計・建設事業者、B：飲食・物販事業者、C：公共施設管理事業者と分かれており、該当の業種に関連する回答票を提出しているため、複数提出している企業もあります。

【サウンディング対象】

業種	参加企業数	1次 (回答票)	2次 (個別対応)
A：設計・建設	11社	19社	17社
B：飲食・物販	5社		
C：公共施設管理	3社		

①設計・建設事業者

サウンディング結果概要

設計業務、工事業務を別々に発注する従来手法にて複合施設の設計・施工をすることに比べ、設計・施工を一括で発注する手法では、効率よく各工程を組むことができるため、工期の短縮につながり、また、施工性や資材調達状況を考慮した設計による事業費削減が図られる。

②飲食・物販事業者

サウンディング結果概要

飲食・物販の設置に際しては、交通量がより多いことが想定されるすぽ一つ通りからの視認性が重要となる。

■エリア内他施設との連携

- ・現在、本エリア内に物販店舗がないため、スポーツセンター利用者の飲食機会の提供の場として、また、周辺住民等の生活必需品及び緊急性の高い雑貨等の販売の場として利便性を高めることが可能。
- ・本エリア内のどの施設からもアクセスしやすいことが望ましい。

③公共施設管理事業者

サウンディング結果概要

新たな複合施設を含む本エリア内すべての施設を対象とするような、目的が異なる専門性の高い複数の施設を一事業者が一元管理することは難しい。また、エリア内の各施設は専門特性があり、参画可能な事業者が限られる。

一方で、イベント時の連携等の工夫を通じて、エリア全体で一体感を生むことは可能である。

① 設計・建設事業者

ア 基本構想(第1版)の内容について

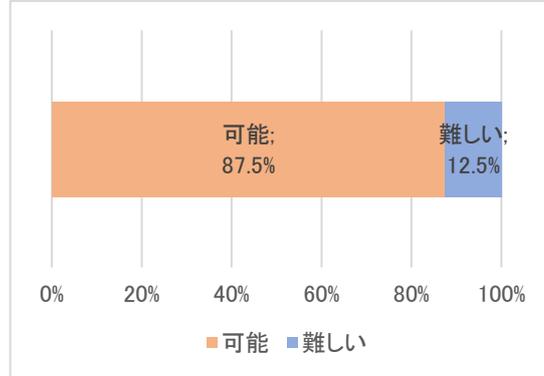
各対象箇所に対する課題やアイデアは以下のとおりです。

対象箇所	課題やアイデア
ア 複合施設	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高低差、傾斜地、敷地形状 ・コミュニティバスセンターの仮移転 ・対象施設が多岐に及んだ際の運営の難しさ ・避難計画（特に高層階） <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動と交流の階、プライバシー確保の階を分ける ・移転機能や既存スポーツ機能と親和性の高い新機能 ・図書館とカフェの併設
イ 緑地・広場等 [大谷ふれあい公園山林部]	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の理解 ・急斜面 <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の散策路やこどもの遊び場 ・緑地部にアクセスできるような遊歩道
ウ 交流・イベントスペース	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺に駐車場を整備する、段差をうまく利用する ・身障者も利用しやすい配慮 ・車両（仮設店舗/キッチンカー）の搬出入 <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ワークショップの開催（事前の意見聴取）
エ 交流・イベント等の支障対策 [ギャラリー改修等]	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造的な問題の検証 ・ギャラリーの作品に対し、太陽光や温度変化が懸念 <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャラリー部分（1・2階とも）を改修
オ 歩行者通路 [施設連携軸]	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設連携軸による動線確保（高低差解消） ・建物内の改修部分においては、設備・構造の検証 <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各方面から自然にアプローチできるルート・空間 ・図書館機能の拡張
カ 飲食・物販等店舗	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B案ではこのエリアにおいて市民に最も求められている機能が、埋蔵文化財調査等のため整備が遅れることが懸念 ・施設利用者と車での来訪者への配慮 <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストア、カフェ ・事前に事業者の意見を聴取 ・道路からのアクセス確保

イ 複合施設周辺一体的整備事業

■一体的デザインと機能連携によるエリアの顔づくり

約9割が可能と回答しており、実現性が高いと言えます。それぞれ主な意見は以下のとおりです。

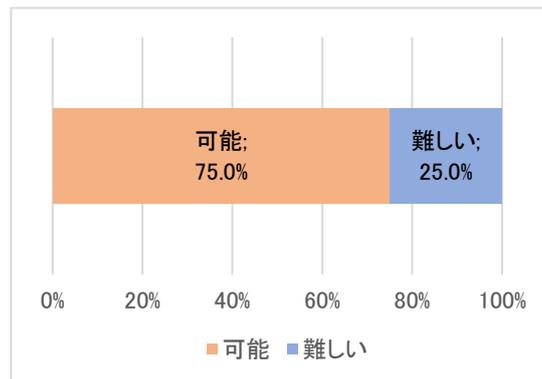


【主な意見】

実現可能	実現が難しい
<ul style="list-style-type: none"> ・新施設のデザインと既存施設のサイン・ファニチャー等の一体的なデザインコード設定は可能。 ・PFI手法やDBOであれば、設計・建設・維持管理の連携が可能となるため、一体的なデザインの施設整備が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存部分の改修についてはコスト次第で導入できる内容が変わる。 ・公共施設の設計は専門性が高いため、実績ある事業者が担当する方が良い。

■複合施設の早期着工・供用

約8割が可能と回答しており、実現性が高いと言えます。それぞれ主な意見は以下のとおりです。

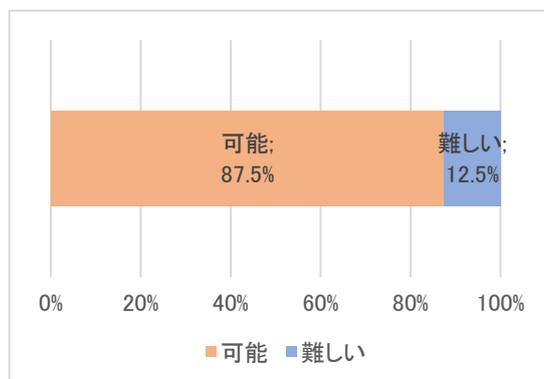


【主な意見】

実現可能	実現が難しい
<ul style="list-style-type: none"> ・設計施工一括を前提とした手法が有効（資材の早期調達、行政手続きの省略が可能等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設があることから、調査・設計に一定の時間を要する ・労働環境（2週8休義務付け）への対応

■設計及び工事費の効率化

約9割が可能と回答しており、実現性が高いと言えます。それぞれ主な意見は以下のとおりです。



【主な意見】

実現可能	実現が難しい
<ul style="list-style-type: none"> ・設計期間の効率化は可能。 ・コストを考慮した施設計画・工法及び材料の選定が可能(ライフサイクルコストや環境に配慮した設備をどこまで実現するかも同時検討が必要)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の急激な物価上昇の影響で、コストの効率化の提案は難しい。

ウ 工期短縮や事業費削減のため、考えられる効果的な事業手法

a 従来手法の場合の工期

主に、複合施設の設計期間・複合施設の工事期間・山林部分の工事期間について

ご意見	
【複合施設の設計期間】	8～30 ヶ月
【複合施設の工事期間】	15～30 ヶ月
【山林部分の工事期間】	6～20 ヶ月

b 工期短縮が可能な手法

発注方法、発注単位の見直しなどを行うことで短縮を図ることは可能な場合の具体的な手法

具体的な手法
<ul style="list-style-type: none"> ・PFI (BTO)、DB・DBO、ECI、造成・建築の一括発注 など 設計：基本設計・実施設計の一括発注 工事：工法のプレハブ化、躯体のPC化

c 事業費削減が可能な手法の確認

事業費の削減を図ることが可能な場合の具体的な手法は以下のとおりです。

具体的な手法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計施工一括発注（PFI、DB 含む） <ul style="list-style-type: none"> ① 施工性、資材調達状況を考慮した設計によるコスト削減 ② 設計及び施工 VE の反映によるコスト削減 ・ 構造体を軽量鉄骨等（プレハブ化）の仕様とする ・ 広場、緑地は既存の地形を極力残す（造成工事費を削減） ・ 山林部との同時着工とし、GL の効率的な設定をする

d プロポーザル等の提案書作成期間

ご意見
<p>【従来手法の設計業務】 2 週間～3 ヶ月</p> <p>【工期短縮が可能な新手法】 1.5～6 ヶ月</p> <p>【事業費削減が可能な新手法】 1.5～6 ヶ月</p>

e 事業への参入意欲

ご意見
<p>設計事務所、デベロッパー、ゼネコン、いずれの事業者も、すべての施設への参入意欲が高い</p> <p>※ただし、既存施設の解体、建物内部の一部解体、山林部分造成については参入条件要検討</p>

f 事業への参入意欲を高める条件

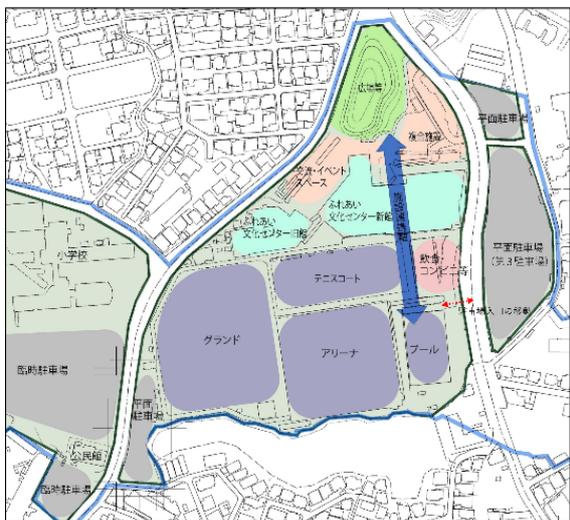
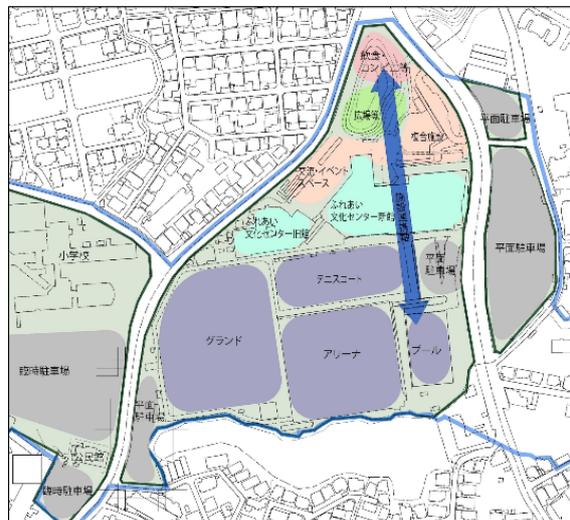
ご意見
<p>参入意欲を高める条件は、以下のとおり、事業者により求める条件が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計発注は公募型プロポーザル（基本設計・実施設計一括） ・ 設計施工分離型の従来発注（各社単独での参入が可能） ・ PFI 方式（BTO）、DBO 方式、ECI 方式

② 飲食・物販事業者

ア 基本構想(第1版)の内容について

各対象箇所に対する課題やアイデアは以下のとおりです。

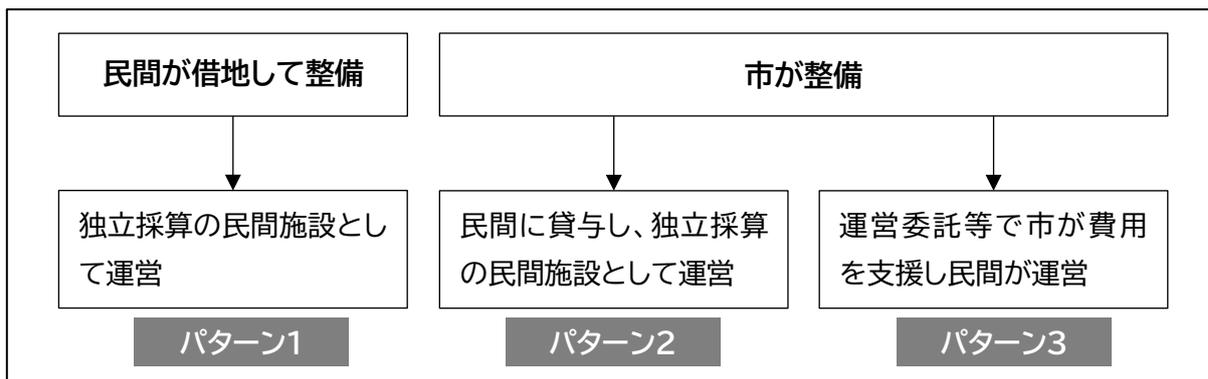
対象箇所	課題やアイデア
ア 飲食・物販等店舗の候補地	「A案」「B案」とともにメリット及びデメリットがある。 新案：第3駐車場
イ 駐車場の確保	【課題】 ・ 駐車場不足（店舗専用駐車場の確保） ・ 入口（乗入箇所）
ウ 周辺他施設との関係性	・ 既存施設利用者の飲食・物販購入場所が必要。
その他	・ 店舗の構造によっては、店員の目が行き届かない箇所等のセキュリティ確保が課題。 ・ 無人決済店舗や食品自動販売機の設置。 ・ 24時間営業が望ましい。

A案：店舗を東側に配置する案	B案：店舗を北側に配置する案
<p>規模の大きな平面駐車場（第3駐車場）からアクセスしやすい位置に飲食・コンビニ等を設け、これを拠点に最短距離で各機能を結ぶ連携軸を確保する案。</p> 	<p>視認性が良いエリア北端に飲食・コンビニ等を設け、各機能を結ぶ連携軸を確保する案。</p> 

イ 実現可能性に対するご意見

ご意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路からの視認性の確保、駐車台数等の施設条件の設定 ・ 飲食店の場合、利用者が集中する時間帯において調理時間を要してしまうと利用されづらい（特にスポーツ関連イベント時）。 ・ イートインコーナーも併設した簡易キオスク的な店舗 ・ 福祉施設（障がい者）の出店等、地域に根差した物販店舗

ウ 飲食・物販・サービス等店舗の整備手法



ご意見
<p>パターン1 からパターン3 のいずれの案で対応が可能なかは、事業者により異なるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニは、借地期間が20年程度必要。(コンビニオーナーとは10年契約が主) ・ 建築予定建物1階・2階に入居する事業者が別法人となる場合は、パターン1の借地契約ではなく、各事業者とは建物賃貸借契約(テナント契約)が望ましい。 ・ 飲食店は、民間による独自採算での運営は難しい。

エ 飲食・物販等店舗の整備

a 業種・業態

ご意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニやカフェ(既存施設内のプリマカフェの運営状況の把握が必須) ・ イートインコーナーも併設した簡易キオスク的な店舗 ・ 無人決済店舗 ・ 食品自動販売機の設置スペース

b 出店意欲

ご意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ ぜひ出店したいと前向きな意見が多数であった。 ・ 条件等が決まって周知があった際に検討したいとの意見もあった。

c 必要面積

条件
<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニについては、店舗面積(バックヤード込)で約60坪程度、駐車場台数10~20台程度 <p>※店舗専用駐車場とするかしないかで駐車場台数の設定は変わる</p>

③ 公共施設管理事業者

ア 基本構想(第1版)の内容について

各対象箇所に対する課題やアイデアは以下のとおりです。

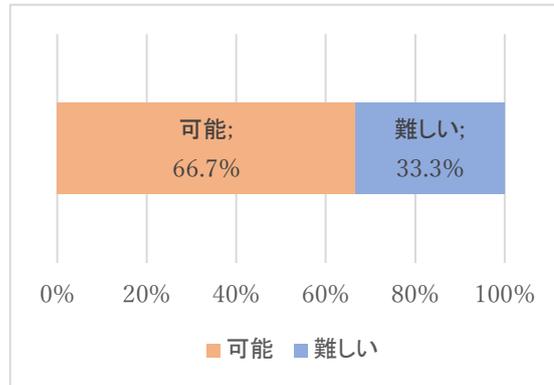
対象箇所	課題やアイデア
ア 複合施設	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターを4階にした場合、主たる利用者である高齢者にとって、隔離されている、また、アクセスが良くない施設というイメージを受けかねない。 <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターを、連絡通路や広場に近いところに配置し、外とのアクセスを担保する。
イ 緑地・広場等 [大谷ふれあい公園山林部]	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面するため、安全性への考慮が必要。 ・将来の災害や維持管理（剪定）を見据えた植栽の選定が必要。 <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ遊具の設置。
ウ 交流・イベントスペース	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントスペースを整備した場合、周辺地域に対する騒音への配慮が必要。 <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設段階から地域住民を巻き込んだイベントを実施し、一体感を醸成。 ・猛暑対策としてミストシャワーの整備。 ・災害を意識した空間づくり。
エ 交流・イベント等の支障対策 [ギャラリー改修等]	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス仕様に対する視認性等への配慮が必要。 ・空調効率の低下等運用面への配慮が必要。 <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス仕様とする（「一部」を見せる）。
オ 歩行者通路 [施設連携軸]	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軸設定の目的の明確化が必要。 ・歩行空間として外構の充実や安全性の確保が必要。 <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミストシャワーの整備。 ・駐車券を持参すると、飲食での割引を受けられる等、施設間を行き来してもらうための仕掛けが必要。
カ 飲食・物販等店舗	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日の集客が懸念。 ・ゴミ箱の設置場所や飲食可能エリアの設定による清潔感の確保が必要。 <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曜日限定の営業 ・イートインコーナーも併設した簡易キオスク的な店舗 ・福祉施設のパンや焼き菓子、アクセサリなどの販売

その他	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来を見据えて多様なモビリティの駐車・駐輪スペースの確保が必要。 <p>【アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェルビーイングなまちづくり等、エリアのコンセプトを具体化する。 ・催し物を頻繁にすることで、全世代にわたって利用できる場所となる。 ・レンタルサイクル、もしくはレンタル電動キックボードの導入。
-----	--

イ 市民活動交流拠点エリア一体型管理運営事業の導入

a エリア内施設間の連携による利用者サービスの更なる向上

約7割が可能と回答しており、実現性がやや高いと言えます。それぞれ主な意見は以下のとおりです。

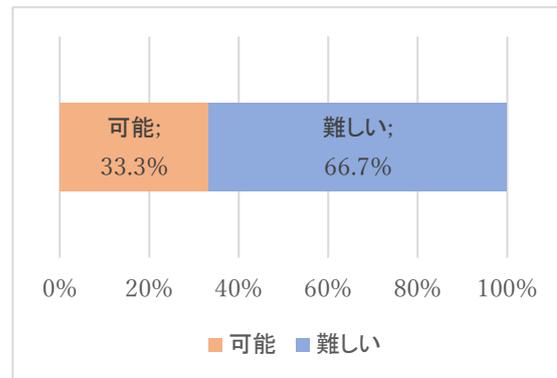


【主な意見】

実現可能	実現が難しい
<ul style="list-style-type: none"> ・エリア内におけるイベント時の周知やサービスコンテンツの共有、共通クーポン券、もしくは公式ガイドアプリなどの作成によるソフト面の取組み。 ・コンソーシアムを組成できるのであれば、利用サービスの向上に寄与出来る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的が異なる専門性の高い複数の施設を運営できる団体がいないことが懸念。 ・各施設の案内が出来る人材の配置が必要となり、一体管理をする際にオペレーションが複雑化する。総合案内を設けるなど対策が必須。

b 管理運営業務の効率化

約7割が難しいと回答しており、実現性がやや低いと言えます。それぞれ主な意見は以下のとおりです。



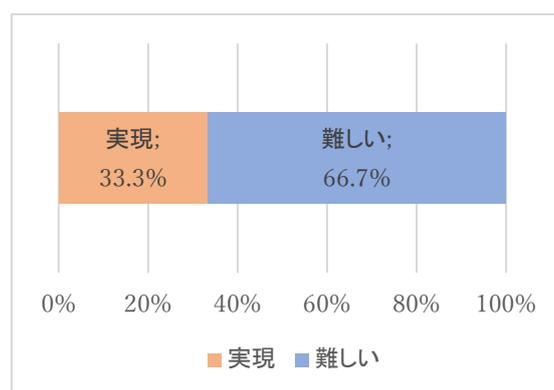
【主な意見】

実現可能	実現が難しい
<ul style="list-style-type: none"> ・PFI など、設計から運営維持の使い勝手などを反映することで効率的な管理運営業務を行うことが可能。 ・各施設の担当者による運営会議の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(特に) 図書館運営者が限られ、JV 組成に競争性が生まれなくなる可能性がある。 ・オペレーションや賃金の区別が困難となる可能性がある。

ウ 事業手法

a 一体型管理の可能性

約7割が難しいと回答しており、実現性がやや低いと言えます。それぞれ主な意見は以下のとおりです。

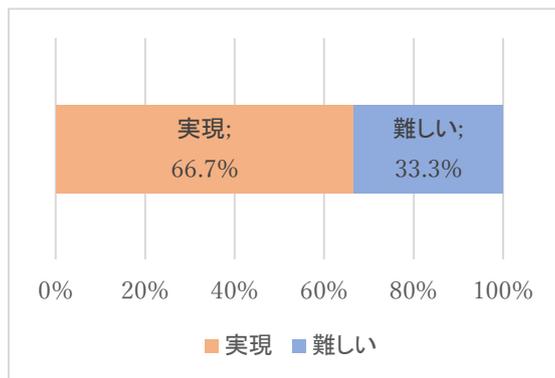


【主な意見】

実現可能	実現が難しい
<ul style="list-style-type: none"> ・市が一体的管理の明確な取り組み目標を提示するのであれば連携の可能性はある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのノウハウを持った企業・団体しか応募できない。

b 連携事業の可能性

約7割が可能と回答しており、実現性がやや高いと言えます。それぞれ主な意見は以下のとおりです。

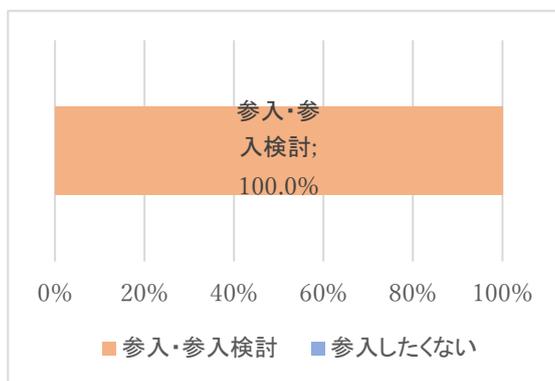


【主な意見】

実現可能
<ul style="list-style-type: none">・交通マナー講習会、健康促進体験イベント、福祉制度の周知や相談会、文芸・文化・芸術発表会の実施。・図書館を「知の発信地」として、派生イベントや事業を実施。・施設広報の連携。

c 参入意欲

10割が参入もしくは参入検討と回答しており、参入意欲が高いと言えます。それぞれ主な意見は以下のとおりです。



【主な意見】

ぜひ参入したい・参入を検討したい
<ul style="list-style-type: none">・新たな市民の交流の場となる新エリアで、地域に根差しながらも斬新で幅広い世代の方々に喜ばれる様々な新しいサービスを提供していけるとよい。・エリアの名称を決めることやエリア全体でサイン計画を統一するなど、デザインコンセプトはエリア全体で共通にする方がいい。

3 基本構想第2版策定後

周辺住民・関係団体等基本構想第2版内容説明

基本構想第1版公表後、周辺住民・関係団体等から伺った意見を踏まえ、令和5年12月に基本構想第2版を作成・公表しました。

関係団体等に対しては、今後基本設計の中で諸室の配置等、より具体的な意見を確認することとなりますが、基本構想第2版についても、新たな複合施設に集約する施設の指定管理者(1事業者)や本件エリア内既存3施設を管理運営している事業者(3事業者)、各施設を利用している市民団体(26団体)、自治会連合会、周辺地区自治会(大谷地区、小倉東地区、若葉台西地区)等に内容を説明しています。

また、周辺住民に対しては、令和6年2月に、本件エリア周辺の大谷地区、小倉東地区、若葉台西地区で周辺住民説明会を計3回開催し、基本構想第2版の内容を説明しました。建物の設置場所や、施設連携軸の考え方等、大まかな方針は基本構想第2版で確定していますが、基本設計の策定にあたっては、今回の周辺住民説明会で伺った意見を踏まえて検討していきます。

ア 関係団体等意見聴取先

① 新たな複合施設に集約する6施設の担当部署・指定管理者等

施設名称	担当部署	指定管理者等
社会福祉センター	福祉支援課	社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
老人福祉センターナギの木苑	高齢課	社会福祉法人 春日市社会福祉協議会

② 本件エリア内既存3施設の担当部署・指定管理者

施設名称	担当部署	指定管理者等
市民図書館	文化スポーツ課	株式会社図書館流通センター
ふれあい文化センター	文化スポーツ課	ツールツリーグループ
総合スポーツセンター	文化スポーツ課	春日まちづくりパートナーズ 代表企業 コナミスポーツ株式会社

③ 各施設を利用している市民団体等

施設名称	団体等名称
社会福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 春日市福祉団体等連絡協議会（春日市福祉ボランティア連絡協議会、春日市母子寡婦福祉会、春日市シニアクラブ連合会、手をつなぐ育成会かすが、春日市身体障害者福祉協会、春日市民生委員・児童委員連合会、春日市介護を考える家族の会「ひだまりの会」、NPO 法人福岡・翼の会、NPO 法人子育てネットワーク春日、筑紫地域精神障がい者家族会「五筑会・春日支部」） 春日市福祉ボランティア連絡協議会（春日手話の会、夢くらぶ、布絵本イルカくらぶ、春日ゆりかもめアイの会、でんでん虫、はるびボランティア） 春日市民生委員・児童委員連合協議会
男女共同参画・消費生活センターじよなさん	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画ネットワーク春日
ふれあい文化センター	<ul style="list-style-type: none"> 春日市文化協会 社会教育関係団体連絡協議会（春日市文化協会、学びすと春日、春日市生活学校、春日市子ども会育成会連絡協議会、ボーイスカウト春日第1団、春日市国際交流協会、春日市少年の船、春日市少年補導員の会）
市民図書館	<ul style="list-style-type: none"> 春日市子ども文庫・読書サークル連絡会
総合スポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> 春日市スポーツ協会

イ 周辺住民説明会

日時	場所	参加者数
令和6年2月3日（土） 13時～14時	若葉台西地区公民館	11名
令和6年2月10日（土） 13時～14時	小倉東地区公民館	19名
令和6年2月17日（土） 13時～14時	大谷地区公民館	26名

ウ 主な意見

主な意見
<ul style="list-style-type: none">・コンビニを誘致する場合、夜間の治安の悪化に注意してほしい。・地震を想定した防災機能の充実を検討してほしい。・埋蔵文化財のPRをしてほしい。・現在の周辺道路の混雑状況から考えると、駐車場は最低限の整備でよい。・老人福祉センターナギの木苑を低層階に移動したことはよかった。・地元の自治会が広場をイベント等に利用できるよう検討してほしい。・現在の山林部の状態を踏まえ、整備後の広場の緑化については、十分な樹木を確保してほしい。・会議室等エリア内各施設が共通で持つ機能の相互利用を考えてほしい。・施設予約について、エリア内のどの施設の窓口からでも全ての施設の予約が完結できるようにしてほしい。・学習スペースや読書スペースを確保してほしい。・Wi-Fiを整備してほしい。・渋滞緩和のため、自転車の利用促進等、自家用車以外のアクセス改善を検討してほしい。・歩行者の安全確保のため、小倉紅葉ヶ丘線の未整備区間の早期整備をお願いしたい。・ふれあい通りの見通しが悪いため、改善をお願いしたい。・コミュニティバスを今よりも使いやすくなるよう検討してほしい。・コミュニティバスセンターの待合室を広げてほしい。・大谷小学校を臨時駐車場として利用した際に、施設への動線がわかりづらい。・大谷小学校の臨時駐車場としての利用について、学校や周辺住民に十分に配慮したものにしてほしい。・新たな複合施設について、エレベーターだけでなく、エスカレーターを設置してほしい。・総合スポーツセンターのウォーキングコースに庇を付ける等により、雨天時でもウォーキングをしやすくしてほしい。・障がい者に配慮した構造や設備を検討してほしい。・図書館内に連絡通路を整備する場合は、図書館利用者に配慮したつくりにしてほしい。・工事の際の工事車両動線について、周辺住民に配慮した検討をお願いしたい。・伐採と工事の騒音対策を適切に実施してほしい。・周辺住民以外を対象とした説明会等を実施してほしい。・市外利用者に対しても整備内容を周知してほしい。・カフェの誘致等により、魅力的なエリアにしてほしい。